

令和7年9月第150回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和7年9月2日（火）
 ○開会年月日 令和7年9月2日（火）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（13名）

1番	酒井勝也君	2番	松田修君
3番	西口邦彦君	4番	城戸司君
5番	向井一富君	6番	久保美博君
7番	森永和夫君	8番	菊地幸雄君
9番	泉浩壽君	10番	大木雄君
11番	山本徹君	12番	下野安彦君
13番	山崎正史君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	上山淳一君	企画情報課長	二宮大昌君
住民課長	橋本一恵君	税務課長	久保宮賢次君
保健福祉課長	上野昌宏君	こども支援課長	亀岡秀俊君
建設デザイン課長	亀内重範君	会計課長	山本勝利君
町並・地域振興課長	高山重樹君	農林振興課長	新田栄作君
小田支所長	中嶋優治君	環境政策室長	西岡美穂君
教育長	林純司君	学校教育課長	宮久保邦博君
自治・学習課長	福見光生君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	北岡清君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高嶋由久子君	書記	本田紳太郎君
------	--------	----	--------

○議事日程（第12号）

日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告
 自 令和7年9月2日

会期

17日間

至 令和7年9月18日

- 日程第 3 議長諸般の報告
- 日程第 4 招集あいさつ及び行政報告
- 日程第 5 報告第 8号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 6 報告第 9号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 7 報告第 10号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 8 報告第 11号 健全化判断比率の報告について
- 日程第 9 報告第 12号 資金不足比率の報告について
- 日程第 10 報告第 13号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について
- 日程第 11 議認第 5号 令和6年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議認第 6号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議認第 7号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議認第 8号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議認第 9号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議認第 10号 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 69号 令和6年度内子町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 18 議認第 11号 令和6年度内子町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 19 議案第 70号 令和6年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 20 議認第 12号 令和6年度内子町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 21 議案第 71号 内子町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 72号 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 73号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 74号 内子町農村地域工業導入地区における固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 25 議案第 75号 内子町企業誘致条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議案第 76号 第40号 令和7年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について
- 日程第 27 議案第 77号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第3号）について

- 日程第28 議案第78号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第29 議案第79号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第30 議案第80号 第28号 令和7年度デスクトップパソコン等購入に係る物品購入契約について
- 日程第31 質問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第32 質問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第33 質問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第33まで

午前 10時00分 開会

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（泉浩壽君） ただ今から、令和7年9月第150回内子町議会定例会を開会いたします。

本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めていきます。

また、説明員として通知がありました者は、副町長及び総務課長及び各課長等の15名であります。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（泉浩壽君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、12番、下野安彦議員、13番、山崎正史議員を指名します。

日程第2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（泉浩壽君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち会期決定の件を議題とします。本定例会の会期は、去る8月25日開催の議会運営委員会において協議され、本日から18日までの17日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

従って、本日から会期は9月18日までの17日間に決定しました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第12号）」のとおりであります。

日程第 3 議長諸般の報告

○議長（泉浩壽君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。議長としての報告事項は、お手元に配布しておるとおりであります。ご覧いただいたことと想いますから、ご了承ください。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

○議長（泉浩壽君） 「日程第4 招集あいさつ及び行政報告」を町長より受けることにします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日ここに令和7年9月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会に町長として提出いたします案件は、報告6件、決算認定8件、剰余金の処分2件、条例の一部改正4件、条例の廃止1件、工事請負契約1件、補正予算3件、人事案件3件の合計28件のほか、4件の追加議案を予定をしております。

それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

さて、9月に入りましたが、まだまだ暑い日が続いております。今年の夏を振り返りましても、全国では41度を超える気温を観測した地域があり、愛媛県内も連日35度を上回るなど、激暑の夏になりました。そのようななかでも、内子祭りやいかざき花火大会、小田燈籠まつり、寺村・山の神火祭りなど、各地域で住民の皆さまが内子町の夏を盛り上げてくれました。町内の方はもとより、観光で来られた方、帰省された方など、多くの人々で賑わう様子は、人口減少が叫ばれる昨今においてもエネルギーを感じられる機会であり、住民の皆さまの底力に感動いたしました。

また、里山に目を向けますと、収穫時期を迎えている果樹や徐々に黄金色に輝き始めた稻など、豊かさを感じられる風景が広がっております。ただ、降水量が少なく、引き続き水不足が懸念されるところでございます。被害が出ないことを願うばかりであります。

その一方で、今夏も線状降水帯による大雨災害が全国各地で発生しております。特に8月上旬には、石川県や鹿児島県、熊本県が記録的な豪雨に見舞われ、熊本県では24時間で4

00mmを超える降水量が観測されました。それに伴う被害も大きく、床上・床下浸水は4,000棟を超え、さらに4名の方が亡くなられております。農林水産業の被害額も、熊本県だけで131億円に上るとの報道もございました。また、先日も秋田県において大雨による河川の氾濫が発生し、多くの方が被災されております。お亡くなりになられました方々に對し心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。

今後も台風の多発する時期に入ってまいりますし、想像を超える雨量をもたらす線状降水帯の発生も予測困難でございます。本町におきましても、よりいっそう迅速な災害対応への体制構築等、備えの重要性を再認識したところでございます。

また、今年は終戦から80年の節目でございます。現在もロシアのウクライナ侵攻やイスラエル・パレスチナの対立など、国外では先の見えない争いが続いています。各々が平和の大切さや尊さを認識し、現在の安全で安心できる暮らしを守るためにすべきこと、できることを、今一度考え、行動することが重要でございます。先般、開催された子ども議会におきましても、子どもたちが真剣にまちのこと、未来のことを考え、堂々と発表する姿に、大変感銘を受けました。このような子どもたちに平和で明るい未来を、豊かで美しい地域を引き継いでいくためにも、よりいっそう真摯にまちづくりに取り組むべく決意を新たにしたところでございます。

それでは、さっそく当面いたしております事務事業等について、ご報告申し上げます。

ご報告いたします内容は、1つ目は9月補正予算の概要について。2つ目が姉妹町村宜野座村との交流について。3つ目が外国語指導助手、ALTの増員について。4つ目が首都圏企業訪問についてでございます。

それでは、最初に令和7年度9月補正予算の概要についてご報告いたします。

9月補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,318万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億6,896万6,000円といたしております。これは、前年度同期の補正後予算と比較して6億7,869万1,000円、率にして5.8%の増となっております。

詳細につきましては後ほどご説明いたしますが、主だったものといたしまして、魅力ある風景や生活基盤の整備、教育への支援、防災・安全安心づくり、そして移住者の受け入れ等にかかる施策を予算化しております。

魅力ある風景や生活基盤の整備としましては、地域の方々の福祉増進やコミュニティづくり、高齢者や子どもたちのふれあいなど、地域福祉活動を行う参川福祉館の利便性向上のための改修工事設計委託料194万7,000円を計上しております。また、令和6年12月に新しい立石自治会館が完成いたしましたので、旧立石自治会館を解体し、駐車場など敷地を有効活用するための工事費2,206万6,000円を計上しております。

教育への支援としましては、雨漏りが発生している天神小学校校舎の屋上防水改修工事費466万4,000円を計上しております。防災・安全安心づくりとしましては、火災または地震等の災害の未然防止を担っていただいている消防団員にヘッドライトを配備する

ための購入経費214万5,000円を計上しております。今回の購入により、すべての消防団員に配備完了となります。また、雨や地震などが原因で斜面が崩れ落ちてくる危険性のある熊の滝集会所につきまして、がけ崩れ防止対策を行うための測量設計委託料170万円を計上しております。

移住者の受け入れとしましては、外部人材の力を活用しながら地域の活性化を図るため、地域おこし協力隊を10月より新たに2名受け入れます。その経費397万円を計上しております。

補正予算にかかる財源につきましては、国県支出金、地方債、助成金などに加え、基金を取り崩して充当する予定にしております。

次に、姉妹町村である沖縄県宜野座村との交流事業についてご報告いたします。

児童生徒を対象とした親善訪問交流事業は、旧五十崎町時代に姉妹町村縁組を締結した昭和48年度から始まり、今回で30回目の実施となりました。現在は、隔年で小学5年生から中学3年生までを対象に親善訪問交流事業を行い、今年度は、町内小・中学校から11名の団員が参加し、小田小学校上岡校長を団長とした総勢14名が8月9日から12日までの3泊4日の日程で宜野座村を訪問いたしました。宜野座村の子どもたちと一緒に、村内の松田地区に広がる地下鍾乳洞の探検やシーカヤックなどのマリンアクティビティで宜野座村の自然を満喫したり、伝統料理の調理を体験したりしました。

何より、この親善訪問交流は、子どもたち同士の絆が最も価値のある財産となります。今回、参加した子どもたちが、この先この出会いと絆を人生の糧として歩んでくれるものと思っております。

12月には宜野座村の子どもたちが内子町を訪れます。万全の体制で受け入れの準備を整えたいと考えています。

また、9月21日には、第11回目となります「内子町伝統芸能まつり」が内子町共生館で開催され、町内の団体のほか、今年は3年ぶりに宜野座村よりご出演いただきます。松田区芸能保存会、宜野座区二才団の皆さんをお迎えし、獅子舞をご披露いただきます。町内の獅子舞とは趣の異なる獅子舞だと聞いております。こちらも楽しみにしていただき、たくさんの方々の皆さんにご覧いただき、交流の一助としてまいりたいと考えております。

次に、外国語指導助手、ALTの増員についてご報告いたします。

内子町では、総務省、外務省、文部科学省の協力のもと、外国青年を招致する事業「JETプログラム」を活用し、ALT4名、CIR1名の体制で外国語教育及び国際理解教育を推進しております。主な活動として、町内の小中学校に週1回から3回程度の学校訪問を行い、教員とALTが共に連携し外国語活動を行っております。

小学校では、英語への抵抗感をなくし、中学校での英語学習につなげ、中学校では、より実践的な英語力を身につけることを目標に取り組んでおります。本年度、更なる英語教育の充実と児童生徒の国際感覚の育成を目的に、新たにALT1名を増員し、学校訪問の日数を増やし、充実した外国語活動や国際交流活動を推進するものであります。

今回、7月28日付でALTに、アメリカご出身のオリビア・ローズ・ビアニックさんが着任いたしました。これからは個性や強みを存分に発揮してご活躍いただき、内子町の外国語教育や国際理解教育がさらに充実していくことに期待をしているところでございます。

最後に、首都圏企業訪問についてご報告いたします。

第3期内子町総合計画の基本目標に「生産づくり」として、「今と未来をつなぎ稼ぐ力をつけるまち」を掲げております。なかでも、産業振興のため企業の誘致・進出を努力目標としており、企業訪問活動を行っております。企業誘致には、「大規模企業誘致」と「ベンチャー企業誘致」があり、前者は産業用地や人材の確保といった課題があり、すぐに誘致することは困難ですが、後者は空き家など活用したサテライトオフィス誘致が可能であり、令和元年に町並保存地区内の空き家を活用した企業が進出しており、新たな雇用20名も生まれております。

今年度においては、トップセールスの一環として企業ニーズ等を調査するため、先月8月21日、22日の2日間、首都圏の企業5社を訪問しました。首都圏には日本の最前線で活躍する大手・有名企業が集中しており、単なる訪問にとどまらず、実際に市場動向を聞き取りすることで、リアルな情報も得ることができました。

今後においても、首都圏ばかりではなく、関西圏への企業訪問含め営業活動を行ってまいります。

以上、4件の事柄についてご報告申し上げました。

今後も活力ある内子町を創造するために、町民の皆さんと共に協働してまいりますので、引き続き議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げ、招集のご挨拶といたします。

○議長（泉浩壽君） 以上で、招集あいさつ及び行政報告を終わります。

これから、議事日程に従って提出議案の審議に入ります。

日程第 5 報告第8号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（泉浩壽君） 「日程第5 報告第8号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） 「報告第8号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出」につきましては、その内容を農林振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○農林振興課長（新田栄作君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 新田農林振興課長。

[新田栄作農林振興課長登壇]

○農林振興課長（新田栄作君） 「報告第8号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況について」 説明させていただきます。

議案書2の経営状況を説明する書類の1ページをお開きください。

第28期、令和6年度の事業報告でございます。

3ページ、「会社全体」の項目からご説明します。

第28期の総売上目標としては8億円を掲げ、営業を展開してまいりましたが、今期の売上総額は「表1 販売実績」にありますように、7億1,416万6,000円となり、対前年度比0.3%増、目標額に対しては89.2%となっております。

各部門においては、「表1 販売実績」に示しています。主なものとして、まず直売所についてですが、暖冬の影響で山菜類の出荷が減少し、さらにカ梅ムシや猛暑の影響による桃、梨、柿などの果物の出荷数が大幅に減少しました。そのため、前年度比4.2%減の4億3,535万8,000円となっております。

次に、シャーベット工房に関しては、資材の値上げの影響を受け、夏休み前に価格改定を行いましたが、他店との比較で高すぎるイメージを持たれることもなく、内子産であることや、食材をお客様に丁寧に説明しながら販売することで満足度を向上させることができ、前年度比9.2%増の4,125万5,000円となっております。

パン工房については、ケーキやサンドイッチなどをアグリ c a f e 川楽里に移動したことに加え、店舗改装のため1か月半ほど販売を縮小した影響で、前年度比13.0%減の6,287万1,000円となっております。

特産事業部では、じやばらの収穫が57.7tの収穫となっております。「じやばら飲む果実酢」や「じやばら果汁パウダー」を開発し、販売を進めています。さらに、生果や乾燥果皮についても東京浴場組合など、関東圏の浴場組合で取引が始まっています。

また、水稻栽培においては、面積を4.4haに広げ、約22tの収量を得ることができました。その結果、前年度比19.1%増の4,300万2,000円となっています。

そのほか、各部門の詳細については、4ページから9ページにかけて記載をしておりますので、お目通しください。

続きまして、14ページからの決算報告書にて「第28期 貸借対照表」「損益計算書」についてご説明いたします。

16ページをお願いします。

初めに「損益計算書」をご覧ください。

売上高3億9,269万7,917円から売上原価の期首棚卸高4,133万5,989円と仕入れ及び原材料費1億3,971万9,506円の合計から期末棚卸高4,128万8,826円を差し引きました売上原価は1億3,976万6,669円となり、売上高から売上原価を差し引きました売上総利益は2億5,293万1,248円でございます。

ここから販売費及び一般管理費2億5,737万7,654円を差し引きました営業損失

は444万6,406円でございます。

この営業損失に営業収益の受取利息から雑収入までの合計247万2,538円を加え、営業外費用の8万1,912円を差し引いた経常損失は205万5,780円でございます。

この額に特別利益の補助金261万2,000円を加え、特別損失14万9,534円を差し引きました税引前当期純利益は40万6,686円となり、法人税等20万3,500円を差し引いた当期純利益は20万3,186円でございます。

なお、次のページの販売費・一般管理費内訳書については、お目通しいただきますようお願いいたします。

説明が前後して申し訳ありませんが、15ページをお願いいたします。

「貸借対照表」について説明させていただきます。

表の左側「資産の部」。流動資産1億2,006万1,206円、現金及び預金、売掛金等でございます。

資産の部中段です。固定資産2,183万6,937円。建物、建物附属設備等でございます。

下段の方です。繰延資産139万4,869円。

資産の部の合計は1億4,329万3,012円でございます。

続きまして、表の右側、負債の部。

流動資産6,641万5,479円。買掛金、短期借入金等でございます。

負債の部の合計も同額でございます。

続きまして、下段の純資産の部。

資本金7,000万円に利益剰余金687万7,533円を加えた純資産の部の合計は7,687万7,533円でございます。

負債・純資産の部の合計1億4,329万3,012円でございます。

次に18ページをお願いいたします。

「株式資本等変動計算書」でございます。

株主資本資本金、当期首・当期末残高ともに7,000万円。

利益剰余金として、利益準備金、当期首・当期末残高ともに215万円でございます。その他利益剰余金として別途積立金、当期首・当期末残高ともに800万円で、繰越利益剰余金として、当期首残高△347万5,653円に、先程「損益計算書」で説明をしました当期純利益の20万3,186円を加えた当期末残高は△327万2,467円となっております。

従いまして、利益剰余金合計期末残高687万7,533円で株主資本合計の当期末残高7,687万7,533円でございます。

続きまして、前後して申し訳ありませんが、事業報告の10ページをお願いいたします。

第29期の事業計画について簡単にご説明いたします。

第29期のからり全体の総売上目標は、前年度と同様に8億円しております。

世界情勢の安定化は依然として遠く、円安や物価高、気候変動などの影響により、「からり」にとっても厳しい状況が続くと予想されます。しかし、そのようななかにおいても多く的人に愛される道の駅を目指し、生産者の皆様とともに魅力ある商品をつくり、からりのファンを増やしていきたいと考えています。

季節感を存分に楽しんでいただけるのはもちろん、商品やサービス、イベントを通して内子の魅力を発信し続ける拠点として、お客様の心に残るよう「からり」を成長させていきたいと思っております。さらに、「農林水産業や地域産業の発展に寄与し、地域の活性化に貢献する」ことを営業理念に掲げており、そのためにも出荷者や社員一丸となり、販売や営業の努力を続け、関係各機関の皆さんのご協力とご支援を得て、取り組んでいきたいと考えております。

なお、この第28期事業報告、決算報告並びに第29期事業計画については、令和7年6月30日開催の定時株主総会に提出し、全て承認されております。

以上、「報告第8号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況について」の報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

日程第 6 報告第9号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（泉浩壽君） 「日程第6 報告第9号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第9号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出」につきましては、その内容を小田支所長に説明いたさせますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○小田支所長 議長。

○議長（泉浩壽君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋優治小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） それでは、「報告第9号 小田まちづくり株式会社の経営状況について」ご報告いたします。

議案書2の「経営状況を説明する書類」の黄色い表紙からになります。

なお、この第24期の事業報告書でございますが、事業期間は令和6年7月1日から令和

7年6月30日となっております。

本事業報告書及び決算報告書につきましては、令和7年8月20日に開催された「小田まちづくり株式会社 第24期定時株主総会」において承認されているものでございます。

1ページをご覧ください。

第24期の1. 営業報告、(1) 総括的事項についてでございますが、今期も緊迫した世界情勢の影響で生活必需品など様々なものの価格が上昇し、消費者動向が不透明ななか、道の駅においては「せせらぎデー」やビアガーデンなどのイベントを開催し、賑わいづくりに努めましたが、道の駅全体の利用者数は、前期比1.6%の減とわずかに減少しております。

実績といたしましては、中段の(2) 管理運営業務 の ①「特産品販売施設」及び「かじか亭」の売上状況の記載の中ほどにございます。

「特産品販売施設」の利用者は7万4,736人、前期比99.2%、売上は7,354万6,485円で、こちらも前期比99.2%となっております。

また、食堂「かじか亭」の利用者は、2万1,783人、前期比96.0%と減少しておりますが、売上については、1,980万1,490円で、前期比100.7%とわずかに伸ばしております。

これら2つの施設を合わせました道の駅全体での利用者は9万6,519人、前期比98.4%。売上においては9,334万7,975円、前期比99.6%とわずかに減少し、今季の売上目標である3%増を達成することはできませんでした。ここ数年は設立以来の目標としております年間販売額1億円に迫ってはきておりますが、足踏みの状態となっておるところでございます。

2ページの方をお聞きいただけたらと思います。

上段の②売上別出荷者数をご覧ください。売上50万円未満の出荷者が全体の76%を占めており、近年、高齢化等に伴い、出荷者数が減少傾向となっておりますが、今期の出荷者は119人と前期から6名の減となっております。生産出荷体制の強化につきましては大きな課題として捉えており、今後、出荷者の確保に努めてまいります。

次に、3ページをお開き下さい。

2. 事業報告でございますが、今期の集客イベントについては、「せせらぎデー」を4回開催し、これらを中心に町内外のイベントにも積極的に出店をしております。

下記の3. 決算報告についてですが、総事業収入は2,540万3,580円、3.3%減となり、それに対しての売上原価は804万5,372円、10.7%減で、一般管理費は1,709万8,984円、4.8%増となっております。

人件費等の経費も増加しており、減価償却費103万9,404円を確保した結果、営業利益は25万9,224円となり、税引き後の当期純利益は9万4,088円で、前期より2万391円の減となっております。

詳細につきましては「決算報告書」の方でご説明させていただけたらと思います。

8ページをご覧下さい。

8ページ貸借対照表の表中の左側の資産の部でございますが、最上段でございます。ローマ字数字Iの流動資産が現金及び預金、売掛金、棚卸資産等合わせまして2,970万5,308円でございます。

下にまいりまして、IIの固定資産の合計が602万2,508円。内訳は有形固定資産が599万6,268円。

下にまいりまして、無形固定資産が2万6,040円でございます。

IIIの繰延資産はございません。

最下段です。

これらを合わせた資産の部合計は、3,572万7,816円となります。

次に、8ページの表中、右側上段より、負債の部でございますが、I. 流動負債は、買掛金、未払金など合わせて689万364円となっております。

下にまいりまして、純資産の部につきましては、1の資本金は3,535万円。これは、1株5万円の発行済株式総数707株分でございます。

これに3の利益剰余金△651万2,548円を加えた純資産の部の合計が2,883万7,452円になります。

負債・純資産の部合計が3,572万7,816円となり、左側の最下段にあります「資産の部合計」と一致するものでございます。

続きまして、9ページの損益計算書をご覧ください。

上段より、ローマ字数字のI. 売上高の内訳は、業務委託・受託収入として、町指定管理委託料「かじか亭」の施設使用料収入などの319万971円。商品売上代として、JA商品、ソフトクリームなどの仕入販売が1,242万7,696円。農産物の出荷者からいただく販売手数料収入。これは販売額の17%をいただいておりますが、これが978万4,913円となっており、右端に記載のとおり、Iの売上高の合計は2,540万3,580円になります。

これらIIの売上原価の合計、真ん中の列の罫線の下になりますけれども、890万3,797円を差し引き、その下の期末棚卸高85万8,425円を加えました。右端になりますが、売上総利益は1,735万8,208円になります。

IIIの「販売費及び一般管理費」が1,709万8,984円となっており、「売上総利益」から「販売費及び一般管理費」を差し引いた25万9,224円が今期の営業利益でございます。

下にまいりまして、この営業利益に受取利息・雑収入の営業外収益7万6,264円を加えました経常利益は33万5,488円でございます。

下段にまいりまして、税引前当期純利益の33万5,488円に、法人税等の税額24万1,400円を差し引きました9万4,088円が当期純利益となります。

1枚送っていただきまして、10ページをご覧ください。

上段には、先程ご説明申し上げました「販売費及び一般管理費」1,709万8,984

円の内訳を掲載しております。

下段は棚卸資産85万8,425円の内訳となっておりますのでお目通しください。

11ページをご覧ください。

株主資本等変動計算書でございますが、中程にございます。その他利益剰余金合計につきまして、当期末残高は△651万2,548円となっております。

1ページ送っていただきまして、12ページは個別注記表となっております。内容につきましては、お目通しをいただけたらと思います。

最後に、第25期の事業計画についてですが、4ページをご覧ください。

中断の（2）道の駅「小田の郷せせらぎ」の健全経営についてでございますが、第25期につきましては、引き続き、せせらぎデーなどイベントの開催により、「せせらぎ」全体の売上について、今期の売上実績から3%増を目指します。

今後の店舗拡張をはじめ、「第3期整備計画」完了後の新たな道の駅の姿を見据え、農産物、菓子類や総菜、匠の木工品など小田地区ならではの特産品の充実に努め、生産出荷組合や地域おこし協力隊と連携して、意欲的な生産出荷者の開拓・確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、「報告第9号 第24期 小田まちづくり株式会社の経営状況の報告」とさせていただきます。

○議長（泉浩壽君） ただ今の報告に対する質疑があれば質疑を許します。質疑はありますか。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永議員。

○7番（森永和夫君） 今、「からり」と「せせらぎ」の決算報告をお聞きしたわけですが、これで、この2箇所についてですね、共通していることが問題があると私は思うんです。それは、両施設とも。例えば、「からり」は補助金、「せせらぎ」は指定管理料。これがあって初めて、わざかな黒字化ということになっています。それで、ずっと内容を見ておると、やはり一般管理費の割合が大きい。そういったことで、やはり両施設とも、そういった内容をもっと点検をしてですね、しっかりと経営計画を立てていただきたいと思いますが、そういったお考えはあるのか、ないのか、お伺いしたいと思います。両施設とも。

○農林振興課長（新田栄作君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 新田農林振興課長。

○農林振興課長（新田栄作君） 「からり」のところの部分の補助金につきましては、今年度は5件の補助金を入れております。これについては、まずカフェの方のIT導入の補助金、IT導入支援事業補助金。これ中小企業庁なんですけれども、キャッシュレスのレジの部分であったり、中小企業の最低賃金引上げ支援対策補助金であったり、そういうしたもの。あと、農業機械の播種機のところ、町の補助金ですけれども、そういうもの。それら5件ほど合わせまして、補助金の方、今回入っております。先程、ご指摘いただいた部分の、一般管理

費の部分が多いということも含めてなんですかけれども、そういった機械を購入するとか、そういう部分は計画的にとりあえず行っております。それに対しての今回、補助金ということになっており、「からり」の方でも、ご指摘いただいたことも含めて、また販売、一般管理費の方はできるだけ抑えるようなことも含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○小田支所長（中嶋優治君）議長。

○議長（泉浩壽君）中嶋小田支所長。

○小田支所長（中嶋優治君）ご質問ありました一般管理費の削減といったことは、当面の課題として捉えてございます。また、小田まちづくり株式会社においてはですね、なかなか「からり」さんとは違ってですね、10分の1程度の規模ということですね、長期的に見ましても、経営基盤の整った組織に育成していく責任もあると考えております。令和4年の4月からですね、駅長が常勤体制となったため、これまで正職員が不在でですね、パートタイマー6～7名でやっておりましたところ、なんとかテコ入れをしていこうというところで頑張っております。将来的には人材育成の面もあり、これまで同様、指定管理料といったことで町から補助はしておりますけれども、長期的な面ではですね、こういったところも独り立ちしてできるような足腰の強い経営体制を築くことが大切だと思っておりますので、今後の課題とさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（泉浩壽君）他にありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

日程第 7 報告第10号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（泉浩壽君）「日程第7 報告第10号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君）議長。

○議長（泉浩壽君）小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君）「報告第10号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出」につきましては、その内容を自治・学習課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○自治・学習課長（福見光生君）議長。

○議長（泉浩壽君）福見自治・学習課長。

[福見光生自治・学習課長登壇]

○自治・学習課長（福見光生君） 「報告第10号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について」をご報告させていただきます。

議案書2の「経営状況を説明する書類」の公益財団法人内子町国際交流協会令和6年度事業報告及び収支決算書をお開き願います。

事業報告についてでございますが、国際交流協会は、令和6年度におきましても、国際的な視野と実践力を備えた人材を育成し、もって活力ある地域社会の形成に寄与することを使命として各種事業を行っており、令和6年度で30周年を迎えました。

主なものをご報告いたします。

ローマ数字のI 「交流促進事業」の1、「意識啓発・情報発信事業」につきましては、毎月1回、機関紙「ゆうていあ」を「広報うちこ」へ掲載したほか、ホームページやフェイスブックにより協会の活動を広く国内外に発信しております。

2の「各種講座運営事業」におきましては、(2)の外国語講座につきましては、高校生以上を対象にした英会話3コース、ドイツ語2コースを開催したほか、小学生を対象に「英語であそぼう」を2回開催いたしました。

次に、3の「交流イベント・体験事業」につきましては、(2)の「国際交流の集い」事業として、「内子町子どもフェスティバル」への出展や「いかざき大廻合戦」での国際交流協会のPR、「ドイツフェスタ」の開催協力をしたほか、「第18回内子町駅伝競走大会」にも参加をいたしました。

次に(4)設立30周年記念事業については、交流の新しい形・広がりを目指すことをコンセプトに、令和6年度及び令和7年度に取り組んでおります。イの青少年の国際理解・国際交流への意識の啓発を図る事業では、11月29日に記念講演会として、町内中学生を対象にサヘル・ローズさんの講演会を実施いたしました。ウの親睦を図る事業では、8月17日に海外派遣団員交流会を参加者67名で実施し、同時期8月に松山市在住の相原忠夫氏制作のローテンブルク市のミニチュア家屋193棟の展示を行い、大変好評を得ることができました。

次に、ローマ数字のII助成事業についてですが、1の青少年海外派遣事業として、実に5年ぶり、26回目となる事業を10月12日から21日の10日間の日程で、10名の中学生をローテンブルク市へ派遣いたしました。

次に、2から4の「助成事業」については、6年度は申請はございませんでした。

次に、6ページ上段になります。

ローマ数字のIII「法人管理」の(2)になりますが、平成28年度に創設した賛助会員制度に基づき、会員拡大に努めました。

2の「理事会・評議員会」、3の「組織・役員の変更」。次は7ページになります。4の「研修会・会議への出席」、5の「職員の状況について」につきましてはご覧のとおりとなっております。

また、7ページから8ページに、6の「役員の状況」につきましてもお目通しいただきま

すようお願いをいたします。

続きまして9ページ、収支決算書類についてご報告をいたします。

貸借対照表です。表の当年度（A）の欄をご覧ください。

科目のローマ数字I、資産の部で流動資産の合計額が263万1,865円で、2の固定資産のうち、（1）特定資産の合計が2億3,405万1,210円、（2）その他固定資産の合計が8万5,140円、1の流動資産と2の固定資産を合わせた資産合計が2億3,676万8,215円です。

次に、科目のローマ数字II負債の部では、1の流動負債は未収金、前受け金、預り金を合わせた流動負債の合計31万3,199円です。

次に、科目のローマ数字IIIの正味財産の部で1の指定正味財産の合計が2億4,154万8,667円です。

正味財産の合計は2億3,645万5,016円で、一番下の負債及び正味財産合計が2億3,676万8,215円となっております。

次に10ページになります。

次に、正味財産増減計算書、会社でいう損益計算書になりますが、表の当年度（A）の欄をご覧ください。

まず、ローマ数字のI一般正味財産増減の部、1の経常増減の部（1）経常収益の中の特定資産運用益は572万3,815円で、受取会費が26万6,000円、事業収益が10万4,280円、受取補助金等が120万円、指定寄付金、指定正味財産からの振替額など、受取寄付金等が243万3,935円となっており、雑収益の13万141円を合わせた経常収益の合計は1,075万8,171円です。

次に、（2）の経常費用の主なものとして、人件費に569万7,407円。助成金として、青少年海外派遣事業参加者への補助金等に187万2,458円。経費の講師料、公益法人会計処理に関する訪問指導等の顧問料でございます。旅費交通費に197万6,342円。これの主なものとしては、青少年海外派遣事業の引率者の旅費交通費です。食料費に7万9,781円。これの主なものとしては、ALTのウェルカムパーティーや青少年海外派遣事業交流会時の飲食代でございます。

次に、通信運搬費に23万9,552円。これはインターネット通信や郵送に係る費用でございます。

次に、支払手数料として97万696円で、これら経常費用の合計が1,317万8,128円となっております。

経常収益から経常費用計を差し引いた当期経常増減額が△241万9,957円となっております。その結果、一般正味財産期末残高が△509万3,651円となります。

次に、11ページのローマ数字のII、「指定正味財産増減の部」の「特定資産評価損益」が、△250万5,759円となっており、指定正味財産期末残高が2億4,154万8,667円となっております。

以上のことにより、一番下のローマ数字Ⅲの正味財産期末残高は2億3,645万5,016円となっております。

12ページには、財産目録を掲載しております。こちらは貸借対照表にあります「資産並びに負債」の内容について掲載したものですので、お目通しください。

最後に、13ページから16ページにかけては令和7年度事業計画を、また17ページには令和7年度の收支予算書を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上、「報告第10号」の報告とさせていただきます。

○議長（泉浩壽君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

ここで、暫時休憩します。午前11時10分から再開します。

午前 10時58分 休憩

午前 11時10分 再開

日程第 8 報告第11号 健全化判断比率の報告について

日程第 9 報告第12号 資金不足比率の報告について

○議長（泉浩壽君） 休憩前に続き、会議を開きます。

「日程第8 報告第11号 健全化判断比率の報告について」、「日程第9 報告第12号 資金不足比率の報告について」以上の2件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） 「報告第11号 健全化判断比率の報告について」、「報告第12号 資金不足比率の報告について」、この2件の報告案件につきましては、その内容を総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

[上山淳一総務課長登壇]

○総務課長（上山淳一君） それでは、議案書1の5ページをお開きください。

「報告第11号 健全化判断比率の報告について」及び6ページ、「報告第12号 資金不足比率の報告」についてご説明いたします。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、財政の早期健全

化判断、財政の再生判断を示す指標を算定し、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会への報告及び公表が義務付けられているものでございます。

健全化判断比率、つまり実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を、5ページ、「報告第11号」の一覧表で示しています。

また、企業会計においては、6ページの「報告第12号」の一覧表に示しておりますように、資金不足の比率を示す指標ということになります。

これらの5つの指標によって、財政運営の健全化等を示すことになっております。

まず、議案書1の5ページ、「報告第11号 健全化判断比率の報告について」ご説明いたします。

令和6年度における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字となっているため該当ございません。

実質公債費比率は2.8%でした。令和5年度と比較し、0.3%増加しております。この実質公債費比率が18%を超えると、新たな財政計画や起債発行に当たって国・県の許可が必要となり、さらに25%を超えると地方債の発行が制限されます。

次に、将来負担比率も該当なしで、前年度と同様に基準値内となっています。

それぞれの項目にあたる括弧の数字、早期健全化基準をいずれかの項目で超えますと、健全化判断比率を公表した年度の末日までに財政健全化計画を策定しなければならないことになっております。

続いて、議案書1の6ページ、「報告第12号 資金不足比率について」ご説明いたします。

令和6年度における資金不足比率については、2つの事業会計において資金不足は発生してございません。

以上、「報告第11号」及び「報告第12号」は、7月14日から17日にかけて、赤穂代表監査委員、久保監査委員の審査を終えましたので、別冊資料8の8月19日付審査意見を付して、本日、内子町議会9月定例会に報告するものです。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

日程第 10 報告第13号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について

○議長（泉浩壽君） 「日程第10 報告第13号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第13号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出」につきましては、その内容を学校教育課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○学校教育課長（宮久保邦博君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 宮久保学校教育課長。

〔宮久保邦博学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（宮久保邦博君） それでは、「報告第13号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について」ご説明を申し上げます。

議案書1の7ページとなります。

報告書は資料No.3となります。それでは、資料No.3でご説明させていただきます。

内子町教育委員会では、毎年、教育行政の管理、執行状況につきまして、自己点検及び外部評価委員による評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しているところでございます。

報告書をめくっていただき、1ページをお願いします。

1ページには、点検・評価報告について、その趣旨、点検評価の対象、その方法など示しております。

1ページ後半から2ページにかけて、個別事業の実施状況及び効果、自己評価と課題、評価基準のAからDの4区分、内子町外部評価委員会委員名簿などを記載しております。

外部評価委員会のメンバーは、2ページに記載しております5名でございます。

外部評価委員会は7月に2回開催し、その都度、協議いただき、意見、評価をいただいております。

また、3ページから5ページには、教育委員会活動報告を記載しております。

次に、点検・評価でございますが、対象となります事業は、令和6年度中に実施いたしました事業となります。

学校教育課関連の22の個別事業につきましては、めくっていただき、7ページから28ページに記載しております。

外部評価の内訳は、「A評価、順調である」が1事業、「B評価、おおむね順調である」が21事業、「C評価、やや順調である」と「D評価、順調でない」事業はございませんでした。

次に、自治・学習課関連の15の個別事業につきましては、29ページから43ページに記載しております。

外部評価の内訳は、「A評価、順調である」が2事業、「B評価、おおむね順調である」が13事業、「C評価、やや順調である」と「D評価、順調でない」事業はございませんでした。

本報告書に記載しております、それぞれの事業内容、実施状況、評価等につきましてはお目通しいただき、ご確認いただいていると思いますので、省略をさせていただきます。

なお、全体を通してになりますが、4年度まではコロナ禍の事業規模の縮小や中止など、余儀無くされておりました事業につきましても、令和6年度におきましては、5年度に引き続き、おおむね実施できております。

今後におきましても、「内子町学校教育の方針と施策」、「内子町社会教育の方針と目標」、「内子町人権・同和教育基本方針」を基に、教育や文化、スポーツの推進に努めてまいりたいと思います。

以上、内子町教育委員会の点検・評価の報告とさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（泉浩壽君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

日程第 11 議認第 5号 令和6年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 議認第 6号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 議認第 7号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議認第 8号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 議認第 9号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 議認第 10号 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第11 議認第5号 令和6年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」「日程第12 議認第6号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第13 議認第7号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第14 議認第8号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第15 議認第9号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第16 議認第10号 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、以上6件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議認第5号 令和6年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定に

について」「議認第6号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について」「議認第7号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「議認第8号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「議認第9号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「議認第10号 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定」につきましては、その内容を会計管理者に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○会計管理者（山本勝利君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 山本会計管理者。

〔山本勝利会計管理者登壇〕

○会計管理者（山本勝利君） それでは、「議認第5号」から「議認第10号」までの令和6年度一般会計及び特別会計の決算について、ご説明をいたします。

各会計の決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算及び意見を議会に提出し、議会の「認定」をいただくものでございます。

初めに、「議認第5号 令和6年度一般会計歳入歳出決算」についてご説明をいたします。

まず、一般会計の概要を申し上げますと、全体的な決算額は、前年度と比べ、歳入歳出ともに約3.5%、額にして4億円弱の増となり、歳入で120億円あまり、歳出で114億5,000万円あまりとなっております。これは、町内の都市公園などの整備を実施したほか、自治センターや自治会館、内子座の保存・修理事業などを実施したこと、また人件費の上昇などにより、令和6年度決算額が前年度より4億円弱の増加となったものでございます。

資料4の「令和6年度内子町一般会計歳入歳出決算書」の2ページ、3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

歳入は、1款の町税から20款の町債になりますが、その中で主なものをご説明いたします。

はじめに1款、町税です。収入総額は14億3,376万3,945円で、前年度より1,867万円あまりの減となっております。

次に、9款地方交付税です。収入総額は52億788万円で、前年度より1億996万8,000円の増となっております。

なお、この地方交付税の歳入全体に占める割合でございますが、43.4%となっております。

次に1ページめくっていただきまして、4ページ、5ページをお開きください。

次に、13款国庫支出金です。収入総額は12億1,195万1,630円です。前年度より1億5,541万円あまりの減となっております。

次に、14款県支出金です。収入総額は8億483万5,875円で、前年度より2,95

6万円あまりの増となっております。

次に、17款繰入金です。収入済額は8億4,068万9,579円で、前年度より3億5,117万円あまりの増となりました。これは一般会計において各種事業に充当する財源として、各基金から繰入れを行ったものでございます。

最後に、20款町債です。収入済額は8億3,979万7,000円で、前年度より5,843万円の減となっております。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。

歳入の合計になります。一番下、歳入合計の収入済額でございます。120億714万7,041円で、前年度より3億8,989万円あまり、率にして3.4%の増となっております。続きまして、歳出についてです。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出は、1款の議会費から14款の予備費になりますが、その中で主なものを説明いたします。

まず、2款総務費です。支出済額は14億6,820万7,537円で、前年度より1億2,514万円あまりの増となっております。これは、本庁舎の屋上防水改修工事や衆議院議員選挙などにより増加したものでございます。

次に、3款民生費です。支出済額は30億2,815万7,005円で、前年度より7,907万円あまりの減となりました。これは、令和5年度に実施をいたしました物価高騰による生活支援対策のための特別給付金事業などが減少したものでございます。

次に、4款衛生費です。支出済額は9億6,129万8,538円で、前年度より1,858万円あまりの増となっております。

続きまして、6款農林水産業費です。支出済額は6億2,758万1,960円で、前年度より8,947万円あまりの減となりました。これは、令和5年度に農業水利施設等の事業完了により減少したものでございます。

次に、8款土木費です。支出総額は12億8,113万1,255円で、前年度より2億3,68万円あまりの増となりました。これは、道路橋梁費による道路等の維持管理でありますとか、都市計画費によります龍王公園、あと新川児童公園などの公園整備により増加したものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

10款教育費です。支出済額は16億7,043万5,125円で、前年度より1億3,556万円あまりの増となりました。こちらは、自治センターや自治会館の改修・新築工事、また内子座保存・修理事業などにより増加をしたものです。

次に、13款諸支出金です。支出済額は4億8,320万4,235円で、前年度より4,350万円あまりの増となっております。こちらは基金積立金の増によるものです。

歳出合計の支出済額でございますが、114億5,608万4,657円で、前年度より3億9,254万円あまり、率にして3.6%の増となりました。

続きまして、182ページをお開きください。

一般会計の「実質収支に関する調書」でございます。「1.歳入総額」は120億714万7,041円、「2.歳出総額」は114億5,608万4,657円、「3.歳入歳出差引額」は5億5,106万2,384円、「4.翌年度へ繰り越すべき財源」の計は2億356万7,000円、「5.実質収支額」は3億4,749万5,384円となります。

次に、190ページをお開きください。

「財産に関する調書」の中の「4.基金」の決算についてでございます。1「一般会計財政調整基金」から、次のページ、191ページ下段にあります「29.学校教育施設整備基金」までの29の基金がございます。令和6年度中の動きをお示ししたものでございます。

基金の決算年度末現在高の合計でございます。191ページをお開きください。

一番下の欄の右にあります79億492万6,830円となり、前年度より2億9,698万円あまりの減となっております。

以上、「議認第5号 令和6年度内子町一般会計歳入歳出決算書」のご説明とさせていただきます。

続きまして、「議認第6号」から「議認第10号」までの5つの特別会計について、ご説明いたします。

初めに、「議認第6号 令和6年度内子町内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算について」ご説明いたします。

資料5、令和6年度内子町特別会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお開きください。

まず、歳入についてです。1款寄宿舎事業収入の収入済額は寄宿舎の部屋使用料で1,869万4,500円、2款繰入金の収入済額は、一般会計からの繰り入れで1,471万2,561円、3款諸収入の収入済額は、部屋の光熱水費などの使用料で542万6,568円でございます。

歳入合計の収入済額は3,883万3,629円となり、寮生の増加などにより前年度より1,055万円あまりの増となっております。

次に、歳出についてです。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出は、1款の寄宿舎事業費のみになります。この中身は、一般管理費、施設管理費、給食費の合計からなるものでございます。歳出合計の支出済額は、歳入合計と同額の3,883万3,629円になります。

次に、「議認第7号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算」についてご説明いたします。

16ページ、17ページをお開きください。

まず、歳入についてです。

1款国民健康保険税の収入済額は3億2,008万6,931円で、前年度より1,69

7万円あまりの減となります。

4款県支出金の収入済額は11億6,465万4,321円、6款繰入金は1億9,226万7,248円、歳入合計の収入済額は16億9,649万1,314円で、前年度より2億5,517万円あまりの減となっております。

続いて、歳出についてです。

18ページ、19ページをお開きください。

歳出は2款保険給付費が主なもので、11億3,936万6,934円となり、歳出合計の支出済額は16億8,091万8,386円で、前年度より2億5,869万円あまりの減となっております。

続きまして、「議認第8号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算」についてご説明いたします。

40ページ、41ページをお開きください。

まず、歳入についてです。

1款保険料の収入済額は4億8,339万700円、4款国庫支出金の収入済額は7億8,005万9,577円、10款繰入金の収入済額は4億3,189万3,612円となり、歳入合計の収入済額は28億9,669万9,397円で、前年度より7,472万円あまりの増となります。

次に42ページ、43ページをお開きください。

こちらは歳出についてです。

主なものは、2款の保険給付費になります。25億1,675万2,244円で、歳出の合計の支出済額は27億7,452万9,503円となり、前年度より3,491万円あまりの増となっております。

次に「議認第9号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算」についてご説明いたします。

78ページ、79ページをお開きください。

まず歳入についてです。

1款サービス収入は、ケアプラン作成にかかる収入で、収入済額は1,001万9,620円、2款繰入金の収入済額は325万542円で、歳入合計の収入済額は1,327万162円で前年度より2万円あまりの減となっております。

次に、80ページ、81ページをお開きください。

歳出についてです。

1款総務費の支出済額は757万2,382円で、そのほとんどが人件費です。2款事業費の支出済額は、ケアプランの外部委託などの経費569万7,780円です。

歳出合計の支出済額は、歳入合計と同額の1,327万162円となります。

最後に、「議認第10号 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算」についてご説明いたします。

90ページ、91ページをお開きください。

まず、歳入についてです。

1款後期高齢者医療保険料の収入済額は1億8,913万6,700円で、前年度より2,219万円あまりの増となっております。

3款繰入金の収入済額は9,500万1,902円となり、歳入合計の収入済額は2億8,942万1,762円で前年度より2,752万円あまりの増となります。

92ページ、93ページをお開きください。

次に、歳出についてです。

その主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金で、支出済額は2億7,900万7,072円です。

歳出合計の支出済額は2億8,256万1,282円となり、前年度より2,581万円あまりの増となります。

以上、「議認第5号」から「議認第10号 令和6年度内子町一般会計歳入歳出決算」及び「令和6年度内子町特別会計歳入歳出決算」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご認定いただきますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） 監査委員から審査意見書が提出されておりますので、報告を求めます。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 赤穂英一代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。

資料番号8番、「令和6年度内子町一般会計・特別会計決算審査意見書」をご覧ください。

意見書は全部で37ページに及んでおりますが、総括意見としてポイントとなる事項をまとめておりますので、28ページをご覧ください。

地方自治法第233条第2項に基づく令和6年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算審査は、代表監査委員の私、赤穂と久保監査委員及び監査委員事務局により、内子町監査基準に基づき、各課等から提出された決算資料を中心に、関係書類の審査、関係職員からの聴取、さらに前年度の決算審査、財務監査や例月現金出納検査における指導事項等への対応状況の確認も含めて厳正に実施いたしました。また、決算業務は多岐にわたることから、それぞれの事業から抽出により決算審査を行いました。

その結果、各会計の決算書及び関係調書等は予算並びに関係法令に準拠して作成されており、誤りのないものと認めました。評価できる事項もたくさんございましたが、一方で、引き続き留意いただきたい事項もありました。

主な意見は、次のとおりです。

1番、一般会計予算額に対する不用額等について。不用額は、歳出予算現額から支出済額及び翌年度繰越額を控除し残ったお金であり、大切なことは不用額発生の原因であります。よい不用額の発生事例としては、事業の効率的な執行の節約、競争原理を生かした入札によ

る残金、予見し難いため万一に備え余裕を持たせた予算等が挙げられます。今回の決算審査では、いずれの事例も見受けられました。

また、補助金及び助成金については、活動実態等を的確に反映して必要な見直しや要綱に基づく精算を行っており、評価できます。

一方、良くない事例としては、予算編成時の調査・検証不足による過大見積もり、予算執行上の管理不足など、多様な理由が挙げられます。今回の決算審査では、備品調達における予算執行管理不足による不用額の発生事例や補正予算の対応が不十分で多額の不用額が発生した事例が確認されました。

引き続き、予算執行事務管理の徹底や、早めの決算見込みと不用額の把握に努め、補正予算での対応、あるいは将来のための基金として活用するなど、限られた財源の最大限の活用に努められるようお願いします。

2番目として、一般会計委託料及び工事請負についてであります。競争性、透明性、経済性の確保ということで、多くの業務が外注で執行されており、これは民間の活性化や事務の効率化につながり評価できることであります。大切なことは、この財源が税金であることに鑑み、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治法の精神と趣旨がいかに活かされているかであります。

今回の決算審査では、競争性、透明性、経済性を踏まえ、さらには地元業者の受注機会の確保を図る地域要件を考慮した競争入札、比較見積もりが行われており、適正な予算執行が行われておりました。

29ページに進みますが、多様化している入札、契約制度それぞれのメリット、デメリットを念頭に、引き続き事業に見合った最良の方法を検討され、適正な契約執行に努めていただきたいと思います。

2番の留意事項についてでありますが、最初の6行については記載のとおりであります。7行目でありますが、システム関連の業務委託契約については、ほとんどの場合、当初入札で落札した業者との随意契約を行っております。ここで重要なのは、業務委託の必要性と金額の妥当性の検討です。業務委託契約の決裁文書に必要性と金額の妥当性の明記を徹底願います。

2行飛ばしまして、入札案件については透明性を一層高めるため、簡易総合評価方式を組み合わせたり、令和7年度から担当部署を総務課へ移管するなど、工夫が加えられており評価できます。ただし、近年、県内外の自治体においては、入札に関連した不正事件が後を絶たない状況にあります。決して対岸の火事と捉えず、法令、事務処理手順、コンプライアンスを遵守するとともに、管理者による一層厳正な事務管理を徹底願います。

工事の現地監査についてでありますが、多くの工事から抽出した工事について、内子町監査基準による工事監査の着眼点を参考に書類監査と現地監査を実施いたしました。

書類監査と現地監査の結果、それぞれの工事ともに適正に執行されていました。特に変更契約については、事前に目視でき予測できるもの、関連する設備の経過年数の確認、求めら

れている環境対策など十分な準備調査を行い、当初設計に確実に盛り込むなど、適正な執行に努めていただきたいと思います。

30ページですが、また地すべり、地震対策等工事については、引き続き、不公平とならないよう優先順位付けを厳正に行い、安全確保に努めていただきたいと思います。

加えて、工事の各段階や竣工時の検査においては、発注仕様書のとおり成果、効果が出てるかという観点からも厳正な監査を行うよう留意願います。

次に、3番、滞納についてであります。町税をはじめ、国民健康保険税、貸付金、負担金、使用料等の全体の滞納は、次の「滞納額の推移」のとおり、令和6年度は対前年度比で782万6,000円の減少となっております。

次の3行は記載のとおりでありますと、一方、町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の過年度分滞納においては、不納欠損処理が確認されました。いずれも法令に基づく執行停止、即時消滅、消滅時効を理由とした適正な処理であります。引き続き、職員の不作為による安易な不納欠損処理とならないよう、公平確保の観点からも厳正に対処願います。徴収事務は自主財源の確保、公平な負担、行政の信頼につながるものであります。滞納については、今後とも法令に基づき初期対応に積極的に取り組み、現年分の徴収が収入未済とならないよう努めるとともに、過年分を含め、その解消にいっそう努力願います。加えて、減免や納税猶予措置は、法令に基づき適正に対処されていました。

続いて、31ページ。

最初の6行については記載のとおりであります。

下方の、一方、全体的に滞納が減少しているなか、徴収率の低い町営住宅、駐車場使用料、住宅新築資金等貸付金については、引き続き「内子町債権管理対策会議」に諮り、令和5年3月に制定した「内子町債権管理条例・規則」を活用し、事案によっては専門家とも相談し、滞納者はもとより連帯保証人に接触し、厳正な対応を願います。加えて、担当者が一人で悩むことがないよう、担当部署一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

4番、価格高騰支援対策等については記載のとおりでありますと、おおむね適正・迅速な対応がされておりました。

32ページ、資金運用についてであります。資金の運用については、今後とも関係課との緊密な連携のもと、安全確実を旨とした運用に努められるよう願います。ここで大事なのは、そのときに最も効率的で安全であろうと判断した意思決定の過程を記録しておき、説明責任を果たせるようにしておくことであります。

6番、情報化、ICT化対応について。社会保障・税番号制度の導入や、さらなる情報化、ICT化が進展し、デジタルトランスフォーメーション時代の到来と言われているなか、重要なのは、個人情報及びデータの保護は適正に行われているか、職員への情報管理やシステムの周知、研修、監査、点検が十分に行われているかです。令和6年度は、個人情報保護管理者等の選任、特定個人情報自己点検、特定個人情報監査、抜き打ちのメールを使った情報セキュリティ対応訓練を実施するなど、工夫を加えた各種の効果的な取り組みがされてお

り、高く評価できます。しかし、一部には訓練用メールに反応した職員もあり、厳正に指導願います。

3行は、記載のとおりありますが、一方、これまで同様に不要となった個人情報の廃棄が紙ベースは文書管理規程に基づき適正廃棄できていたものの、データベースは不十分であります。新たな規程による対策も含めて検討願います。加えて、個人情報の業務目的外検索禁止のチェックを徹底願います。引き続き、研修、内部監査、点検が形骸化しないよう取り組んでいただきたいと思います。

7番目、基金についてありますが、基金は、内子町において29設けられております。地方自治法第241条第1項にあるように、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、また定額の資金を運用するために積み立てられていますが、いずれも法令・条例に基づいて適正に管理されておりました。引き続き、その規模や管理について十分検討を行ったうえで、それぞれの基金の設立の目的に則して、適時、適切な運用、管理に努めていただきたいと思います。

8番の時間外勤務等についてありますが、1番目については記載のとおりであります。33ページですが、(2)今回の審査においても職員の不注意による公用車の損傷案件が多数確認されました。いずれも注意しておれば防止できるものばかりです。令和5年度から新たな取り組みとして、理事者自ら当事者やその上司に直接注意喚起を行い、職員全体への意識改革を促してまいりました。令和5年度は減少したものの、令和6年度は元に戻っております。なかには、同一職員が複数回、不注意による事故を発生している部署が複数確認されました。修繕費は税金で賄われていることを職員に再認識させ、結果につながる注意喚起をしていただきたいと思います。

最後、3番、各種事務の処理にあたっては、事務処理手順の遵守と管理者の事務管理を徹底願います。不適切事例が発生すると、その処理に多大な事務量が必要となり、結果として事務量増加や行政への信頼を損なうことにつながります。引き続き、基本に忠実な事務処理に取り組んでいただきたいと思います。令和5年4月から適正な事務処理確保のため「内部統制」の運用を開始されております。これは、これまで監査、検査、審査において指導してきたことに対する対応であり、高く評価できます。今後も誠実に自己評価を行うとともに、必要に応じて評価リスクの見直しを行うなど、効果的なものとなるよう取り組んでいただきたいと思います。

むすびとして、内子町の財政は、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書のとおり健全財政ですが、過疎化と人口減少、少子高齢化の進行など厳しい地域環境のなかで、自主財源である町税等の増加は見通しにくく、従来どおりの予算規模の維持は年々難しくなってきています。加えて、地球温暖化に伴い多発する自然災害、予想される地震への対策など、厳しい地域の現状が続くと思われます。今後も引き続き、これまで同様に補助金制度の積極的な活用、基金の適正な積立と活用、必要不可欠な事業の選択、適時適切な予算配分と実施に努めていただきたいと思います。

以上で、令和6年度内子町一般会計・特別会計決算審査報告といたします。

○議長（泉浩壽君） 「議認第5号」から「議認第10号」までの令和6年度会計歳入歳出決算認定についての説明と報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議認第5号」から「議認第10号」までの決算認定6件は予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議認第5号」から「議認第10号」の決算認定6件は予算決算常任委員会に付託することに決定をいたしました。

午前中の議事はこれまでとして休憩します。午後1時から再開します。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 17 議案第69号 令和6年度内子町水道事業会計剰余金の処分について

日程第 18 議認第11号 令和6年度内子町水道事業会計決算の認定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第17 議案第69号 令和6年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」、「日程第18 議認第11号 令和6年度内子町水道事業会計決算の認定について」以上、2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第69号 令和6年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第11号 令和6年度内子町水道事業会計決算の認定」につきましては、その内容を建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

[亀内重範建設デザイン課長登壇]

○建設デザイン課長（亀内重範君） 「議案第69号 令和6年度内子町水道事業会計剩余金の処分について」、「議認第11号 令和6年度内子町水道事業会計決算の認定」につきましては、関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。

それでは、資料1、議案書の14ページをお開きください。

令和6年度内子町水道事業会計で利益剩余金が生じましたので、その処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次の15ページに処分計算書を記載しております。未処分利益剩余金3,011万7,724円を処分額といたしまして、その処分先でございますが、企業債の償還にあてる目的の減債積立金に2,011万7,724円、建設改良積立金に1,000万円をそれぞれ積み立てまして、処分するものでございます。

次に16ページをお開きください。

「議認第11号 令和6年度内子町水道事業会計決算の認定について」ご説明いたします。

資料6の令和6年度内子町水道事業会計決算書の2ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、1款の水道事業収益決算額4億3,576万5,405円となっております。内訳といたしまして、1項の営業収益は2億6,966万6,908円で、給水収益等でございます。2項の営業外収益は、一般会計補助金、雑収益等で1億6,609万8,497円となっております。

次に、3ページをお開きください。

支出でございますが、2款の水道事業費用決算額が3億7,382万273円となっております。内訳といたしまして、1項の営業費用は3億3,998万7,459円で、2項の営業外費用は3,383万2,814円でございます。

続きまして、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、3款資本的収入決算額は、総額で9億2,103万689円でございます。内訳につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、5ページをお開きください。

支出でございます。4款資本的支出決算額は、総額で9億5,362万7,675円となっております。内訳といたしましては、1項の建設改良費は4億9,489万7,899円で、2項の企業債償還金は1億6,221万4,024円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,259万6,986円につきまして、減債積立金、当年度消費税等資本的収支調整額で補填しております。

詳細につきましては、次の6ページに記載しておりますのでお目通しをお願いします。

続きまして、7ページをお開きください。

損益計算書です。

まず、営業収益でございますが、給水収益から加入金まで合計で2億4,518万5,93円でございます。

次に営業費用でございますが、原水及び浄水費から、その他営業費用まで合計で3億3,021万4,42円でございます。営業収益から営業費用を差し引きました営業損失は8,502万9,849円となっております。

続きまして、営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計で1億4,901万7,072円でございます。営業外費用が3,386万9,499円となっており、このことによります経常利益は3,011万7,724円となっております。これにより、令和6年度未処分利益剰余金は3,011万7,724円となります。

この剰余金処分につきましては、「議案第69号」でご説明いたしましたように、内子町水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例第2条第1項のとおり、処分するものでございます。

資料8ページから9ページには剰余金計算書を、10ページには剰余金処分計算書の案を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

11ページから13ページには、内子町水道事業貸借対照表を記載しております。

16ページにはキャッシュ・フロー計算書を、17ページ以降には事業報告などの関連資料を記載しておりますので、ご参照ください。

以上、簡単ではございますが、「議案第69号 令和6年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」及び「議認第11号、令和6年度内子町水道事業会計決算の認定について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） 監査委員から審査意見書が提出されておりますので、報告を求めます。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 赤穂英一代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。

資料番号8番、「令和6年度内子町公営企業会計決算審査意見書」の3ページをご覧ください。

地方公営企業法第30条第2項に基づく令和6年度内子町公営企業会計決算審査は、内子町監査基準に基づき、担当部署から提出された決算報告書等の審査、関係職員からの聴取、さらに前年度の決算審査、財務監査や例月現金出納検査における指導事項等への対応状況の確認も含めて、厳正に実施いたしました。

その結果、4番、審査結果のとおり、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属明細書は、関係法令に準拠して作成され、係数は関係諸帳簿等と符合し正確であり、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

また、運営状況についても、地方公営企業法の趣旨にそって経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう効率的な運営がなされているものと認めました。

一方で、多くの課題も考えられるなか、解決に向けて引き続き取り組んでいただきたいと思います。

資料の14ページをご覧ください。

水道事業についての意見を申し上げます。

経営状況について。平成28年4月1日付で全ての簡易水道事業が上水道事業に統合され、地方公営企業法の基本原則である経営状況の明確化、適切な施設管理など効率的な事業運営を目指し、9年目の経営状況であり、「損益計算書」では、水道事業の正常な収益力を示す経常利益は3,011万7,724円、当年度未処分利益剰余金は3,011万7,724円となっております。

また、経営の健全性を示す経常収支比率は108.27%であり、健全経営の水準とされる100%を上回っています。しかしながら、一般会計補助金が6,645万1,119円あり、そのうち町単独資金である基準外補助金が5,583万1,598円となっております。地方交付税に反映されない基準外補助金は、可能な限り抑制していく必要があります。

一方、料金水準の妥当性を示す料金回収率は85.51%であり、必要とされる100%を下回っています。

2の財政状態については、4つの比率をお示ししております。

3番、資本的収入及び支出における不足額の取扱いについて、記載のとおり適正に補てん処理が行われていました。

4番、工事請負契約及び業務委託契約について。工事請負、委託業務の契約にあたっては、競争原理を生かした経済性のある適正な入札契約等が行われていました。また、令和6年8月からは総合評価を加えた厳正な取り組みがされていました。ただし、県内外の他の自治体においては、先程の一般会計の決算審査意見書でも申し上げたとおり、入札関連の不正事案が後を絶たない状況であり、決して対岸の火事と捉えることなく、引き続き厳正に取り組んでいただきたいと思います。

変更契約においては、一部に準備不足に起因したものが確認されました。引き続き、事前に目視できる、予測できる場合や関連する設備の経過年数の確認、関連する事業との必要な事前調整、各種配管ルートの事前確認など、充分な調査と準備により、安易な変更契約とならないよう適正な執行に努めていただきたいと思います。

5番、資金運用についてですが、資金の運用については、社債や定期預金として関係部署との緊密な連携のもと、安全確実を旨とした運用に努めておられます。ただし、資本的支出の投資有価証券については、1億648万4,248円と多額の不用額が発生しています。これは内子町水道事業資金運用会議に諮り採用された商品が資金運用会議当日に他者に購入されており、断念することとなったものです。予算が厳しいなか、多額の資金が運用されず無駄となっています。安全確実という大原則のもと、早期の同運用会議の開催や次善の商

品を準備しておくなど、再発防止策に取り組んでいただきたいと思います。

6番、今後の経営について。人口減少に伴い料金収入の伸び悩みが予想されるなか、簡易水道事業との統合で施設の老朽化等による修繕及び更新、耐震化、水道料金の適正化等、多くの課題が考えられます。

特に、近年、有収率の低下が懸念されるなか、令和6年度は、有収率が80.18%と前年度に比べ1.25%下回る結果となったものの、類似団体全国平均を上回る状況となっております。送水・配水管の老朽化による漏水がひとつの原因と考えられ、計画的に漏水調査を実施し早期対応を行い、安定した給水のため漏水件数を減らす努力を行ってきた効果が表れてきています。今後も継続して効果的な新技術の情報収集を行うとともに、計画的な漏水調査、送水・配水管の更新に取り組んでいただきたいと思います。

また、施設及び配管等の更新にあたっては、内子町水道施設耐震化計画及び内子町水道ビジョン・経営戦略に基づいて、計画的に実施願います。なお、毎年度それらの進捗管理を行い、P D C Aサイクルによる必要な見直し、住民への公表を行い、さらなる経営の健全化に努めていただきたいと思います。

引き続き、長期的な展望に立って各種の課題解決に取り組み、統合の目的である広域的受益の均衡化、経営の効率化と基盤の強化を図り、安心で安全な水道水の安定供給にいっそう努められることを願い、水道事業の決算審査報告といたします。

○議長（泉浩壽君） 「議案第69号」及び「議認第11号」の説明と報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第69号」及び「議認第11号」の2件は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし。」の声あり]

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第69号」及び「議認第11号」の2件は、予算決算常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 19 議案第70号 令和6年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について

日程第 20 議認第12号 令和6年度内子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第19 議案第70号 令和6年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」、「日程第20 議認第12号 令和6年度内子町下水道事業会計決算の認定について」以上2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） 「議案第70号 令和6年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第12号 令和6年度内子町下水道事業会計決算の認定」につきましては、その内容を建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

[亀内重範建設デザイン課長登壇]

○建設デザイン課長（亀内重範君） 「議案第70号 令和6年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第12号 令和6年度内子町下水道事業会計決算の認定」につきましては、関連がございますので一括して説明をさせていただきます。

それでは、資料1、議案書の17ページをお開きください。

令和6年度内子町下水道事業会計で利益剰余金が生じましたので、その処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次の18ページをお開きください。

処分計算書を記載しております。未処分利益剰余金54万4,516円を処分額といたしまして、その処分先でございますが、企業債の償還にあてる目的の減債積立金に54万4,516円を積み立てまして、処分するものでございます。

次に19ページをお開きください。

「議認第12号 令和6年度内子町下水道事業会計決算の認定について」ご説明いたします。

資料6、令和6年度内子町下水道事業会計決算書の2ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、1款の下水道事業収益決算額が2億7,723万8,928円となっております。内訳といたしまして、1項の営業収益は9,121万8,121円で下水道使用料でございます。2項の営業外収益は、一般会計補助金、雑収益等で1億8,602万807円となっております。

次に、3ページをお開きください。

支出でございますが、2款の下水道事業費用決算額が2億7,702万9,152円となっております。内訳といたしまして、1項の営業費用は2億6,115万4,733円で、主なものといたしまして、処理場費、減価償却費でございます。2項の営業外費用は1,582万1,706円となっており、主に企業債利息でございます。

続きまして、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、3款資本的収入決算額は、総額で9,105万6,030円でございます。内訳につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、5ページをお開きください。

支出でございます。4款資本的支出決算額は、総額で1億3,369万4,186円となっております。内訳といたしましては、1項の建設改良費は1,596万1,900円で、2項の企業償償還金は1億1,773万2,286円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,263万8,156円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度消費税等資本的収支調整額で補填しております。

詳細につきましては、6ページに記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

続きまして、7ページをお開きください。

損益計算書でございます。

まず、営業収益でございますが、下水道使用料、その他の営業収益を合わせまして8,293万6,614円でございます。

次に、営業費用でございますが、管渠費からその他の営業費用まで合計で2億4,993万6,296円でございます。営業収益から営業費用を差し引きました営業損失は1億6,699万9,682円となっております。

続きまして、営業外収益は他会計補助金から雑収益までの合計で1億8,602万1,095円でございます。営業外費用が1,842万8,975円となっており、このことによります経常利益は59万2,438円となっております。これに特別損失4万7,922円を考慮いたしまして、令和6年度未処分利益剰余金は54万4,516円となります。この剰余金の処分につきましては、「議案第70号」でご説明しましたように、内子町下水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例第2条第1項のとおり処分するものでございます。

資料の8ページ、9ページには剰余金計算書を、10ページには剰余金処分計算書の案を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

11ページから13ページには内子町下水道事業貸借対照表、16ページにはキャッシュ・フロー計算書、17ページ以降には、事業報告書などの関連資料を記載しておりますのでご参照ください。

以上、「議案第70号 令和6年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」及び「議認第12号 令和6年度内子町下水道事業会計決算の認定について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） 監査委員から審査意見書が提出されておりますので、報告を求めます。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 赤穂英一代表監査委員。

[赤穂英一代表監査委員登壇]

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。

資料番号8番、「令和6年度内子町公営企業会計決算審査意見書」の3ページをご

覧ください。

先程の水道事業と同様であります、4番、審査結果のとおり、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属明細書は関係法令に準拠して作成され、係数は関係諸帳簿等と符合し正確であり、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。また、運営状況についても、地方公営企業法の趣旨にそって経済性を發揮とともに、公共の福祉を増進するよう効率的な運営がなされているものと認めました。

一方で、多くの課題も考えられるなか、解決に向けて、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

具体的な意見については、28ページをご覧ください。

下水道の経営状況について。平成29年4月1日から地方公営企業法を適用して地方公営企業に移行し、経営状況の明確化、適切な施設管理など効率的な事業運営を目指すとともに、使用料金の改定を行っています。移行8年目の経営状況は、「損益計算書」で見ると、下水道事業の経常利益は59万2,438円、当年度未処分利益剰余金は54万4,516円となっています。

また、経営の健全性を示す経常収支比率は100.22%であり、健全経営の水準とされる100%を上回っています。一般的に安定していると言えますが、経費の大半を料金収入以外の収入、一般会計補助金で賄っている状況です。特に令和6年度においては、1億415万円で総収益の38.7%を占めています。そのうち、町単独資金である基準外補助金が4,672万円となっております。地方交付税に反映されない基準外補助金は可能な限り抑制していく必要があります。

加えて、料金水準の妥当性を示す経費回収率は58.77%と前年度に比べ7.95%減少しており、必要とされる100%に比べ大幅に低調な状況です。令和6年4月から約20%の使用料増額改定を実施していますが、今後10年間における人口減少による使用料収入の減少、物価高騰などによる維持管理費の増加、施設の老朽化対策及び上下水道耐震化計画に基づく耐震対策を進めていくうえにおいて、さらなる使用料の増額改定は避けて通れない状況にあります。

次に、財政状態についてであります、お示ししておるよう4つの比率を計上しております。

3番目、資本的収入及び支出における不足額の取扱いについて、記載のとおり適正に補てん処理が行われています。

4番、工事請負契約及び業務委託契約について。工事請負、委託業務の契約にあたっては、競争原理を生かした経済性のある適正な入札契約等が行われていました。

今後の経営について。人口減少に伴い下水道使用料収入の伸び悩みが予想されるなか、89.90%に止まっている接続率のアップ、施設利用率を参考とした施設の適正規模の在り方の検討、施設の老朽化を見据えた長寿命化対策・耐震化対策、汚水処理費の低減化、使用料金の適正化等、多くの課題が考えられます。

特に経費回収率は、近年、極めて低調な状況に転じており、これは全国における類似団体や愛媛県内の団体と比較しても、非常に低調な状況です。下水道への接続や使用料金の適正化を含め、安定した下水道事業経営のため改善に取り組む必要があり、令和6年度から使用料金を増額改定していますが、先程、経営状況について申し上げたとおり、さらなる使用料の増額改定は避けて通れない状況にあると思われます。

今後も物価高騰などによる施設の維持管理費の増加で厳しい経営状況が見込まれますが、下水道への接続の推進や使用料金の適正化に努め、安定した下水道経営を目指していただきたいと思います。

加えて、施設利用率については、例年約30%前半と類似団体の平均値約50%を下回っており、処理能力に余裕がある現状であり、今後、大きな水量増加は見込めないため、施設の更新等計画では、過大施設とならないよう慎重に検討していく必要があります。運用経費についても更なる効率化を検討していく必要があります。

令和2年3月末に策定し、令和7年3月に改定した内子町下水道事業経営戦略策定支援業務委託の結果に基づく事業経営及び令和3年3月末に完了した内子町公共下水道内子町浄化センターほか再構築基本計画、第1期ストックマネジメント計画に基づく改築更新を計画的に実施願います。また、P D C Aサイクルにより計画のフォローアップを行い、引き続き、長期的な展望に立って各種の課題解決に取り組み、安定的なサービスの提供、維持可能な下水道事業の経営の効率化を図るため、いっそう努められることを願い、下水道事業の決算審査報告といたします。

○議長（泉浩壽君） 「議案第70号」及び「議認第12号」の説明と報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第70号」及び「議認第12号」の2件は予算決算常任委員会に付託することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第70号」及び「議認第12号」は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 21 議案第71号 内子町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第21 議案第71号 内子町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第71号 内子町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例」につきましては、投票管理者等の報酬額を国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める基準額に準じた額とするため、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願ひいたします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） それでは、「議案第71号 内子町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案書1の20ページをお開きください。

本案は、内子町選挙管理委員会が管理する選挙等の執行において、投票管理者等に支給する報酬額を国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める基準額に準じた額とするため、本条例の一部改正を行うものでございます。

21ページに改正条例案を掲載いたしてございます。

また、議案説明資料10の1ページには、新旧対照表を掲載してございます。説明は、新旧対照表にて行います。

議案説明資料10の1ページをお開きください。

新旧対照表の旧の別表をご覧ください。

区分ごとに報酬額（日額）を定めておりますが、この報酬額（日額）の欄を「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に掲げる額」とします。

また、別表の下に、指定病院等における不在者投票の外部立会人の区分を追加し、報酬額（日額）を「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第13条の2第2項に規定する額」とします。これは、指定病院等で不在者投票を行う場合、投票立会人を選任しますが、指定病院等で投票立会人を選任できない場合は、選挙管理委員会が選定した外部立会人を選任することができます。その場合は、選挙管理委員会が外部立会人の報酬額を負担しなければならないため追加するものです。

なお、改正されました報酬額につきましては、新旧対象表の下に、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正内容を記載しておりますのでお目通しください。

また、附則において、この条例は公布の日から施行するといったしております。

以上、「議案第71号 内子町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第71号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第71号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 22 議案第72号 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第22 議案第72号 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第72号 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、公職選挙法施行令の一部改正により、公費負担限度額が引き上げられたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） それでは、「議案第72号 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案書1の22ページをお開きください。

本案は、最近における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラ、ポスターの作成にかかる公費負担の限度額を引き上げるため、本条例の一部改正を行うものでございます。

23ページに条例案を掲載いたしてございます。

また、議案説明資料10の2ページに新旧対照表を掲載してございます。説明は、新旧対

照表にて行います。

議案説明資料10の2ページをお開きください。

今回は公費負担のうち、2点について限度額の引き上げを行います。

1点目は「選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額」にかかる改正でございます。第8条中、ビラ1枚あたりの単価を7円73銭から8円38銭に65銭引き上げるものでございます。

2点目は「選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額」にかかる改正でございます。第11条中、ポスター1枚あたりの単価を541円31銭から586円88銭に45円57銭引き上げるものでございます。

次に、附則第1項において、この条例は公布の日から施行するといったしております。

以上、「議案第72号 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第72号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第72号」は総務文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 23 議案第73号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第23 議案第73号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第73号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例」につきましては、町営住宅使用料が未納のまま退去している入居者の敷金を未納金額に充てるため、内子町営住宅条例の一部を改正するものです。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

[亀内重範建設デザイン課長登壇]

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、「議案第73号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について」ご説明させていただきます。

資料1、議案書の24ページをお開きください。

提案理由でございますが、住宅使用料が未納のまま退去している入居者の敷金を未納金額にあてるため、内子町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

次の25ページが改正条例案でございます。

改正内容につきましては、資料10、議案説明資料にて説明させていただきます。

3ページの新旧対照表をお開きください。

内子町営住宅条例の第18条中「第18条の3項」を新たに追加し、「第18条の3項」を「第18条の4項」に、「第18条の4項」を「第18条の5項」に改めるものでございまして、今回の改正により、敷金の取り扱いについての基本的なルールを明確化するものでございます。

附則として、この条例は「令和7年10月1日から施行する」としております。

以上、簡単ではございますが、「議案第73号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第73号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし。」の声あり]

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

「議案第73号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 24 議案第74号 内子町農村地域工業導入地区における固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例について

日程第 25 議案第75号 内子町企業誘致条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第24 議案第74号 内子町農村地域工業導入地区における固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例について」及び「日程第25 議案第75号 内子町企業誘致条例の一部を改正する条例について」以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） 「議案第74号 内子町農村地域工業導入地区における固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例について」、「議案第75号 内子町企業誘致条例の一部を改正する条例」につきましては、農村地域工業等導入促進法の一部改正により、同法第10条が削除されたことに伴い、条例の廃止及び条例の改正をするもので関連がございますので一括提案させていただくものです。

その内容につきましては、町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願ひいたします。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 高山町並・地域振興課長。

〔高山重樹町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（高山重樹君） それでは、「議案第74号 内子町農村地域工業導入地区における固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例について」、「議案第75号 内子町企業誘致条例の一部を改正する条例について」、関連がございますので一括にてご説明申し上げます。

議案書1の26ページをお開きください。

本案は農村地域工業等導入促進法第10条が農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律によって廃止されるため、農村地域工業等導入促進法第10条に規定する地区における固定資産税の特別措置について定めていた内子町農村地域工業導入地区における固定資産税の特別措置に関する条例を廃止するものでございます。

農村地域工業等導入促進法第10条に規定する地区は、農村地域への工業導入を促進するために特別な措置が適用される地区を指し、この地区を「工業等導入地区」と呼びます。

工業等導入地区に指定されると、固定資産税の課税免除などの優遇措置が適用されます。例えば、この地区内において新設または増設された対象設備を構成する家屋や償却資産及びその敷地である土地について、地方税法第6条第1項の規定により固定資産税が3年間免除されます

この条例は、公布の日から施行します。

以上、「議案第74号 内子町農村地域工業導入地区における固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例について」のご説明とさせていただきます。

続きまして、「議案第75号 内子町企業誘致条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の28ページをお開きください。

本案は内子町農村地域工業導入地区における固定資産税の特別措置に関する条例の廃止に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

29ページに改正条例案を掲載しております。

また、議案説明資料10の4ページには新旧対照表を掲載しております。説明は新旧対照表にて行います。

先程、「議案第74号」にて内子町農村地域工業導入地区における固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例案をご説明させていただきましたことから、第12条の本文中「又は内子町農村地域工業導入地区における固定資産税の特別措置に関する条例（平成17年内子町条例第55号）第2条」の部分を削除するものです。また、新旧対照表の1番下の部分で備考のところがありますが、「（平成19年11月改定）」についても最新の分類が使用できるように削除するものです。

この条例は、公布の日から施行します。

以上、「議案第75号 内子町企業誘致条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第74号」及び「議案第75号」の2議案は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第74号」及び「議案第75号」の2議案は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をします。午後2時5分から再開します。

午後 1時55分 休憩

午後 2時 5分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 26 議案第76号 第40号 令和7年度内子町クリーンセンター補修工事に 係る工事請負契約について

○議長（泉浩壽君） 「日程第26 議案第76号 第40号 令和7年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第76号 第40号 令和7年度内子町クリーンセンター

補修工事に係る工事請負契約」につきましては、見積を徴収し7月28日に仮契約を締結した工事請負契約について、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、環境政策室長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○環境政策室長（西岡美穂君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 西岡環境政策室長。

〔西岡美穂環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（西岡美穂君） 「議案第76号 第40号 令和7年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について」ご説明申し上げます。

議案書1の30ページをお開きください。

契約の目的は、「第40号 令和7年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負」であり、契約の方法は随意契約でございます。

当該補修工事については、施設の設計・施工業者である荏原環境プラント株式会社の専門知識と技術力を必要とすることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約とするものです。

契約金額は9,636万円で、設計金額に対する見積額は、率にして95.15%です。

契約の相手方は、大阪府大阪市北区堂島1丁目6番20号、荏原環境プラント株式会社西日本支店支店長、山内秀洋でございます。

なお、工期は議会の議決のあった日の翌日から令和8年3月25日までの予定です。

続いて、工事箇所及び概要についてご説明させていただきます。

説明資料10の5ページをご覧ください。

この図は、施設全体のフローシートに工事箇所を色付けしたものです。工事箇所は、左下に記載しております5ヶ所となります。

上から順に工事概要をご説明いたします。

1. 2号焼却炉耐火物補修工事は、焼却炉内部の耐火レンガの補修工事です。図の中央左寄りに赤色で示してある部分となります。点検の結果、経年劣化による耐火レンガの崩落の危険性が高まっていることから打ち替えを行うものです。

2. ダスト処理装置養生コンベヤ整備工事は、図の中央右下に水色で示してある部分となります。この装置は、2つの焼却炉から発生する飛灰を処理し、搬出するためのもので、もしも故障した場合には、2炉ともに焼却処理を行うことができなくなります。前回の整備から10年を経過しており、コンベヤベルトやローラなどの腐食が進行していることから、交換、整備を行うものです。

3. 不燃物投入コンベヤ取替工事は、図の上部にオレンジ色で示してある部分となります。こちらは不燃物を搬送し、破碎機へ投入する装置ですが、設置から50年を経過し、老朽化がひどく進行していることから、機器の更新を行うものです。

4. P A S・引込ケーブル取替工事及び5. 誘引送風機インバータ取替工事は、図の左側に黄色および緑色で示してある部分となります。4のP A Sは、もしも施設内の設備において電気事故が発生した場合に、配電線への波及事故を防止するために必要な保護装置です。推奨交換時期を迎えており、電気保安協会による点検報告において指摘を受けていることから、引込ケーブルと併せて取り替えを行います。

5の誘引送風機インバータは、焼却炉で発生した排ガスを吸引し、煙突へ排出するための送風機の回転数を制御する装置です。前回取り替えからの推奨交換時期を超過しており、エラーの発生頻度が上がっていることから、機器の更新を行うものです。

なお、次の6ページには、建物の奥側からみた断面配置図を記載しておりますので、お目通しいただければと思います。

以上、工事概要の説明とさせていただきます。

内子町クリーンセンターの焼却炉につきましては、運用開始から26年目を迎えて、定期的な修繕が必要となっており、安全で円滑な運転を行うために、補修工事にかかる請負契約を行うものでございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第76号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第76号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 27 議案第77号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第3号）について

日程第 28 議案第78号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
について

日程第 29 議案第79号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（泉浩壽君） 「日程第27 議案第77号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第3号）について」、「日程第28 議案第78号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、「日程第29 議案第79号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について」以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） それでは「議案第77号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第3号）について」、「議案第78号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、「議案第79号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について」、以上3件について一括してご説明申し上げます。

その概要を議案説明資料10で説明いたします。

7ページをお開きください。

まず「議案第77号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第3号）について」ご説明を申し上げます。

「令和7年度内子町一般会計補正予算（第3号）」の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,318万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億6,896万6,000円と定めるものでございます。前年度の9月補正後予算と比較して6億7,869万1,000円、率にして5.8%の増となっております。

表中右側に「一般会計補正予算（第3号）」の財源を示しておりますが、国県支出金1,876万5,000円、その他特定財源9,450万3,000円、一般財源5,991万6,000円の増額となっております。

今回の補正は、魅力ある風景や生活基盤の整備、教育への支援、防災・安全安心づくり、そして移住者の受け入れなどにかかる施策を予算化しております。

8ページをお開きください。

魅力ある風景や生活基盤の整備としまして、参川福祉館改修工事設計委託194万7,000円を計上しております。人権啓発活動やコミュニティづくり、高齢者や子どもたちのふれあい、ボランティアグループなど地域福祉活動を行う参川福祉館の利便性を向上させるための改修設計を行います。財源は、公共施設整備基金繰入金190万円、一般財源4万7,000円としております。

次に、旧立石自治会館解体工事2,206万6,000円を計上しております。地域の活動拠点となります立石自治会館が令和6年12月に完成しました。よって旧立石自治会館を解体し、敷地を駐車場などに有効活用します。財源は公共施設整備基金繰入金2,200万円、一般財源6万6,000円としております。

次に、教育への支援としまして、天神小学校屋上防水改修工事466万4,000円を計上しております。子どもたちの学びの場である天神小学校校舎に雨漏りが発生しております。よって、早急に効果的な屋上防水工事を行います。財源は、一般財源466万4,000円としております。

次に、防災・安全安心づくりとしまして、ヘッドライト購入経費214万5,000円を計上しております。消防団員の夜間における活動を安全に行うためヘッドライトを配備します。今回の購入によりすべての消防団員に配備完了となります。財源は、消防団員安全装備品整備事業助成金37万5,000円、一般財源177万円としております。

次に、熊の滝集会所測量設計委託 170 万円を計上しております。熊の滝集会所周辺は、雨や地震などが原因で斜面が崩れ落ちる危険性があります。そのがけ崩れを防ぐために、崩れにくくする工事や崩れてきた土砂を安全に受け止める施設の設計を行います。財源は、公共施設整備基金繰入金 160 万円、一般財源 10 万円としております。

次に、移住者の受け入れとしまして、地域おこし協力隊経費 397 万円を計上しております。地域おこし協力隊を積極的に採用し、地域だけでは解決できない課題などについて、外部人材の力を活用しながら地域の活性化に取り組みます。すでに 10 人の地域おこし協力隊が活動しておりますが、新たに 2 人を受け入れます。財源は、一般財源 397 万円としております。

次に、「議案第 78 号 令和 7 年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきましてご説明いたします。

9 ページをお開きください。

「令和 7 年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出それぞれ 1 億 1,548 万 8,000 円を追加し、29 億 7,816 万 5,000 円と定めるものでございます。前年度の 9 月補正後予算と比較して 3,527 万 4,000 円、率にして 1.2% の増となっております。

今回の歳出補正の主なものは、令和 6 年度介護給付費の確定による返還 7,084 万 9,000 円であります。また、新たな取り組みとして「徘徊高齢者位置情報サービス利用費補助」を 10 月 1 日から開始します。徘徊行動が認められる認知症高齢者の早期保護と安全確保のため、そして介護する方の負担軽減を図ることを目的に、位置情報サービス機器購入の初期費用 1 万 5,000 円を限度として助成します。

次に「議案第 79 号 令和 7 年度内子町水道事業会計補正予算（第 1 号）」につきましてご説明いたします。

「令和 7 年度内子町水道事業会計補正予算（第 1 号）」の資本的支出の補正につきましては、有価証券購入費 1 億 100 万円を計上しております。

以上、「議案第 77 号 令和 7 年度内子町一般会計補正予算（第 3 号）について」から「議案第 79 号 令和 7 年度内子町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」までの 3 件についてご説明いたしました。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第 77 号」から「議案第 79 号」までの 3 議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第77号」から「議案第79号」までの3議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 30 議案第80号 第28号 令和7年度デスクトップパソコン等購入に係る
物品購入契約について

○議長（泉浩壽君） 「日程第30 議案第80号 第28号 令和7年度デスクトップパソコン等購入に係る物品購入契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） 「議案第80号 第28号 令和7年度 デスクトップパソコン等購入に係る物品購入契約」につきましては、8月26日に入札を執行し、仮契約を締結した物品購入契約について、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、企画情報課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

[二宮大昌企画情報課長登壇]

○企画情報課長（二宮大昌君） それでは「議案第80号 第28号 令和7年度 デスクトップパソコン等購入に係る物品購入契約について」ご説明申し上げます。

議案書1-2の1ページをお願いいたします。

本案は、職員用のデスクトップパソコン等の更新にあたり、8月26日に入札を執行し、決定した落札業者と仮契約を締結した物品購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号及び内子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本案の概要を議案説明資料10-2の1ページに掲載しておりますので、ご覧ください。

1. 契約の方法は、3社による指名競争入札でございます。
2. 契約品目及び数量は、表のとおり、デスクトップパソコン①②の合計19式、ノートパソコンが30式、液晶ディスプレイが49式でございます。
3. 契約金額は847万4,400円、落札率は81.5%です。
4. 納期につきましては、令和7年12月31日といたしております。

議案書1-2の1ページにお戻りください。

4. 契約の相手方につきましては、松山市六軒家町1番13号、株式会社四電工愛媛支店上席執行役員支店長、仲口義洋でございます。

以上、「議案第80号 第28号 令和7年度デスクトップパソコン等購入に係る物品購入契約について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第80号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第80号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第80号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 31 質問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

日程第 32 質問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

日程第 33 質問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

○議長（泉浩壽君） 「日程第31 質問第1号」から「日程第33 質問第3号」までの「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて」の3議案を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案書1の31ページをお開きください。

「質問第1号」から「第3号」までの3件につきましては、いずれも人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員である山崎浩二氏、上田和生氏、武井好子氏の3名が、いずれも令和7年1月31日で任期満了を迎えるため、引き続き人権擁護委員候補者に推薦するものであり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

「質問第1号」につきましては、山崎浩二氏を推薦するものです。山崎氏は、昭和36年4月13日のお生まれで、内子町内子3093番地にお住まいです。山崎氏は、中学校教諭として長年人権・同和教育に携わり、同和問題の解消と人権意識の高揚にご尽力されました。また、社会教育も経験されており、教育者としての豊かな知識と教養をお持ちで、人権にかかわる多様な問題の対応において適任であり、人権擁護委員候補者として推薦い

たしたく、議会の意見を求めるものでございます。

次に、32ページをお開きください。

「諮問第2号」につきましては、上田和生氏を推薦するものです。上田氏は、昭和30年12月19日のお生まれで、内子町臼杵3282番地にお住まいございます。上田氏は、旧小田町森林組合の職員として林業振興に努められ、退職後は、地元に製材関係の会社を起業され、林業振興や地域活動などにご尽力されています。また、民生児童委員を長年に渡り務められており、高齢者や子どもに対する豊富な情報や知識等をお持ちで、人権にかかわる多様な問題の対応において適任であり、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

次に、33ページをお開きください。

「諮問第3号」につきましては、武井好子氏を推薦するものです。武井氏は、昭和30年11月8日のお生まれで、内子町上田渡1387番地にお住まいございます。武井氏は、小学校教諭として長年児童教育に携わる一方で、人権・同和教育にも積極的に取り組まれ、知識・指導力の向上に努められました。また、国際交流活動や地域活動にも積極的に参加されるなど、人権にかかわる多様な問題の対応において適任であり、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期は、3者とも令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3カ年でございます。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「ありません。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でございますので討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

従って、討論を省略し、ただちに採決に入ります。

採決は議案ごとに行います。

まず、「諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて」は、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、本案はこれを適任とすることに決定しました。

次に、「諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて」はこれを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、本案はこれを適任とすることに決定しました。

続いて、「諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて」はこれを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、本案はこれを適任とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日、各常任委員会及び予算決算常任委員会に付託しました議案の審査報告については、会期末9月18日の本会議でお願いします。

明日、3日は午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。

午後 2時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和7年9月第150回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 令和7年9月2日（火）
 ○開会年月日 令和7年9月3日（水）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（12名）

1番	酒井勝也君	2番	松田修君
3番	西口邦彦君	4番	城戸司君
5番	向井一富君	6番	久保美博君
7番	森永和夫君	9番	泉浩壽君
10番	大木雄君	11番	山本徹君
12番	下野安彦君	13番	山崎正史君

○欠席議員（1名）

8番 菊地幸雄君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	上山淳一君	企画情報課長	二宮大昌君
住民課長	橋本一恵君	税務課長	久保宮賢次君
保健福祉課長	上野昌宏君	こども支援課長	亀岡秀俊君
建設デザイン課長	亀内重範君	会計課長	山本勝利君
町並・地域振興課長	高山重樹君	農林振興課長	新田栄作君
小田支所長	中嶋優治君	環境政策室長	西岡美穂君
教育長	林純司君	学校教育課長	宮久保邦博君
自治・学習課長	福見光生君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	北岡清君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 高嶋由久子君 書記 本田紳太郎君

○議事日程（第13号）

日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 議事日程通告
 日程第 3 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前 10時00分 開会

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（泉浩壽君） ただ今、出席議員12名であります。遅刻届が菊地幸雄議員から提出されております。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（泉浩壽君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番、酒井勝也議員、2番、松田修議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（泉浩壽君） 「日程第2 議事日程通告」をします。

本日の議事日程は、お手元に配付しております「議事日程（第13号）」のとおりであります。

日程第 3 一般質問

○議長（泉浩壽君） 「日程第3 一般質問」に入ります。

質問は一問一答とします。

議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により30分以内とします。発言残時間は、右側の壁に設置しております残時間表示版でご確認ください。要點を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう議員各位のご協力をお願いします。

理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。

本日の質問者は4名です。

それでは、受付順に質問を許します。

最初に、酒井勝也議員の発言を許します。

○1番（酒井勝也君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 酒井議員。

〔酒井勝也委員登壇〕

○1番（酒井勝也君） 1番、酒井勝也です。

ただ今より、一般質問をさせていただきます。

内子町におけるDX推進、そしてChatGPT等に代表されるAIの活用についてと内子町公式LINEの今後の利用方針についてお伺いしたいと思います。

ご承知のとおり、近年のAI技術の進化はめざましく、わずか数年前には想像もできなかつたようなスピードで発展を遂げております。そのなかでも、生成AIや対話型AIの登場は、業務作業の効率化、情報収集や作業作成の時短、さらには新たな発想や政策立案の補助といった面で大きな可能性を秘めていると感じております。

実際に、すでに民間企業においては、企業効率化や人材不足の補完策として積極的に活用が進みつつあり、その効果も実証されてきております。振り返れば、Windows95の頃からインターネットが普及し始めて、およそ30年が経ちました。今日では、もはやインターネットを利用しない日常や行政運用は考えにくくなっていると思います。同じように、これから数年は、DXやAIの活用は当たり前の基盤として、社会に根づいていくことは間違いないと考えます。つまり、「導入するか」ではなく「どのように取り入れていくか」が問われる段階にきていると言えます。

町行政においても、人員確保の難しさや、限られた財源のなかでいかに効率的に業務を進めるか。また、町民サービスをより迅速かつ質の高いものにしていくかが重要な課題です。その解決に向けて、AIやデジタル技術の活用は避けて通れないテーマであり、導入の有無によって、業務のスピード感や町民への対応力も大きな差が出てくるものと考えます。

もちろん、AIはまだまだ進化の過程にあり、課題も多く存在します。情報の正確性、セキュリティ、個人情報の保護、さらには、導入コストや職員のリテラシーの向上といった検討すべき点も少なくありません。しかしながら、こうした課題があるからこそ、早い段階から試行や検証を積み重ねていくことが必要であり、それが将来における行政の質の向上や、町民の生活の充実に繋がるものではないでしょうか。

そこで、お伺いします。現在、内子町におけるDXやAIの活用状況はどのようにになっているか。そして、今後さらにこれらを積極的に取り入れていく考えがあるのか。町としての方針をお聞かせいただければと思います。

それでは、質問させていただきます。現時点でのDX推進、産官民学との連携や啓発、意識改革、庁内改革の今後の課題や方針はどのようにになっているか、お伺いいたします。

○議長（泉浩壽君）　酒井勝也議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。

○企画情報課長（二宮大昌君）　議長。

○議長（泉浩壽君）　二宮企画情報課長。

〔二宮大昌企画情報課長登壇〕

○企画情報課長（二宮大昌君）　酒井議員のご質問にお答えいたします。

現在、内子町では「DX推進計画」は策定しておらず、今年度より取り組みを開始した第3期内子町総合計画の基本系基本目標「暮らししづくり」のなかの分野別テーマ「ミライへのイノベーション、DXで地域をつなぐまち」の基本方針に基づき、「DX推進計画」の策定、

実行に向けて、その取り組みを始めたところであり、現在、令和8年度中の計画策定を目指し、国などから専門性の高い人材派遣による支援を受け、協議を重ねるとともに、助言をいただきながら必要なヒアリング等を始める準備をしております。

現在、「DX推進計画」が策定されていないなかではございますが、「愛媛県・市町DX推進会議」のなかの「高度デジタル人材シェアリング事業」により、より専門性の高い外部人材からの指導や助言を受けて事業を進めたり、民間の通信会社と連携してスマホ教室を開催したり、職員の意識改革を行うための研修会を実施したりするなど、官民連携によりDX推進の取り組みを行っているところでございます。

「DX推進計画」を策定する過程において、これまでに行った事業を振り返るとともに、官民連携や啓発事業、職員等の意識改革や庁内改革に係る課題の抽出や方針などについて検討し、これから策定する計画書に反映していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（酒井勝也君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 酒井勝也議員。

○1番（酒井勝也君） これから策定していくということで、町民全体を豊かにする大きな手段ですので、防災、交通、子育て、高齢者福祉など、暮らしに直結する分野についてもスピード感を持って取り組んでいただきたいと考えます。

ちょっと重複するような内容になるかもしれません、職員のデジタルリテラシーの向上について、具体的な研修内容やスケジュール、デジタルデバイドの対策の計画はどのようにになっているか教えてください。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

〔二宮大昌企画情報課長登壇〕

○企画情報課長（二宮大昌君） ただ今のご質問にお答えいたします。

デジタル技術を活用し、業務の効率化、利便性や生産性の向上を図るため、行政においては役職や年齢にかかわらず、すべての職員がDXの重要性や価値を理解する必要があり、そのためには職員のデジタルリテラシーの向上が重要だと考えております。また、それに並行して、住民の皆様に対しましてもデジタルデバイド対策等を行っていくことも必要と捉えています。

まず、職員のデジタルリテラシー向上に向けた研修といたしまして、今年度は7月に県が開催する防災をテーマとした地理情報システム、GISの活用研修会「地域DX実践支援事業」に参加したほか、今月には、民間と自治体の両方の視点からDXを学ぶ「自治体DXステップゼロ研修」を開催する予定でございます。また、DX推進に並行し重要となります「個人情報等の安全管理措置研修」や「情報セキュリティ研修」等も実施済み、または実施予定でございます。

また、デジタルデバイド対策といたしましては、民間事業者と連携し、スマホの基本的な

使い方などを学び、スマホ教室を今年度は9回開催する計画としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（酒井勝也君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 酒井勝也議員。

○1番（酒井勝也君） デジタルデバイド対策として職員だけでなく地域住民と、とりわけ高齢者の皆様もそういうスマートフォンの講習をしていただくということで安心しました。行政がどれだけデジタル化を進めても、町民の方々がそれを利用できなければ意味がありませんので、キャッシュレス決済やオンラインの申請、デマンドタクシーなど、今後はスマートフォンを介した利用が標準となっていくなかで、使いこなせないから利用できないという町民を置き去りにしてしまったら本末転倒であります。

そこで、特に高齢者を対象としたスマートフォン講習、定期的に開催していただくということで、キャッシュレス決済、LINEの公式アカウント利用、防災情報の受け取り方といった実生活に直結する内容を中心に指導していただきたいと考えます。こうした取り組みをしていただくことで、高齢者を含めて、多くの町民が安心してデジタル社会に参加できるようになり、行政DXの効果もより一層発揮されるのではないかと思います。ぜひ、積極的な対応をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

そのなかで多様な人材の確保について、想定する人材と採用手段、連携手段はどのようになっているか、お聞かせください。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

○企画情報課長（二宮大昌君） ただ今のご質問にお答えいたします。

デジタル技術の活用を促進させるためには、先程申しましたとおり、職員のデジタルリテラシーの向上やデジタルデバイド対策を図り、デジタルを活用できる人材を増やしていくことが重要と捉えております。

しかしながら、それだけでは不十分であり、デジタルの各分野に精通した高い専門性を有する職員や外部人材等の確保や連携が必要とも考えております。

現在、総務省の「地域社会DX推進パッケージ事業（計画策定支援）」や愛媛県・市町DX推進会議の「高度デジタル人材シェアリング事業」などの仕組みを活用することにより、専門性の高い人材の派遣を受け、「DX推進計画の策定への指導・助言」や「デジタル技術を活用した事業の推進」、「職員研修による人材育成」を図っているのが現状でございます。

デジタル分野に通じた高い専門性を有する人物との連携やその確保策につきましては、このような既存の支援事業活用に加え、これから策定する「DX推進計画」の策定の過程のなかでも検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（酒井勝也君） 議長。

○議長（泉浩壽君）　酒井勝也議員。

○1番（酒井勝也君）　町の力だけでは、なかなか不足する部分も出てくると思いますので、今後も内子町の持続的な発展のために、多様な人材が知識と経験を持ち寄り、町職員とともに課題解決に取り組める体制づくりの強化をよろしくお願ひいたします。

次に移ります。現在、役場内の生成AIの利用状況と今後の利用方針について伺います。業務効率化や時間短縮、職員の負担軽減においても、大きな効果が生成AIを利用することで期待されています。現在、AI、特にChatGPT等の対話型AIの利用実績や導入例はあるか教えてください。

○企画情報課長（二宮大昌君）　議長。

○議長（泉浩壽君）　二宮企画情報課長。

〔二宮大昌企画情報課長登壇〕

○企画情報課長（二宮大昌君）　ただ今のご質問にお答えいたします。

酒井議員のおっしゃるとおり、業務の効率化や職員の省力化、生産性の向上を図るため、生成AIの活用が期待されているところです。ご質問のChatGPTなどの対話型AIを含む生成AIにつきましては、本町において導入の実績はございませんが、AIの活用といたしましては、議事録作成支援AI音声認識システムの導入実績がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（酒井勝也君）　議長。

○議長（泉浩壽君）　酒井勝也議員。

○1番（酒井勝也君）　まだ導入実績はないと言われましたが、少しずつ段階的に導入をしているという感じでよろしいでしょうか。慎重に取り組まれているということで、議事録作成や庁内の文書の効率化などの分野では、業務負担の軽減につながると思います。そこらへんを十分に、段階的に取り入れていっていただいたらと思います。

続きまして、今後の業務のAI活用の視野を入れた方針、職員の研修や環境整備といった準備を含めて、町としてどのような考えを持っているかお聞かせください。

○企画情報課長（二宮大昌君）　議長。

○議長（泉浩壽君）　二宮企画情報課長。

〔二宮大昌企画情報課長登壇〕

○企画情報課長（二宮大昌君）　ただ今のご質問にお答えいたします。

先程も答弁させていただいたとおり、業務の効率化や職員の省力化、生産性の向上を図るため、生成のAIの活用が期待されているなか、昨年度、職員からの政策提案において行政AIの活用の提案がございました。この提案を受け、内部で検討を重ねた結果、現状として生成AIツールの活用目的、活用する業務の範囲やその頻度が分析できておらず、導入した場合のコストや費用対効果を見込むことができなかつたことから、いったん導入を見送ったところでございます。

しかしながら、今後、深刻になることが予想される自治体の人手不足、業務の煩雑化や多

様化などを見据えた業務改善や効率化の手段として生成AIの活用は否定できない状況になりつつあると考えており、今後の活用に向け、庁内の聞き取りや先進事例の収集を行うとともに、かつ利用のためのルールづくりなどの環境整備も併せ、具体的な活用に向けて取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（酒井勝也君）議長。

○議長（泉浩壽君）酒井勝也議員。

○1番（酒井勝也君）ありがとうございます。ご答弁のとおり、町は行政用のAIを段階的に導入し、慎重に取り組まれていることということで評価したいと思います。

特に重要なのは、この取り組みが住民にとってどう役立つかという視点で示していくことが大切だと思います。今後は、セキュリティーシステムの情報の正確性といった課題を十分に配慮しつつ、スムーズなAI導入が実現されることを期待したいと思います。

それでは、次に移ります。

内子町では公式LINEを使用していますが、現在、そのLINEの登録者数と利用者数の拡充をしていくためにどのような取り組みを進めているか、お聞きします。

○企画情報課長（二宮大昌君）議長。

○議長（泉浩壽君）二宮企画情報課長。

〔二宮大昌企画情報課長登壇〕

○企画情報課長（二宮大昌君）ただ今のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、プッシュ型の情報発信ツールとして、内子町公式LINEを令和6年10月から運用を始めております。

令和7年8月末現在、内子町公式LINEの登録者数は1,549人となっており、目標の4,000人には届いておりません。公式LINEを効果的に運用するためには、登録者数を増やすことは重要と捉えており、これまで登録を呼びかけるため、広報誌への掲載やチラシの設置、公式インスタグラムによる情報発信のほか、防災研修会やスマホ教室、成人式など、住民の皆様が集まる機会に登録のお願いをしてきましたところです。

今後におきましても、引き続き、機会を捉えて粘り強く登録のお願いを継続するとともに、内容の充実も図りながら、役場全体で登録者数の増加に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（酒井勝也君）議長。

○議長（泉浩壽君）酒井勝也議員。

○1番（酒井勝也君）公式LINEがスタートして約1年が経ち、4,000人を目標ということでしたが、まだ半分に満たないということで、どうにかして、また便利なツールとして利用者の拡大をしていったらと思います。若い世代が身近なツールでありますし、高齢者の方にとってもLINEはよく使われているアプリのひとつだと感じています。インタ

一ネットで文字を打ち込んでの検索やホームページ検索に比べて、ワンタッチで情報にアクセスできる点で公式LINEは非常に便利であると考えます。今後も、町民が利用しやすいように機能や発信内容のアップデートを重ね、さらに多くの方が登録していただけるように、取り組みを進めていただきたいと思います。可能であれば、自治会や医療施設など、目のつくようなところに置いてみてはどうでしょうか。

最後の質問になりますが、LINEの件ですが、防災対応の生活利便性の向上の対応や生活利便性の向上の観点から、公式LINEの機能拡充で災害時に役立つ機能と併せて、デマンドバス共助型ライドシェア等の地域交通に交通サービスに関する予約機能を公式LINEに取り込み、誰もが簡単に利用できる仕組みを整えることは可能でしょうか。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

[二宮大昌企画情報課長登壇]

○企画情報課長（二宮大昌君） ただ今のご質問にお答えいたします。

現行の内子町公式LINEにつきましては、インフォメーション機能を持たせることを目的に構築しており、システム自体に地域公共サービスに関する予約機能を組み込むことは不可能でございます。

したがいまして、酒井議員がご提案されたような仕組みを公式LINE上に整えることは、今のところ考えてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（酒井勝也君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 酒井勝也議員。

○1番（酒井勝也君） ご答弁ありがとうございます。

まだちょっと難しいということで、できるだけ多くの方が利用しやすい状況を作っていくだいたらと思います。

LINEは町民がすでに日常的に使っている身近なツールであり、防災や交通など、命と暮らしに直結する情報を迅速に届けるうえで非常に有効だと思います。災害時には情報のタイムラグが命に関わりますし、交通予約も特に高齢者や移動困難者の方々には生活の足を守るものですから、多少の技術的な課題があっても、町として実現していくという姿勢を示していただくことが大事だと思います。町民に安心と期待を届けることができるよう、今後も取り組みを続けていただけたらと思います。

以上になります。

○議長（泉浩壽君） 次に、城戸司議員の発言を許します。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） はい。4番、城戸司です。

[城戸司議員登壇]

○4番（城戸司君） 町長の招集挨拶にもありましたが、9月になっても暑いですね。会話するときに「今日も暑いですね。」と口癖になっているんじやないかと思うぐらい言ってしまっています。去年は10月末頃まで半袖で「暑い、暑い。」と言っていたような気がしますが、今年も同じぐらいまで暑いのかと思うと、うんざりします。

例年であれば、お盆をすぎれば一雨ごとに涼しくなるので、明日の雨予報が農家の方と同じように待ち遠しく感じているのは僕だけじゃないはずです。これからは田んぼを乾かして、稻刈りや運動会などと雨は嫌われるかもしれません、災害にならない程度のちょうどいい雨で過ごしやすい気候になるのを期待します。

さて、2回目となるこども議会では、昨年同様、しっかりした子どもたちを目の当たりにし、内子の将来に安心できました。子どもたちに希望を持ってもらうために、思いに応え、目標とされるような大人にならなければならないと改めて身が引き締まります。

子どもたちの考えに共感するところもあり今回の質問を考えたので、少し子どもの言葉を借りてみます。「今週の内子町の気温は何度だと思いますか。」これは、こども議会の一言です。いろいろデータを調べても内子町のものが見つけられなかつたので大洲市のデータですが、8月は30度を下回った日が4日だけ。7月は1日だけ。6月も15日からずつと30度超えです。今年の8月5日には群馬県伊勢崎市で41.8度が観測され、国内の最高記録が更新。メディアでも、毎日「暑い、暑い。」と言っております。そんななか、今年の6月1日から労働安全衛生規則が改正され、職場での熱中症対策が義務づけられました。

そこで、最初の質問ですが、対象となる作業に従事する職員等には、どのような対策をしているか伺います。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） 城戸議員のご質問にお答えをいたします。

労働安全衛生規則が改正され、事業者に対して熱中症対策が義務づけられましたので、対象となる作業を行う部署に対して、暑さ指数計の必要数量を確認のうえ配布しました。熱中症への警戒が必要な条件下での作業を行う場合には、暑さ指数計を活用して作業の中止の判断を行うなど、熱中症リスクの軽減を図るようにしています。

また、作業前には熱中症対策の注意喚起を行うとともに、作業責任者が休憩時間を盛り込んだ作業計画を立てております。無理をせず、こまめに水分補給の指示を出して、作業中に体調が悪くなった場合には早めに作業を中止するなどの対応を行いながら、熱中症予防に努めています。

このほか、熱中症を発症した人を発見した場合にも、落ち着いて適切な対応が行えるよう、熱中症発症時の対応などをフロー図にしたカードを作成して職員に配布するなど、熱中症への対策を行っているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） ありがとうございます。

今回の規則では、WBGT、いわゆる暑さ指数が28度以上、または気温が31度以上の環境で、連続1時間以上または1日4時間以上の作業が未完見込まれる場合に対策をとりなさい。怠ると罰則がありますよというものです。対策というのは先程、答弁いただきましたが、「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係者に周知」といったようなものです。

「このような状況下では熱中症になりやすいですよ。」ということですが、報告して今回の規則での罰則の対象にならなくとも労災にはなりますし、労働力が減ってしまいます。かといって、1時間以内に休憩を取らせてても4時間までしか作業させられないというと、もうそれは仕事にならない。4時間ということですので、8時間勤務で考えると2倍の人員を雇用すればいいじゃないかということかもしれません、そのような余力は中小企業にあるわけもなく、ここ最近の物価高や最低賃金と合わせてみても、企業を経営したら負けというようなことにも感じてしまいます。見方を変えれば、町発注の公共工事、公共事業において、1日4時間、または倍の人数を雇用できるぐらいの期間や金額を提示しているのかという疑問にもなります。

年上の方からは「昔はこんなに暑くなかった。30度を超える日なんてほとんどなかった。」と言われるので過去の気温を調べたところ、50年前の松山市の8月は30度を下回る日が2日とほとんど変わりません。最高気温は33.6度と少し低い程度です。100年前を見ても、30度を下回る日が1日、最高気温は33.8度です。「今の子は弱い。」とか、

「昔は部活で水も飲まずに。」とかの根性論や倒れるまで働くといったようなことを言いたいわけではありません。人命や安全は何よりも優先されるべきであると思っています。

この暑さには、他の要因があるのではないかと思います。直射日光だけではなく、コンクリートの輻射熱やエアコンの室外機からの熱風など、体感的な暑さがあるのではないかでしょうか。WBGTは、湿度やそういったことも考慮した気温から計算されます。僕は2年ほど前から、WBGT対応の黒球計をかばんにぶら下げていますが、今は値段が倍ぐらいします。品薄で入手することも難しいようです。急に対策を迫られた事業所に何か支援はできないものか、ちょっと伺えたらと思います。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

○総務課長（上山淳一君） この熱中症対策が義務づけられたことに伴い、事業所に対してそういう熱中症対策を行う場合に何か補助制度を行う、創設するような考えがないかというようなご質問だろうと思うんですけども、現在のところではですね、やはりこういう熱中症対策は本来やっぱり事業所が取り組むべき問題かなというふうに思っておりますので、現時点ではですね、町で新たにそういう事業所に対して熱中症対策を行う補助制度を創設

する考えは現在ありません。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） 現時点ではないということですが、物価高対策等もあるし、事業所支援で幅広く、ちょっと取り組んでみてもらったら。もしくは、そういうお金の面じゃなくて「こういったことをしています。」というようなものを提示したマニュアルみたいなものですね。「こういうふうに役場はしているんで、このように作ったらどうでしょう。」みたいな感じのものも、何もしていない事業所が罰則をされないためにも支援になるのじやないかなと思うので、お金がすべてじゃないんですけど、幅広く対応していただいたらと思いますので、何卒ご検討の方をお願いできればと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

これも町長の招集あいさつでありましたが、線状降水帯による大雨災害を何度も耳にします。昨日も秋田で警戒レベル5の緊急安全確保が発令されておりました。9月1日は防災の日ということもあり、この質問を選んだのですが、この時期の大雨災害では、蒸し暑くなり、避難所生活や復旧作業で熱中症が心配されます。想定をし、対策や計画を行っているか伺います。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） 熱中症が危惧される時期において避難所を開設する場合には、エアコン設備が整った自治会館などの施設で開設するようにしております。町内の指定避難所には、自治会館のほか、学校施設の体育館なども指定しております。現時点で学校施設などの体育館にはエアコン設備はございませんが、今年度において五十崎体育館はエアコン設備を整備する予定です。夏の暑さが厳しくなっていますので、体育館のエアコン設備は必要ですが、まずは国の補助事業などを活用しながら、財源を確保したうえで、今後、計画的に整備したいと考えています。

また、学校の協力が得られた場合には、エアコン設備のある教室を避難所として利用するなど、災害時には町が保有するすべての施設、設備を活用しながら、避難された方の健康管理に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） 学校の教室なども避難所としてという想定をした計画をされているようで、少し安心ができました。

五十崎体育館、今年、エアコン整備しているのを見て、「近所の人がやっとつくのか。」と。あそこ、合併前のようななんですが、建てるとき、当時の人が「運動は汗かいてするのに、何

でエアコンがいるんだ。」と言ったということを言っていました。もうそういうことを言って、根性論なんかを言っている場合じゃないんで、体育館のエアコン設置の方の検討を本当に願いはしたいんですが、これもこども議会の質問でしたが、体育館のエアコンについて「少し先になるが、やる。」と言っていたような記憶をしております。松山市は市内すべての小中学校の体育館に空調設備を導入すると8月末のニュースで見て、明日ですか、明日ですかね。9月5日の方の議会で提出するそうです。

優先順位を上げ、少しでも早く対応していただけないかなという思いを込め、今一度、はつきりとちょっとお答えを聞けたらと思うので、よろしくお願ひいたします。

○町長（小野植正久君）議長。

○議長（泉浩壽君）小野植町長。

○町長（小野植正久君）こども議会でも、この質問が出されました。当然ですね、先程来言われてありますようにですね、やっぱり避難所でエアコンがないとですね、非常に大変な、夏場、特にですね、大変な状況になります。そういうような状況もありますので。ただ、1ヶ所ですね、やっぱりやると1億円ぐらいはエアコンかかると思います。町内には多くの体育館があるんですけども、できるだけですね、優先順位。先程言わされましたようにですね、優先順位を決めて。今年は五十崎やりますので、また引き続きですね、随時計画を作つて、できるだけ早くですね、設置をしていきたいというふうに思つております。

○4番（城戸司君）議長。

○議長（泉浩壽君）城戸司議員。

○4番（城戸司君）ありがとうございます。子どもたちも見ているかどうか分からぬけれど、喜んでもらえると思います。

次の質問に移ります。

大洲市のデータですが、令和6年も令和5年も9月は連日30度を超えていたようです。中学校では体育祭を控え、暑いなか屋外での活動も多くなつていようかと思います。学校教育において、体育以外にも屋外活動もあると思いますが、教育の現場でどのような対策をとられているか伺います。

○学校教育課長（宮久保邦博君）議長。

○議長（泉浩壽君）宮久保学校教育課長。

〔宮久保邦博学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（宮久保邦博君）ただ今の城戸議員のご質問にお答えします。

小中学校及び幼稚園における熱中症対策につきましては、文部科学省及び県教育委員会からの通知に基づき、「学校教育活動における熱中症事故防止に向けた対応（基準）」を定め、各種学校行事や部活動等において、暑さ指数を基準とする運用を行い、「熱中症対策リスト」による確認を実施しながら、熱中症における事故防止等に努めております。

具体的な対策としては、活動時には、こまめな水分補給や休憩を行うなど、体調管理の徹底を行つております。また、帽子の着用や活動時間の短縮なども行つとともに、こまめに暑

さ指標を計測するなど、児童生徒の安全管理に努めております。

今後も引き続き、基準の周知徹底を図るとともに、熱中症への理解、予防措置に努めまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） は基準の周知徹底ということで安心はしておりますが、屋内においても熱中症というものも想定されます。体育や部活動など、運動では危険度も高くなると考えられます。来年度には完全地域移行を目指すと過去に答弁をいたいでいますが、現在は学校に責任がある部活動、運動の中でも熱中症の危険度が高いものがあるようです。その順番を考慮し、エアコンのついた場所で部活動をさせるというような場所の優先なんかを考えることはできないでしょうか。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 林教育長。

○教育長（林純司君） 今、議員さんから場所の優先というご提案があつたんですけども、先程、町長が答弁いたしましたように、学校体育館のエアコンの整備につきましては、五十崎体育館は本年度しますが、来年度以降もしっかりと取り組んでいきたいと思っております。それは当然、部活動の地域移行だけではなくて、学校の様々な行事、体育行事でありますとか、屋外で取り扱う行事もありますから、そういうものもですね、やはり室内の方に移行する必要性もあるのかなと思っておりますので、そういう形で対処させていただけたらなというふうに思っております。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） 部活動でいうと、バスケットが意外とずっと走りっ放しで高いっていうデータが出ているようなんんですけど、外でやる運動で言うとアメリカンフットボール。屋内で言うと剣道。もう体を覆って空気の流れがというところで。バスケットは熱中症の方が多いんですけど、これは競技人口が多いんで。%でいうと剣道の方が高いとか、そういうものもあるので、またそういうところも考慮して、1人でも事故を防ぐような対応を、何卒お願いします。

大洲市のデータなんんですけど、大洲消防署のデータなんんですけど、2022年の5月1日から9月30日では、熱中症による搬送人数が58人。うち男性が34人、女性が24人、重症が3人、中等症が23人で、軽症が32人。75歳以上がそのうち32名。65歳から75歳までが12名。40歳以上から65歳が6名。18歳から40歳が3名。13歳から18歳までが4名。7歳から13歳未満も1名と。これが2020年で、ずっと。

2023年では55名。搬送人数ですね。高齢者。いわゆる高齢者と言われる75歳以上21名で、65歳から75歳未満が12名と。

2024年は63名で、75歳以上が25名。65歳から75歳未満が9名。

今年、2025年の5月1日から8月31日現在で、熱中症による搬送人数が48人。うち、男性が34人、女性が14人。重症が3人、中等症が12人、軽症が33人。また、75歳以上が17人で、65歳から75歳未満が5人。40歳から65歳未満が16人。18歳から40歳未満が2人。13歳から18歳未満が6人。7歳から13歳未満が2人だそうです。

毎年多くの方が大洲消防署管内で救急搬送されており、高齢者が多いようです。若い世代でも少数はいるようです。熱中症警戒アラートが出ていなくても、暑い時期にはエアコンを使用するといった注意喚起をしてはどうでしょうか。また、熱中症対策には、段階的に体を慣らす暑熱純化も有効であります。今年は間に合わないかもしれません、春頃から慣れさせることはできないのでしょうか。熱中症かもしれないと思ったときにはもうなっており、こまめな水分補給が推奨されております。町民が健康に生活できるように取り組んでいただけるよう、事前の周知徹底っていうものをお願いして、熱中症対策の方の質問は終わらせていたらと思います。

次の教育における体験格差について質問したいと思います。

今年も、愛媛県のコミスクの講演会に行ってきました。今年の主題は「社会総がかりで愛媛の子どもたちを健やかに育てよう」で記念講演は「すべての子どもに体験の機会を」。副題として「体験格差の課題と解消に向けた取り組み」というものでした。

子どもの成長において体験がいかに重要なことは、文部科学省の調査研究でも出ています。キャンプや登山、川遊び、ウィンタースポーツなどの自然体験では、主に自尊感情や外交性。農業体験や職業体験、ボランティアなどの社会体験では、小中高校生の時期の向学的な意識。これは勉強や授業が楽しいと感じるようだそうです。動植物園、博物館、美術館の見学や音楽・演劇鑑賞、スポーツ観戦などの文化的体験は、すべての意識に良い影響が見られることが分かっているそうです。多くのことを体験している子は、想像力の幅や選択肢も広く、親が子どもの時代に体験ゼロの場合、その子どもは2人に1人が体験ゼロ。これは選択肢が少ないのが影響していることも分かります。

その他にも、世帯年収が300万円未満の家庭の子どもでは、約3人に1人が学校外の体験がゼロというデータもあるそうです。そういった家庭的な要因があっても、子どもには機会は均等的に与えられる必要があると。まさに、社会総がかりで育てないといけないと感じました。

そこで、最初の質問に移っていきますが、町内のすべての学校に学校運営委員会が設置されましたが、地域によって熱量の差があるのではないかと感じもします。また、社会教育においては、やはり大人数で社会性を学ぶことも必要かと感じます。小規模校においては少人数だからできることもあるかもしれません、競い合う力、協力するといったことの体験のためにも、運動会や授業を合同で実施するなどし、地域による格差をなくすことはできないか伺いたいと思います。

○学校教育課長（宮久保邦博君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 宮久保学校教育課長。

〔宮久保邦博学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（宮久保邦博君） ただ今の城戸議員のご質問にお答えします。

まず、学校における体験学習については、学習指導要領において、生命や自然を大切にする心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるために、自然体験活動や集団宿泊体験、職場体験活動、奉仕体験活動、文化体験活動といった様々な体験活動を行うことが規定されています。

ご質問の合同での実施につきましては、現在、小学校におきましては、小田深山での集団宿泊体験活動や、スキー教室、修学旅行等で合同による連合小学校として実施しております。また、中学校においては、ジョブチャレンジなどの職場体験活動を町内一斉に同一週間で実施し、学校体験活動を通じて、児童生徒の学習意欲の向上と地域全体で子どもを育む地域づくりなど、統一した学習環境で実施しております。

今後につきましても、町内の各学校において、それぞれの学校の伝統や校風、地域の実情に応じた創意工夫ある教育活動や体験学習を実施し、さらに魅力ある学校づくり、特色ある学校づくりを進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） 8月27日に町のホームページに出ていた教育改革懇談会への諮問のところですね、今後の方向性として、令和10年度までに小学校は3校、中学校は1校になるよう編成するように計画していくといったようなことが書かれていたと思います。これについて、次の一般質問で聞いていきたいなともう考えておりますが、合同で体育、運動会とかですね、そういったものを合同でしていくことが下準備にならないか。これはどうでしょう。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 林教育長。

○教育長（林純司君） 先程の城戸議員が言われた教育改革懇談会の議事録につきましては、例えば小学校3校、中学校1校にしたいということは、これは方針ではなくて、そういう意見が委員の皆様から出たということでございます。ですから、様々な意見が今。私、懇談会に出席はできていないんですけれども、様々な意見ございますから、そういった意見を取りまとめて1つの計画案を諮問していただくとなっておりますので、これが決定したわけではないことを最初にご承知おきいただきたいと思います。

合同での体育祭とか、そういったイベントの催しにつきましては、今現在はそういったことは内子町の学校においては執り行われておりません。地域の伝統とか、地域の実情がございますので、そういったものを重視しながら、今、別々に実施をさせていただいている状況で

ございます。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） 地域の子と地域の運動会も一緒にやったり、地域の方のふれあいというところもあるので、その点は十分承知しておりますので、体験の方で、別で考えたりとか、いろいろ考慮してもらったらなとは考えます。また、何卒、検討をお願いします。

次の質問に移ります。

体験が重要ということは、僕自身も実感しております。ウインターランドスポーツをしたことがなく、憧れを持ったまま社会に出てですね、前の職場で先輩に誘ってもらって、初めて私はスノーボードをしたことを、筋肉痛になり、軽いけがをしたんですが、いい思い出として思っております。やはり体験をしてないと、自分から提案や行動することの選択になることは難しいかなと思います。

内子町には中村知事も絶賛するスキー場があり、子どもたちに体験をさせていますが、天候によりそういった体験ができなくなる場合ですね。まあ、他の運動会なんかでもですが、中止ではなく延期とし、日を改めるということは検討できないか伺えたらと思います。

○学校教育課長（宮久保邦博君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 宮久保学校教育課長。

〔宮久保邦博学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（宮久保邦博君） ただ今のご質問にお答えします。

現在、合同で実施しております小田深山での集団宿泊体験活動やスキー教室につきましては、悪天候により予定日に実施できない場合でも、当初計画段階により翌週等に予備日を設定し、中止となった場合でも実施できるよう計画をしております。

過去の実績においては、台風等の影響により中止となった事例はありますが、近年は、予定日または予備日に実施しております。また、予備日に実施できなかった場合におきましても、遠足など各学校での他の行事として実施するなど、体験学習の確保に努めております。

今後におきましても、児童生徒が多様な体験活動を通じ、学習できる環境教育の充実に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） 予定日は予備日で実施できているということで安心はできたんですが、コロナ禍においてですね、様々な体験がすっぽりと抜けている年代もあると思います。そういった子どもたちには体験はさせられたのでしょうか。

○学校教育課長（宮久保邦博君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 宮久保学校教育課長。

○学校教育課長（宮久保邦博君） ただ今のご質問ですけども、令和2年度、3年度等にお

きましては、自然体験学習というような形で集団宿泊とかそういうことはできなかつたんですが、各学校において、そういう活動計画をして実施しております。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） 別の形でということかもしれないんですけど、私があつたように体験したことがなかつたんで、ぜひ社会に出るまでに希望者だけでも体験できるような機会を作つてあげたらどうかなと思うので、もしさういったことが考えられそうだったら、何とかお願ひしたいと思います。

私はですね、子どもは地域の宝だと常々感じております。子どもたちには、内子で生まれて、そして内子で育つて良かったと感じてもらいたいと思っていますので、これからも、子育て支援をよろしくお願ひいたして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（泉浩壽君） ここで暫時休憩をします。

午前11時10分から再開します。

午前 11時00分 休憩

午前 11時10分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、下野安彦議員の発言を許します。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 12番、下野です。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） おはようございます。大変、先程の同僚議員の質問にありましたように、まだまだ残暑が厳しくて、一般質問も出していますけれども、「水不足と米や果物の影響はどうなのか。」に変更したいようなぐらいの気持ちなんですけど、農林振興課長が嫌な顔をしますので、通告どおりの質問をしたらと思います。

それでは、参議院議員選挙の影響について質問したいと思います。

125の議席をめぐって争われた4月の参議院選挙ですが、自民公明両党は過半数の議席を維持できず、衆議院に続き、参議院でも少数与党となりました。自民党を中心とした政権が衆参両院で過半数を割り込むのは、1955年の結党以来、初めてのことだそうです。一方、消費税の減税などを公約した国民民主党、「日本人ファースト」のキャッチコピーを掲げた3政党は14議席を獲得し、非改選の議席と合わせて単独で法案を提出できる11議席を上回りました。

国会は連立与党で過半数に達せず、ねじれ状態により与党側が野党とのより深い協力関係を模索し、場合によっては連立政権の枠組みを変えることも安定した政権運営には欠かせない状況でもあります。選挙前に自民党が公約としていた2万円の給付はどうなるのか。消費税減税の話も、結局、野党間ではバラバラであります。

物価高も続いています。新米の価格も高いと言われております。ガソリンの価格も高いままです。今後の生活がどうなのか、心配の町民も多いのではと思われます。

そのようななかで、昨日、自民党は両院議員総会で参議院選挙の総括を行い、森山幹事長が責任をとて幹事長を退任する考えを示し、衆参の国会議員295人と、都道府県連の代表者47人の過半数172人を超れば、8日に総裁選挙の前倒しが決まるということです。

また、政府は総理大臣官邸ですべての閣僚をメンバーとする地方創生の実現に向けた本部の会合を開き、自治体などが「連携宣言」を作成し、国が交付金による支援や要望を踏まえた規制緩和を進めるということで、『『広域リージョン連携』を創設するための要綱を決定したということです。「令和の日本列島改造」に向け、各種政策やプロジェクトを確実に進めてほしい。』と石破総理は地方へ目を向けた政策に着手されたということです。

野党の消費税減税の公約はどうなのか。税の問題は、自治体の財源や町民の生活に大きく影響をします。今後の政局がどう動くかによりますが、参議院選挙の結果は町民の暮らしや働き方や子育て環境にどう影響してくると町長は思われますか質問します。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 今回の参議院選の結果は、議員おっしゃるとおり今後の政局を大きく左右するものであり、今後も国の動向を注視してまいりたいと思っております。

ご指摘の2万円給付、あるいは消費税減税、また物価高騰に対する施策等については、現在、国会において様々な議論が交わされておりますが、それらをすべて財源の確保をはじめ、今後の見通しについては不確定要素が多く、今後、内子町でどんな影響が出るのか分かりませんが、例えば、消費税減税やガソリン税の廃止などが決定されると、消費者の負担は確かに軽減されますが、自治体では、社会保障や公共サービスに充てるための各種交付金等が減額され、なおいっそう厳しい財政運営を強いられることになり、町民の暮らしや働き方、子育て環境にも少なからず影響が出るのではないかと危惧をしております。

私たちの責務は、地方自治体として将来に大きな負担を残さない健全な財政運営と住民との対話・協働によるまちづくりの推進が不可欠であります。内子町としては、政局の動向に関係なく、いつも申し上げているとおり、「稼ぐ力のあるまち」、「住み続けられるまち」の実現のため、内子町総合計画に沿って、限られた財源ではございますが、そのなかでまちづくりの理念にぶれることなく、しっかりと取り組みを進めることが重要であるというふ

うに思っております。

繰り返しになりますが、国の動向が変化しても、私たちは町民の暮らしを安定させ、働く人を支え、子育て環境を守るための施策を限られた財源のなかで着実に進めていくことが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○12番（下野安彦君）議長。

○議長（泉浩壽君）下野安彦議員。

○12番（下野安彦君）ありがとうございます。

町長言われますように、その計画どおりに町としては着実に進めていくということではございますけども、15億円ぐらいの自主財源のなかでは、ほとんど交付税がないと、実質的にはやれないわけでございます。そういったなかで、町長が代表として他の自治体と一緒にになって交付税の申請など、いろいろ事業のときに役所の方に、国の、要望に行かれると思うんですけども。やはり、今の状況で。とりあえず、年にどのぐらい要望に国の方には行かれているものでしょうか。

○町長（小野植正久君）議長。

○議長（泉浩壽君）小野植町長。

○町長（小野植正久君）これはですね、非常に多い回数になります。道路ですね。道路関係ですか、治水関係でありますとかが中心になりますけれども、年間通していけば10数回には。10数回、15回ぐらいですかね。もっとあるかも分かりませんね。相当、国の機関もいろんな機関ございますので、そういったところへも要望に行ってはいますので、相当数、要望に行っております。

以上です。

○12番（下野安彦君）議長。

○議長（泉浩壽君）下野安彦議員。

○12番（下野安彦君）その要望は各種、財務省とか、いろんなところ。建設、国土交通省とかそういったところ。他に政治家のそういった与党や、そういったところにもやはり行かれているわけででしょうか。

○町長（小野植正久君）議長。

○議長（泉浩壽君）小野植町長。

○町長（小野植正久君）行っております。先般はですね、村上総務大臣のところへも顔を出させていただきまして、「交付税、よろしくお願ひします。」というようなお話は一応させて。これ、あんまりこういうところで言うお話ではないかも分かりませんけれども、いろんなところへですね、交付税の問題でありますとか、要望させていただいております。

以上です。

○12番（下野安彦君）議長。

○議長（泉浩壽君）下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 先程から言いますように、この国政のねじれた状態で、どのように動くかによって地方は大変、左右されるわけなんですね。自主財源がないということは。そのなかには、やはり参議院選挙。誰がこういう状況にしたのかというのではなく、やはり国民が選んで投票したわけですね。これは、逆に言えば、こういうねじれた国政もある面では与党が独走しないからいいんじゃないかという考え方もあるんですけども、でもなかなか物事が進まないと。こういうことは、やはり地方自治体にとっては大変ではないかと思うんですけど。正直、町長として、やはり早く終結するというか、ねじれの解消が望まれているのかお尋ねします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） やっぱり国政がですね、混乱してですね、何も決まらないという状態ですね、やっぱり長く続くということは、もし仮にですよ。そういう状態になったとすれば、やっぱりその割を食うのは国民でございます。そういう意味ではですね、どういう形にしろですね、ある程度そのしっかりと定められた方針に基づいてですね、しっかりと国政が回っていく。そういうことを期待をしております。それはどういう形ですね、いずれにしても、できるだけ早くですね、体制を整えていただいて、しっかりと国のいろんな政策が前を向いていくという状態を望んでおります。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） また似たような質問ですけれども、2番目の国から独立した地方自治体が自らの判断と責任で地域行政を行うのが地方自治です。国防、外交、年金、経済政策、通貨政策などは、国が果たすべき政策であります。地方行政の長として、今後どのような国政を望まれるか質問します。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） 議員おっしゃいますように、地方自治体自らの判断と責任において地域行政を行うものであります、国は国の責務をまずしっかりと果たしていただきたいと思います。そして、国と地方の権限の適切な分担のもと、国は地方公共団体が自らの責任と権限を行使し、住民の生活を支え、地域の発展を持続的に推進することができるような政策を実行していただきたいと思います。

そのためには、まず人口が一極集中する首都圏から地方へと人の流れを作ること。そして、それぞれの地方自治体が特色を生かした地域づくりを行うことができる基盤づくりのための財源を恒久的に確保していただくこと。そして、地方が抱える様々な課題や問題を解決するため、地方に寄り添った効果的な政策を推進していただきたいと思います。

今、地方の多くの自治体は、人口減少による過疎化、少子高齢化、労働力・後継者不足、

地域コミュニティの崩壊、巨大災害への対応など、多くの社会課題を抱えております。そのなかにあっても、我々は知恵を絞り、住民とともに汗を流し、価値ある固有の資源や伝統文化、地場産業に磨きをかけながら持続可能な地域づくりに取り組んでおります。国政に望むことは、これまでも、そしてこれからも変わることなく、地方自治の本旨に沿って国民に寄り添った政策運営をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○12番（下野安彦君）議長。

○議長（泉浩壽君）下野安彦議員。

○12番（下野安彦君）参議院選挙が終わりまして、県の町村会で首長さん集まられて、こういった今の状況のなかで、もう集まられたのか。集まられて、そういった話は。これから陳情とか、そういったことに対して、先程の要望を各省庁に行くときに話とかはもうされたことはあるのでしょうか。

○町長（小野植正久君）議長。

○議長（泉浩壽君）小野植町長。

○町長（小野植正久君）今までですね、そういった、先程言いました地方交付税の問題でありますとか、様々なところで、今、いろんな消費税の問題でありますとか、ガソリン税の問題でありますとか、いろんな話が出ております。そういったところで、先程言いましたようにですね、いろんな国税とか、いろんなところで、やっぱり自治体としてはですね、いろんな課題・問題も出てきますので、その場合の対応ですね。それを何とかお願いしたいというようなことでの市町村からの意見をもって。県もですね、国の方に要望をしております。

いずれにしましても、そういったところの対応ですね。いろんなところに影響が出てまいりますので、そういったことも加味しながらですね、国の方への働きかけはこれからもしていきたいと思っております。

○12番（下野安彦君）議長。

○議長（泉浩壽君）下野安彦議員。

○12番（下野安彦君）この問題は国政がはっきり方向性が出ない限りは。もしかしたら、総裁選があるかもしれませんし。そのなかでは、また野党との話し合いがどのようになるかによって、また大きく変わってくると思う。分かりませんので、これ以上のことは町長には質問いたしません。

それでは、次の質問に入ります。

今朝もこここの分庁に入ってきて、8月の内子町の人口を見ますと1万4,476人とされていました。今も町長の答弁のなかで、やはり地方の課題は、人口の流出、東京一極集中とか、そういった地方が抱える課題は多くあります。

今回の質問なんですけれども、昨年の3月議会で「人口減少と高齢化と自治会制度について」と題して、私、一般質問しております。そこで述べたのは、大谷翔平さんが結婚を発表され、彼のようなスーパースターが「結婚って素晴らしいよ。家族ができるのは素敵なこと

だ。皆さん結婚しましょう。子どもはたくさん産みましょう。」と呼びかけ、マスコミも結婚の素晴らしさをどんどん宣伝してもらえると、社会や若い人の考えも変わってくるのではないか。結婚そのものに対する価値感の変化や、都会への流出が重なり、多くの自治体が高齢化している。人口減少と高齢化は、自治会活動にも大きく影響してくるのではないかと社会の風潮を鑑みて、恋愛観や結婚観にはあまり触れず、「人口減少による自治会制度の崩壊について」として質問を、ある時はしておりました。

個人の考えが尊重される世の中でございます。今回は、恋愛観や結婚観について、ストレートに質問したいと思います。

数年前までは、夫婦と子ども2人からなる核家族のことを標準世帯と言われました。核家族化は、1970年代までは全世帯の45%を占めていました。世帯の半分近くが、この夫婦と子世帯だったわけです。しかし、2020年の国勢調査においては、標準世帯も25%にまで激減しているということです。夫婦と子世帯の代わりに大幅に増えているのが1人暮らしの単身世帯ということです。単身世帯の構成比は、2020年には38%にまで増えていますが、今後ますます加速してくるみたいです。

また、未婚率も上昇すると予測されており、2030年には、男性の3人に1人、女性の4人に1人が生涯未婚者になるとの予想もあります。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、独身者は2040年には47%を超える、2050年には47.4%まで上昇するとされています。

Z世代と言われる18歳から29歳の恋愛観や結婚観についての民間会社の調査によると、恋人について「とてもほしい・できればほしい」と答えた人は56.6%。「あまりほしくない・全くほしくない」と答えた人は43.4%というアンケート調査を見ました。将来結婚したいかの質問に対しては、「絶対にしたい・できればしたい」が55.8%。「できればしたくない・全くしたくない」が44.2%という結果だったみたいです。将来子どもを持ちたいかという質問に対して、「絶対に持ちたい・できれば持ちたい」と答えた人が48.8%に対し「持つつもりはない・断固として持ちたくない」と答えた人が51.2%だったということです。

結婚すれば、配偶者控除、医療費控除、住宅ローン控除等を受けられ、家族も増えて、働く意欲もできて、多くのメリットがあります。結婚新生活支援事業費補助金の制度や、多くの子育て支援もされていますが、人口減少の歯止めには至っておりません。

スウェーデンで少子化対策の基を築き、ノーベル賞を受賞した経済学者ミュルダールは「個人は国家への服従ということではなく、自分の幸福のために子どもを持つべきである」と言われ、『人口問題の危機』は、すべてのスウェーデン人が3人の子どもを持つために必要な社会保障や雇用のあり方を示してベストセラーとなりました。スウェーデンでは、税金や社会保険料が高いものの、国が責任を持って国民の面倒を見るという考え方の政策が行われています。

多様な価値観が広がり、結婚は個人の自由な選択だと捉えられ、結婚を選択しない考え方

人が増えております。ただ、この多様な価値観や結婚を選択しない生き方の人が増える一方で、近いうちに日本にある家系は半分くらいになると言われています。今の世の中、世代が下がるほど、兄弟やいとこの数が減っているのが現状であります。家系が途絶えていくと空き家になります。空き家が増えると地域コミュニティーができなくなります。過疎化して、自治運営ができなくなります。税金を納める人が減れば、村や町や市の存続は厳しくなり合併をしていきますが、人がいなくなった地域は耕作放棄地が増え、家屋も廃墟となる率が高くなります。

子どもを持つことに伴う経済的・社会的困難をなくすスウェーデンのような改革も当然、必要ですが、ひと昔前のように結婚し家庭を持つことの素晴らしさや、結婚に関する理解を深め、結婚観の醸成を図ることが必要と私は思うのですが、町長の考えはどうか質問をします。

○町長（小野植正久君） 議長。
○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 下野議員のご質問にお答えをいたします。

今、人口減少はですね、おっしゃるように進んでおりまして、子どもの数もですね、これは私の町だけではございませんが、非常に減少しているという状況で。原因のひとつとしてですね、未婚というのもあるということだろうというふうに言われております。当然のことだろうというふうに思います。

そういうなかでですね、結婚し、家庭を持つことの素晴らしさをですね社会全体で理解をして、結婚感の醸成を図る場の設定ですね。これ形成。こういったものについてはですね、人口減少対策を総合的に推進するひとつの方策ではあるのかなというふうに思いますが、しかしながらですね、やっぱり個人の恋愛観、結婚感、これまでに生きてきた環境やですね、社会経験などに基づき形成されるとありますので、個人の持つ価値観を変えると、あるいは押し付けるというようなことはですね、これはちょっと十分注意をしなければならないし、あるいは、また簡単なことではないというふうに思っております。

現在、男女の出会いの場の創出事業でありますとか、事業の必要性やその手法の参考にするため、町内の若者へ多少ではございますけれども、結婚意識調査を実施するよう準備を進めているところであります。そのなかで、ある程度、町内の若者恋愛観、また結婚観なども分析できるのではないかというふうに考えております。

しかしながら、先程申し上げましたとおり、個人の持つ価値観を変えることが非常に難しうえに、価値観の押し付けとも捉えられかねない事業は実施するべきではないというふうに考えておりまして、結婚したい男女を支援するのが行政の立場であるという認識でございますので、結婚観の醸成を図る場の形成に取り組む予定は現在のところございません。

以上、答弁とさせていただきます。
○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 町長の言われること、十分に分かります。私も先程言いました昨年の3月議会でも悩んで、悩んで、逆にすりかえて自治会が崩壊するよというふうに人口減少を持っていって。でも、その人口減少の元はと言えば子どもがいない。後をついてくれる子がいない。地域の後厄を引き受けてくれる若者がいない。流出したからいないうのは分かるんですけども、やはり、いつも言うように同じパイの取り合いじゃないんですけど、日本全体では東京一極集中して、そこに若者が行っているだけで、かといって人口が増えていくわけではないんですね。もうこれは、逆に調査のなかでは、都会の方が子どもの方が増えていますよね。ですから、やはり何か考え方。こういう個人を尊重することは十分、私も分かります。あまり言い過ぎますと叩かれるという気持ちも十二分に思っておりますけれども、でもこの考え方を変えなければ、いつまで経ってもこれ減少していく一方ではないかということです。

例えば、中国が一人っ子政策で増え続けるかという、しばらくやりましたよね。それで、これをもう一人っ子政策なくしましたよ。かといって、そしたらその考えがで2人、3人増えるかというたら、もう一人っ子政策の今まで、なかなか経済的な問題もあったりして増えないというのが出ていますよね。結論として。やはり、一度そういう考え方がみんなに、国民皆に植え込まれていくと、それを変えるというのはなかなか難しくなるということだと思うんですよ。ですから、避難を浴びるぐらいのことでもしないと、考え方を変えないと、私はいけんのではないかという。地方の、1万4,500人のなかの、13人のなかの1人の議員ではございますけれども、本来はその考え方を国から変えていくような方策をしないと、これ自体、難しいのではないかと思っております。

実質、内子の婚姻数は、ここ数年、何件出ているかは分かりますか。これ通告していなかったんですけども。届けです。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 正確なですね、ちょっと手元に数字がございません。そういう状況でございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 通告していなかったので。ですが、大変問題になる人口減少ですから、すぐに「10件です。」とか「20件です。」って当然、分かっことかと思いましたけれども。そんなに数字が300とか400とかいうのはないとは思うんですけど。まあ、構いません。それは。

そしたら、やっぱりそのモラロジー。心の話だけしたって、これいけませんので。先程、町長も、それに対して結婚して子どもが増えるという政策は何かということを考えなければならぬと言われたんですけども。私も、ねえ。モラロジーのことだけをここで答弁し

ようたって、評論家ではございませんので。

政策のなかで、やはり他の自治体においては、やはり役所内に。これは、福井県なんかの坂井市ですか。結婚応援課を作られて、まだ実績はそんなに大して増えたかいうのはないんですけども、そこでは課が市民総ぐるみで取り組むというような形を行政がやるというふうに。そのなかで、やはり性的少数者のカップルを公的に認めるパートナーシップ宣言をされており、そういったなかで、そういった結婚を推進する課もあって、自分で取り組まれているというところもあります。

また鳥取県の湯梨浜町ですかね。結婚の出会いを創出する縁結び支援員というのを各地域とかで10名程度でしょうか。設けて、その支援員さんが、出会いが、カップルができる1組3万円の報酬を払う。交付するのだそうです。昔ありましたよね。もう縁組のうるさいおばちゃんというのがおられて、どこにもおいでて、「お宅の息子さんとか娘さんどうですか。」とかいうふうに、そういった形だと思うんですけども。

この内子町で、そういう政策に対して。町長、そういう取り組みはどう思われますか。支援員さんを小田とか、内子とか、五十崎とか、大瀬とか10人ぐらい設置するという考え方には。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 今、言われるような方法もですね、ひとつ的方法ではあるのかなあというふうに思いました。一部ですね、地域おこし協力隊などですね、ある地域なんかでは、そういうことをやられているところもございます。ただですね、これなかなか。なかなか昔はですね、ある程度、地域に根差したような方がですね、そういうようなことをやっておられたということなんですが。よそから来られた方、例えばですよ。地域のことを十分ご存じでない方がそういったことをやるのも難しいですし、今はですね、アプリを使ってですね、出会いで結婚される方が3分の1ぐらいおられるというような話も聞いております。ですので、多分そういう情報を活用しながらですね、出会いというのを求めておられるのだろうというふうに思っております。今も人口減少というのですね、1人の女性が一生、合計特殊出生率ですかね。これで言えば、先程言いましたように、すべての女性が2人、もしくは2.1産めば人口が維持できるというふうに言われておりますが、現在1.2人ですので、これ相当、これどんどん減っていってますんですね、もう維持は全くできないという状況にあります。

そういうなかで、やっぱりですね、私思うには、今はもう本当に経済的な問題とか、いろいろあってですね、やっぱり共働きがほとんどです。そういうなかで行政はですね、やっぱりいかにそういった、例えば子どもたちを預かる。そういう環境をですね、しっかりと作っていく。これも行政がある程度できますので、そういった安心して預けていただける環境、そういうようなものもやっていく必要があるのかなあというふうに思っておりますし、また家事の分担ですよね。これは男性、女性限らず、しっかりとそういうことを。男性も一緒に

やるんですよと。負担、一緒にお互いがやるんですよというような醸成をするとかですね。あるいは、また職場ですね。勤められて子どもさん持っておられる方、子どもが熱を出したりします。そういうときに休みやすい職場というんですかね。そういうこともしっかりとやっていく。それぞれの企業さんになりますけれども、そういうこともやっていただく。今は小学校3年生までは、お1人の子どもさん、1人の場合には5日間はとれると。有給以外ですね。そういうこともありますので、そういうことをしっかりと企業さんでもやっていただくとかですね。県では「ひめボス宣言」とかいうのをやっておりますが、とにかく社会全体でですね、子どもを育てるという意識に、町の方もですね、そういうことを皆さんに呼びかけていきたい。いろんなことをやっていかないとなかなか難しいなというふうには感じております。

以上でございます。

○12番（下野安彦君）議長。

○議長（泉浩壽君）下野安彦議員。

○12番（下野安彦君）おっしゃるとおり、先程言われたなかでね、いろいろ今回の人口減少、子どもが少ないということになると、1人あたりの出生が1.2とかありますけども。結局、未婚の方がおられるから、そういう数字になってくるんですよね。ですから、また別のデータで見ますと、だいたい結婚された方は2人ぐらいは産んでおられるのが現実なんですね。なかには、だから、その結婚された方が4人産んだら少子化にならないという、そういうデータも出ているようでございます。これは、まあ。それが発言したことによって、簡単に言うなよと。4人育てるというのは大変ですよというのは、言われると思うんですけども。そうなると、先程、町長が言うたように、スウェーデンのような25%ぐらいの税金を取って、それを全部、地域社会が全部で子どもたちを育てる社会にしていくのか。そんなに税金取られたらやっていけんよという国民の声もあるから、これ難しい社会でありますけれども。どっちみち全体で育てていかなければならぬというふうに私も思っております。

もういっぺん、そこで先程、町長自体も言わされましたけど、長野県の小谷村とか何かでは、ゲレンデ婚活とか、スキーとか、やっぱりあると思うんですけど、そこでは行政の方でですね、結婚支援制度、AIマッチングシステムを導入されているみたいんですけども。これはもう、行政で導入することなんかも、補助とか何かすることも、もう明日、検討を今後ししてください。さっき町長も言わされましたので。

それでは、2番目のこの考え方を学校教育の場では、結婚に関する理解を深め、結婚観の醸成を図る教育は、なかなか難しいとは思いますけども、今回はその親や子どもの関係や、性や妊娠、命や生命の尊さに関する啓発はどのようにされてるかを質問いたします。

○教育長（林純司君）議長。

○議長（泉浩壽君）林教育長。

[林純司教育長登壇]

○教育長（林純司君） 下野議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校における性に関する指導につきましては、児童生徒自身が性について正しく理解し、適切な行動がとれるようにすることを目的として、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じた教育内容を学校教育活動全体を通じて統合的に指導しております。

町内の各学校におきましては、「性教育全体計画」を作成し、学年別指導内容を決め、目標を設定し、保健体育の授業、学級活動のほか、各教科と関連させながら指導しており、取り組みの一環として性教育参観日を実施し、保護者とともに性教育について考える機会を設けたり、性に関する教材を活用した授業を行い、保護者に公開しております。

また、内子町子育て支援センターによる「いのちの授業」など、生徒が命の大切さを再認識する機会を設けて、外部指導者による学びも実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） ありがとうございます。教育の場で、なかなか結婚観やそういう醸成を図るような教育は難しいのではないかというような考え方は思っております。

ただ、私、普通に生活をし、農作業をしておりましても、雑草が生えております。たんぽぽが生えていたり、いろんな雑草が生えて、皆、種を作って、胞子を飛ばして、自分らの後継者を作ろうとしております。竹やぶも竹が生い茂って。やはり、植物もですけども、動物も、とんびや燕も、いろんなのが飛んできますけども。いろんな、猪もですけども。自分らの子孫を守るために、どんどんと子どもを守り、自分の子どもを育て。これは当たり前の社会だと私は思っております。これが当たり前で子孫を増やして、自分たちが滅ぼないようにしていこうとしているのが、これが当たり前の世の中だと。それが自然だと私は思っております。あまり言いすぎると、もう非難も出ると思いますが、やはり自然に逆らわない。そしたら、人口が増えるのではないかという。そういう世の中になることを望みまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（泉浩壽君） 午前中の一般質問はここまでとし、休憩します。

午後1時から再開します。

午前 11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に続き、会議を開きます。

欠席届が菊地幸雄議員から提出されました。

次に、久保美博議員の発言を許します。

○6番（久保美博君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 久保美博議員。

[久保美博議員登壇]

○6番（久保美博君） 6番、久保美博でございます。

今年の四国は6月8日頃に梅雨入りし、期間は19日間と統計開始以来、最短であり、梅雨明けは平年よりも3週間ほど早く、6月に梅雨明けを迎えるのは初めてで、今夏は国内の観測史上最高気温が更新されるなど、危険な暑さが続いております。9月も高温が続く見通しで、熱中症に引き続き警戒をする必要があり、暑さ対策がかかると思います。

それでは、通告書に従い、2項目について質問をさせていただきます。

1項目目といたしまして、特定地域づくり事業協同組合制度について質問をさせていただきます。

内子町の人口は、本年4月1日現在で1万4,593人となっており、この10年で3,115人減少し、人口減少率17.6%となっております。将来の人口推計は、第3期内子町総合計画で2020年国勢調査をもとに国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計値で、2045年には9,000人になると想定されております。

この人口減少に対する危機感は全国的問題で、国や県も同様で様々な対策を講じています。一方、人材確保問題も顕著にあらわれるようになってきており、企業側は求人を出しても人が来てくれない事例など、雇用確保問題も多く聞かれるようになってきております。

今後、内子町人口が減少すると予想されるなかで、人口減少に歯止めをかける起爆剤が必要と考えます。新たな施策に取り組む場合、厳しい財政状況ですが、新たな取り組みも必要と考えます。

そこで、特定地域づくり事業協同組合制度の取り組みについて考えを伺います。

○議長（泉浩壽君） 久保美博議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

[二宮大昌企画情報課長登壇]

○企画情報課長（二宮大昌君） 久保議員のご質問にお答えいたします。

特定地域づくり事業協同組合制度は、地域人口の急減に直面している地域において、地域内の様々な仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を作り出し、組合で雇用した職員を人材が必要な地域内の事業者に派遣することで担い手を確保する取り組みで、季節ごとの労働需要等に応じて複数の事業に従事する、いわゆるマルチワーカーに係る労働者派遣事業等でございます。組合は職員を派遣した対価として組合員である事業者から徴収した利用料金2分の1と町からの補助金2分の1を受けて運営を行う制度でございます。

設立した組合で働く職員は正規職員として雇用され、無期雇用で社会保険に加入し安心して働くことができますので、安定的な雇用環境や一定の給与水準の確保が見込まれます。また、組合員である事業者は、季節的に必要な労力に変動が多い仕事でも担い手確保が可能になるといったメリットがございます。

しかしながら、繁忙期と閑散期で組合員からの派遣依頼に大きなばらつきが生じることはデメリットとして認識をしておかなければならぬと考えております。具体的には、繁忙期には一定期間に組合員からの依頼が集中し、そのニーズに応えられないことが十分予想されます。一方、閑散期には需要が低下するため派遣機会が乏しくなり、組合員からの利用料金が組合に十分入らないことも考えられます。

このような不安定な需要と供給のなかで組合の事務局が仕事を回していくことになり、加えて労働者派遣法やその他、労働関係法令を熟知することも必要となってきますので、事務局負担も相当なものがございます。

特定地域づくり事業協同組合を設立することで新たな職場が生まれ、移住者の受け入れや定住者の確保に一定の効果は見込まれますが、先程申しましたように、組合設立には繁忙期と閑散期の需要変動の平準化など想定される課題等が数多くありますので、現在のところ、特定地域づくり事業協同組合の設立は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○6番（久保美博君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 久保美博議員。

○6番（久保美博君） ただ今の課長の回答で、この事業については考えてないということなんですが、そう言われてしまうと身も蓋もないんですが。やはり、私はこれ提案してるわけで、この事業は将来的に10年先、20年先を見据えたときにですね、やはり人手不足というようなことが発生する。先程、申し上げましたように、20年後ですね。には、内子町は9,000人の人口だというような状況になるうえで、じゃあ農林業、商工業、それぞれの職種によって人材不足が発生するんじゃないかというふうなことを危惧されると思うんです。そういうなかで、やはり将来の内子を考えると、やはりこの制度も十分考えていくうえで、やっぱり重要なことじゃないかなと思っております。

この事業に取り組んでおるのは、愛媛県下で松野町1町だけです。全国的に見たら島根県が一番多いんですが、そういったなかで、やはり県、町、市ですね。それぞれ取り組んでおる事例があるわけですから、やはり内子町でも将来を見据えたうえでは、この事業をやはり考えていくべきじゃないか。やはりこの提案を、やはり土俵の上に上げてほしい。今、議場で課長言われたように「考えておりません。」と片付けられましたけど、これではやはり前に向いて進まないと思う。やはり、この提案をですね、土俵に上げていただいて、検討していただいて、やはり情報を取り入れて、やはりそれぞれの取り組み、状況を、各町の取り組みを聞いていただいて、やはりやっていただきたい。そういったことで、もうこれ課長が先程、言われましたように、この制度は大きく、人材派遣というようなことで周年を通して労働力の確保というようなことができるようになりますから、やはり、そういったなかで考えていくと、今のとても大事な事業じゃないかなと思つとるわけなんです。これ例えば、今の福祉の方の部門でもですね、今の農福連携をする形がとれたら、もっともつとこう進んでいくんじゃないかなと思っております。そういう場合にですね、やはり人手

不足の解消、生産性の向上、農産物の付加価値向上、経営の安定化などが期待できると思っております。障がいのある方には、やはり活躍の場と生きがいの創出、心身健康の促進、そういう社会的な大きな強化につながると思っております。

そういうことで、課長考えていないと言われたんですが、例えば、農福関係と連携して取り組んだら、もっともっと幅が広くなるんじゃないかなと思っておるんですが、そういう考えはどうお持ちでしょうか。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

○企画情報課長（二宮大昌君） おっしゃられるとおり、組合設立でいろいろなことが解決されるというところは一部、理解できます。ただ、組合を作つて人口減少対策、担い手対策の一手を打つことも大切なのかもしれませんけれども、やはりこの設立者組合が持続可能な組織とすることができるかどうかということが一番重要なのではないかなと思っております。先程、申しましたとおり、やはり繁忙期と閑散期、こういったところの需要と供給のバランスをとるのが非常に難しいと考えております。なので、農林商工業それぞれ、担い手確保策をやっております。

また、総合計画に基づいて、子育て環境の充実でありますとか、教育の充実。そういうところに取り組んでおりますので、町の魅力を総合的に魅力を上げていくことですね、人口減少対策には取り組んでいくべきではないかなというふうに考えております。

まずは、組合が持続的な可能とすることができるかどうかというところに、非常にまだ課題が多いのではないかと理解しております。

以上でございます。

○6番（久保美博君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 久保美博議員。

○6番（久保美博君） 今の課長言われるメリット、デメリット。それぞれ、この事業のなかであります。そういうことで周年的に労働力の確保というたら難しいのではないかと。農業協同組合の設立にもなかなか難しいところがあるんじゃないかなと思っております。こういった問題はあるわけなんですが、私がこれを言ったからといって、すぐやりましょうというんじゃないんです。やはり、時間がかかると思います。だから、ゆっくりと時間かけて、やはりこれから先、起こりうる労働力不足の解決というようなことも考えると、今こう考えて取り組む。段階を上げていく。そういうことで、将来的に内子として、どうあるべきか、どう取り組むべきかということを考えていったら、やはりこの事業は、少なからず、内子のためになるんじゃないかなと思っておるんです。

これ、そういう課長からのお話聞いたんですが、町長はどうでしょうかね。この取り組み、この制度は、これから先、やっぱり考えていくべき制度じゃないかと思うんですが、町長の考えはどうでしょうかね。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） いろいろですね、その町によっては作物でありますとか、農林でありますとか、商工の状態ですね。それは多分、いろんな違いがあるんだろうというふうに思います。この制度もですね、要は派遣事業ですね。人員を不足しているところに派遣する。派遣の会社を作るみたいな、そういったイメージなんですけれども。なかなかですね、先程来も出ているようなことですね、課題もたくさんあります。そういうなかでですね、現時点でということになると、うちの今の現在の状況を見て、なかなか導入は難しいというのは、もう先程来、答弁させていただいているとおりです。当然、そういう状況がですね、必要という状況になれば、それは検討すべきと思いますけれども、現時点では、例えば果樹であればですね、いろんな手間がいとか、いろんなことでですね、特に技術がいります。特に果樹系はですね、人がいればいいっていうものじゃないんで。そういうふうにすると、熟練された、ある程度、自分で確保してですね、毎年その方に来てくださいというようなことで、皆さん、そういう状況のなかで今、やられております。ですので、将来はですね、そういうことが必要になる場面もあるかと思いますけれども、現時点ではですね、先程来、申し上げているとおり考えていないということでございます。

以上です。

○6番（久保美博君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 久保美博議員。

○6番（久保美博君） 町長の考えも分かりました。この制度についてですね、先程来、言っておりますように、人を派遣する仕組みを活用して、将来にわたり安定した雇用を確保できるようにという、この制度の目的だと思っておりますので、また担い手の確保、育成に寄与できるものと思っておりますので、私も根強く勉強もさせていただいてですね、内子に合っているというような制度になれば、また進めていったらと思いますので、よろしくお願ひしたらと思います。

それでは次の2項目めの災害関連死を減らすため、避難所運営で優先的に取り組むことについて3点ほど質問させていただきます。

1点目は、起こりうる南海トラフ巨大地震などでは、多くの避難者が出る見込みであります。避難所環境が不十分な場合、災害関連死につながる可能性もあります。これらを考えると対応が急務だと思いますが、その準備状況について伺いたいと思います。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

[上山淳一総務課長登壇]

○総務課長（上山淳一君） 避難所における生活環境の整備につきましては、災害対策基本法で規定されており、避難所における良好な居住性の確保、食料、医療、医薬品、その他の生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供、その他非難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと

定められています。

内子町では、南海トラフ地震被災時の愛媛県による被害想定数の試算をもとに、公助が始まるまでの3日間の必要な保存食、飲料水の備蓄に取り組んでおります。現時点で、非常食約1万食、長期保存水500mlを約1万本、毛布約1,000枚、段ボールベッド約100台、携帯トイレ約2万回分などを町内の9ヶ所に分散備蓄しております。まだ十分な数量を確保できていないものもありますが、今後も計画的に物資の必要数を確保しながら避難所環境の整備に努めるとともに、自治会館なども含めた分散備蓄に取り組んでまいります。

また、災害時には避難所が過密となる場合もありますので、ストレスを軽減できる親戚や知人宅、宿泊施設への分散避難をお願いしています。

以上、答弁とさせていただきます。

○6番（久保美博君）議長。

○議長（泉浩壽君）久保美博議員。

○6番（久保美博君）それぞれの備蓄を準備しておるということなんですが、ここで備蓄品で、今言われておるTKBというものは、まずトイレ、キッチン、ベッドというようなことで、頭を取ってTKBというようなことになっておると思うんですが。

先程、段ボールベッド100基と言われたんですが、これでは間にも拍子にも合わんのじやないかなと思うんですが。いざ災害が起きたときには、そういった数では十分できていなじやないかと思うんですが。それぞれの避難箇所に分散して備蓄をしておるということなんですが、その辺の取り組みですよね。やはり、いつ災害が起きるか分からぬということですから。今の財政的な面もあるかもしれません、ベッド100基ぐらいでは、足りもどうもしないというような数なので。そのへんは備蓄品、他の食糧品とですね、それぞれ取り組みを進めていただきたいと思うんですが。

今の、ここで防災備蓄品を導入するにあたって、女性の視点から見たなかでの備蓄品の導入はされておるんですかね。女性の声を聞いたことはあるんでしょうかね。お尋ねします。

○総務課長（上山淳一君）議長。

○議長（泉浩壽君）上山総務課長。

○総務課長（上山淳一君）避難所における居住性とか、プライバシーの確保、向上。そういったこと、非常に重要なことだと思います。そのなかに、女性の意見を取り入れることも極めて重要なことだと思っております。

これまでにですね、避難所を開設にあたってですね、女性の意見を伺いながら開設したということはですね、私も十分把握ができておりますが、非常に重要なことだとは思っております。例えば、生理用品であるとか、子ども用のおむつとか、そういった備品も備蓄するということも必要だと思っておりますし、またそういう授乳とかおむつ交換、そういったスペースについてもですね、必要かと思っております。

今後ですね、そういったところも充実しながら取り組んでいきたいと思っております。

○6番（久保美博君）議長。

○議長（泉浩壽君） 久保美博議員。

○6番（久保美博君） 今、課長お答えいただきましたように、やはり女性としての生理用品だとか子育て用品。これらについての備蓄品もしもって、やはりこれらは、やはり避難所として備えておくべきじゃないかと思いますので、そのへんの数量的なものをそれぞれ確保していただいて、備えていただければ十分かなと思うので、そのへんを進めていただければと思います。

それでは、次の2点目に入りたいと思います。

国が避難所運営指針を改定し、被災者の権利・保護をうたう国際基準を新たに取り入れ、1人あたり最低3.5m²の専有スペースと災害発生初期段階で50人につき1基のトイレを用意するように明記されました。

当町における対応について伺いたいのですが、このことについては8月4日のこども議会において、五十崎中学校生、藤川結議員より質問があり、答弁をいただいておりますので、改めて質問はいたしません。

ただ、答弁において、推定避難所67カ所の収容人数は1人あたり3.5m²の国際基準に基づき、7,810人を収容可能で南海トラフ大地震時の最大避難者数は4,762人で十分な数を確保できていると答弁されています。

ここで、この4,762人というのは、この数は何が基準で、この数字になっているのか伺いたいと思います。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

○総務課長（上山淳一君） これは2番目の質問ということで答えてよろしいですか。

○6番（久保美博君） うん。

○総務課長（上山淳一君） 2番目の質問ということで。

○6番（久保美博君） そうです。申し訳ない。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） 久保議員の質問にお答えをさせていただきます。

内子町の南海トラフ地震時の最大避難想定者数4,762人の数字でございますけれども、これは愛媛県が被害を想定をし、算出をした数字ということになってございますので、詳しいその数字の根拠というのは確認はしておりませんが、県が想定した避難者数をもとに準備をしているということでございます。

質問にありましたトイレについてでございます。初期段階で50人につき1基のトイレを用意するよう明記されていることについての、ちょっと答弁もさせていただければと思います。

トイレについては、組み立て式の仮設トイレを20台備えているほか、先程も申しましたけれども、携帯トイレ、これを2万回分備蓄しております。この携帯トイレというのは、既存の洋式便器に袋をかぶせて使用するものとなっております。これで、トイレの数は問題な

いと考えておりますけれども、今後も携帯トイレの備蓄を増やしたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○6番（久保美博君）議長。

○議長（泉浩壽君）久保美博議員。

○6番（久保美博君）この4,762人は県が推定した人数ということなんですが、やはり巨大地震が起きてですね、これだけの数で終わるかなという疑問をもっておりまます。まあ、県がどういったことに基づいて出した数字かっていうのは分からんんですが、やはり、いざというときには、こんな数字で終わるのかなと思ったりもするんですが。そういったことで、やはり非難所の設備の充実、備蓄品の充実ということで、やはり、これから考えていって対応ができるように、よろしくお願ひ申し上げたらと思います。

それでは、3点目です。オストメイトとは、病気や事故などにより、特にストーマ、人工肛門、人工膀胱などを造設した方のことを言います。災害時のトイレの備蓄は進んでいると思いますが、オストメイトの方は避難生活において不安を感じやすい状況にあります。そのため、避難所でのストーマの交換、処置を行うスペースなど、オストメイト設備対応がどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（上山淳一君）議長。

○議長（泉浩壽君）上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君）ストーマ装具の交換は他人に知られたくない行為であり、特に配慮が必要です。内子町地域防災計画では、ストーマ装具を交換できるスペースの確保について定めていませんが、避難所での更衣室や授乳室の確保と同様に配慮しなければならないと認識しております。

また、町の公共施設にはオストメイトに対応したトイレはございませんので、多目的トイレを利用いただきたいと思います。

今後は、ストーマ患者が使用できる組み立て式の災害時オストメイト対応トイレを購入し、備蓄したいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○6番（久保美博君）議長。

○議長（泉浩壽君）久保美博議員。

○6番（久保美博君）今のオストメイトの対応として、組み立て式の施設を考えておるということで、ありがたいなと思つとるんですが。実は、私の身边に、やはりこのストーマを装着した方がおられて、非常に生活のうえで周りを気にされておると。ご承知のとおり、やはり交換に失敗したりすると大変だと。また、どうしても臭いがでたりしてというようなことで、すごく生活で気にされておると。そういったことで、やはり避難所生活となると、やはり大勢の方が1つのところに集まってしまうというようなことで、今の周りを気にして、

安心して生活ができないというようなことにつながりかねないということで、このオストメイトの施設の方を考えていただきたいと言うたら、そういう組み立て式のを考えておるとか、また多目的トイレ。これ多目的トイレを使うって言われても、これが被災にあつったら何にもならないと思うんですね。やはり、その点は、やはり備蓄品としての、やはり避難所の場所を考えたときなんかも、やはり十分そこらの福祉支援の方で考えた方法でやっていただいたらいいのかなと思います。

要援護障がい者等への対応としてですね、避難所生活においてオストメイトであることを周囲に伝えていない方がいることを想定した配慮や声かけをしていただいて、そのニーズを把握するなど、オストメイトに十分、配慮する必要があると思います。

このようなことから、避難者全員が安心して難所生活が送れるよう、お願いを申し上げまして、私からの質問を終わりたいと思います。

○議長（泉浩壽君） 本日の一般質問はここまでとします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

明日、4日は午前10時に開会します。日程は一般質問と議案提案であります。

本日はこれをもって散会いたします。

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。

午後 1時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和7年9月第150回内子町議会定例会会議録（第3日）

○招集年月日 令和7年9月2日（火）
 ○開会年月日 令和7年9月4日（木）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（12名）

1番	酒井勝也君	2番	松田修君
3番	西口邦彦君	4番	城戸司君
5番	向井一富君	6番	久保美博君
7番	森永和夫君	9番	泉浩壽君
10番	大木雄君	11番	山本徹君
12番	下野安彦君	13番	山崎正史君

○欠席議員（1名）

8番 菊地幸雄君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	上山淳一君	企画情報課長	二宮大昌君
住民課長	橋本一恵君	税務課長	久保宮賢次君
保健福祉課長	上野昌宏君	こども支援課長	亀岡秀俊君
建設デザイン課長	亀内重範君	会計課長	山本勝利君
町並・地域振興課長	高山重樹君	農林振興課長	新田栄作君
小田支所長	中嶋優治君	環境政策室長	西岡美穂君
教育長	林純司君	学校教育課長	宮久保邦博君
自治・学習課長	福見光生君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	北岡清君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 高嶋由久子君 書記 本田紳太郎君

○議事日程（第14号）

日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 議事日程通告
 日程第 3 一般質問

- 日程第 4 議案第81号 第63号 旧森家住宅改修2期工事（建築主体工事）に係る工事請負契約について
- 日程第 5 議案第82号 第64号 大瀬自治センター新築建築主体工事に係る工事請負契約について
- 日程第 6 議案第83号 第66号 大瀬自治センター新築設備工事に係る工事請負契約について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

午前 10時00分 開会

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（泉浩壽君） ただ今、出席議員12名であります。

欠席届が菊地幸雄議員から提出されております。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（泉浩壽君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番、西口邦彦議員、4番、城戸司議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（泉浩壽君） 「日程第2 議事日程通告」をします。

本日の議事日程は、お手元に配付しております「議事日程（第14号）」のとおりであります。

日程第 3 一般質問

○議長（泉浩壽君） 「日程第3 一般質問」を行います。

本日の質問者は2名です。

最初に、松田修議員の発言を許します。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） 2番、松田修です。

[松田修議員登壇]

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） それではですね、初めてということで緊張しておりますが、よろしくお願いします。

最初にですね、内子町の資産の活用についてお聞きしたいと思います。

内子町民の資産として内子町が管理している資産の今後の活用についてお聞きします。

廃園となった内子幼稚園の活用についてですが、活用案として、令和7年4月に内子町防災センターの設置が提出されているようですが、内子町として具体的な活用方針はできているのか、お聞きします。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

旧内子幼稚園を内子町防災センターとして活用することにつきましては、今年4月に中央自治会の徳田会長様から内子町に対して要望書を提出していただいております。

その内容といたしましては、災害支援物資受け入れ倉庫や炊き出し、浴室を備えた避難所、救命・救助などの災害講習会や避難訓練会場としての活用をご提案いただいております。

現時点では、この提案を含め、様々な提案が出されておりました。これらの提案を含め、どのように活用していくかについて担当部署と協議し、また住民の皆様のご意見を伺いながら、今後、活用計画を作成してまいりたいと考えております。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） お話のなかでは、いつ頃までっていうようなことは考えていらっしゃらないということでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 大変ちょっと遅くなって申し訳ないんですけども、今年度中にはですね、その方針を定めて、どういうふうに活用していくかというのをですね、またお示しをしたいというふうに思っております。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） ありがとうございました。

次にですね、愛媛ゴルフ倶楽部の横にある造成地についてお伺いしたいと思います。以前ですね、入江工研さんの工場誘致案が出ていて中止になったというお話を聞きました。私ですね、別件の工場誘致場所としてですね、相談を受け、この場所はどうかということで紹

介をしたことがあるんですが、地盤が軟弱なため基礎工事に相当な費用がかかるため、ちょっと難しいというようなことを言われました。

造成後ですね、数十年、何の利用もされていないようですが、造成された当時の目的と内子町として、今後どのように活用される予定かをお伺いしたいと思います。

○町並・地域振興課長（高山重樹君）議長。

○議長（泉浩壽君）高山町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（高山重樹君）松田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の愛媛ゴルフ倶楽部横の造成地は、当時、住宅団地とすることを目的に道路工事事業で発生する残土を内子町論田1160番地4ほかの山あいに盛土し、造成したものです。現在は目的を変更し、企業誘致候補地として確保しているところです。

議員ご指摘のとおり、以前には、町内に工場を有する企業が事業拡大のための工場建設用地として協議を進めていましたが、当時の諸事情により、やむなく中止となった経緯がございます。同団地は盛土による造成地であるため、地盤の強度などが均一ではなく、場所によっては軟弱な部分もございますが、誘致の際に建設する建屋の種類や規模、また位置によっては、十分対応可能であると考えています。

敷地面積約1万5,700m²もの広さは県内でも希少でありますし、町有地の有効活用を図るうえでは、スポット的な貸与なども念頭に置きつつ、今後も引き続き、企業誘致候補地として確保したいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（松田修君）議長。

○議長（泉浩壽君）松田修議員。

○2番（松田修君）この数十年、何もそういう話がなかったのかっていうのがちょっと疑問にはなりますが、入江工研さんのお話はお聞きしたんですが、それ以外、どういった工場誘致のお話、また町からの推進みたいなことがあったのか、お伺いしたいと思います。

○町並・地域振興課長（高山重樹君）議長。

○議長（泉浩壽君）高山町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（高山重樹君）誘致というわけではありませんが、近いうちにですね、道路工事事業のために事業者から宿泊所や資材置き場として工場の間貸してほしい旨の相談がありましたので、貸し出す予定にはしております。

また、貸与だけではなく、今後もですね、首都圏や関西圏の方に営業活動に行きまして、誘致活動の方も進めていきたいと思っております。

○2番（松田修君）議長。

○議長（泉浩壽君）松田修議員。

○2番（松田修君）やはり、それだけの土地でございます。価値もありますんでね。企業だったら、なかなかここまで寝かせるっていうようなことは、なかなかないと思うんですけど、そのへんのですね、有効利用をぜひ早めにしていただくことをお願いしたいと思います。

次ですね、農林業についてお伺いしたいと思います。

生業としての農林業について。内子町の大部分を占める森林ですが、手入れをしないと災害の原因になる可能性が高くなります。

しかし、間伐作業が進まず、多くの森林が災害を孕んでいるとも言えるんではないかと思います。手入れが進まない原因のひとつとして、間伐作業が生業として割に合わない。言い換えると、お金にならないためと考えます。

以前はですね、間伐材を販売することで、ある程度、収入を得ることができました。しかし、現在の間伐材の販売は生業として得られる金額にはほど遠いものとなっております。

しかし、現在ですね、森林組合が補助事業として間伐作業を行っております。森林組合が作業員を雇用し事業としてやっていけるのに、個人ではやっていけない。この現状に疑問を感じております。町長の公約に「元気な農林業づくり」とありますが、生業としての林業の今後をどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

○農林振興課長（新田栄作君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 新田農林振興課長。

〔新田農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（新田栄作君） 松田議員の質問にお答えします。

森林は町の貴重な財産であるとともに、災害リスクの軽減や地域経済の基盤となる重要な資源です。ご指摘のとおり、適切な手入れが行わなければ災害の要因になること、なり得ることを町としても深く認識しております。

間伐が生業として割に合わず、収益が低いことが大きな要因であるというご指摘は最もです。実際に、木材価格の低迷や小規模森林所有者の経営意欲の低下、所有者不明の森林の増加、境界の不明確さなどが、適切な森林整備保全を難しくしています。

内子町では、個人で林業を営むことが厳しい状況にあることを踏まえ、自伐林家が林業機械等を購入する際に補助金を交付するなど支援を行っております。また、森林組合等が実施する間伐などの施業については、国や県などの補助事業を活用して支援を進めております。

さらに、所有者が自ら管理・経営できない場合や所有者不明の森林については、町が森林所有者に対し経営の意向調査を行い、必要に応じて、町が代行して管理・経営する森林経営管理制度を活用して取り組みを進めております。

そのほか、林業従事者不足対策として、林業就業支援補助事業や大学生向けインターンシップ「林ターン事業」と言いますけれども、そのほか、町内中学生を対象に、林業にふれあってもらうための学生向け現地林業授業などを実施しています。若者が林業に触れ、就業に繋がる機会を増やすことで、将来的な人材確保も図っております。

そのほか、木材需要の喚起策として、小田原木市場横の町有地に、今年度、木質チップ工場が建設される予定です。これにより、木材需要が高まり、従来は採算がとりにくかった材の価値向上につなげれば、林業の活性化と持続的な発展が期待でき、そういったことが地域の林業が元気になると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） はい。先程ですね、木材を買い取るお話、チップになるのかなというふうに思うんですけど、その立米あたりの単価と切って出す運賃。そういうものを含めてですね、どれぐらいの利益が個人に行っているのか。搬出については運送会社。そういうことを考えたときに、果たして生業としてそれが十分にやっていけるのかというようなところはいかがでしょうか。

○農林振興課長（新田栄作君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 新田農林振興課長。

○農林振興課長（新田栄作君） 先程のご質問ですけれども、具体的な数字っていうのは、ちょっと今、手元にないので分かりかねるんですけれども、内子町として補助金を森林組合の方にも出しております。そういう部分があるから、森林組合の方も生業として、事業として成り立っていると。個人としては、実際その補助事業、補助金がないと基本的には難しい。生業としては難しくなってきてる現状じゃないかなというふうに思っております。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） 林業はですね、森林組合という組織を守るために存在しているのではないというふうに理解しております。今の林業は固定資産税を払えるような生業でもなく、困窮しているんではないかと思います。内子町の管理制度なども、今、お話などを聞きましたが、町としてこれらの問題解決にですね、真摯に取り組んでいただいて、生業としての林業という形をですね、ぜひ構築していただきたいと思います。

それではですね、次にまいりたいと思います。

県道、町道の安全確保についてお伺いします。町内の県道、町道は樹木が茂ってトンネルのようになっているところが散見されます。大雨や強風時には、倒木や樹木の枯れ枝が道路に落下し、危険な状況が時々発生しております。またですね、電線や電話線などにも架かり、地震や台風などの災害でライフラインの寸断が危惧されます。

小野植町長の内子町議会定例会の最初の挨拶に防災の懸念に触れられておりました。実際、私も倒木の撤去を経験しました。この倒木に接触したらと思うと、とても不安になりますし、町民誰かが被害に遭うんではないかという危惧をしております。

町民の財産と生命を守るためにも、早急な対策が必要と考えます。危険箇所の調査や関係自治体や企業との連携はどうなっているのかお伺いします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） 松田議員のご質問にお答えいたします。

危険箇所の調査につきましては、年に1回、県、警察、消防署と合同で行っております。そのほか、平常時における現場対応など、ルート上に危険箇所がないか調査を行っている状況でございます。その他、住民からの情報提供に基づき、適宜、危険箇所の調査を行っております。

関係自治体との連携につきましては、内子町内に走る国道、県道、それぞれに国道管理者の大洲河川国道事務所、県道管理者の大洲土木事務所と危険箇所等の発見など、道路の安全確保上に問題がある恐れがある場合は適宜連絡を行い、対策の依頼を行うことで連携をとっている状況でございます。

企業においては、地域ごとに道路維持・舗装維持の業者を指名競争入札において決定し、倒木など道路の安全確保上に問題が生じた場合、速やかに道路の安全確保を行う体制をとっております。

松田議員ご心配のとおり、地震、台風や積雪等の自然災害時には、倒木による電線や電話線の寸断なども発生している状況がございますので、周辺の樹木等の管理につきましては、まずは土地所有者への伐採の依頼、民放等に基づく伐採の要請を行うなどの周知を図り、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） 適宜というようなことを言われておりましたが、現在でもですね、茂っている、覆いかぶさっている樹木っていうのは、下のですね、道路側、日の当たらない枝だとか、枯れてですね、それがだいたい倒木という。枯れ枝として落下していく。その危険が結構あるように思われます。その落下がですね、ちょっと強い雨、少し強い風が吹いた状態でも発生しているのが今の現状でございます。そういったところは、多分ですね、この町内に住まれている方はなかなか、そういうところは出会わないかもしれません、中山間地に住まわれている方については、そういった危ない目、また危険を感じている方がたくさんいらっしゃるようでございまして、そういう意見をたくさんいただきしております。

早急にそのへんのですね、枯れ枝の撤去とか、そういったこともやっていただきたいんですが、道路という空間、明るいところに向かって枝がどんどん茂っていきます。そういったところをですね、もう定期的にっていうような形をとらないと、倒れてから。「泥棒を捕まえてから縄をなう」などではございませんが、そういった事態が発生してから対応するんではなくて、早めにそういったところの対応をお願いしたらと思います。

実際ですね、倒木、私もさつき言いましたが撤去させてもらいました。たまたまですが剪定道具を車に積んでおりましたんで、のこでね、切りながら撤去したわけなんんですけど。それが県道で実際にあったというようなことでございます。ですから、点検のレベルがどのレベルなのは分かりませんが、実際そういったこともあるんだよということも踏まえてですね、もう覆いかぶさってるものをどこまでやらんといかんのかという基準というのがあ

るのか分かりませんが、そのへんの対応はしっかりとお願いしたらと思います。

それではですね、最後になります。

モバイル機器の使用環境の整備についてお伺いします。

モバイル機器の使用環境についてですが、昨日ですね、高齢者を含めたスマホ教室の推進を行う話を伺いました。これからですね、デマンドバスや10月から運行される「チョイソコうちこ」など、高齢者が多く利用するための連絡ツールとしてもスマホの必要性を強く感じております。

様々なモバイル機器が普及しております。多くの住民がタブレットや携帯電話を使用しておりますが、地域によっては使用できない屋内、場所があります。特に中山間地に多く見られます。

先日ですね、農作業中と思われる高齢者が畑で亡くなっていたニュースを見ました。熱中症だったのではないかと思われますが、通信環境については分かりませんが、気分が悪くなつたときにこういった通信ツールがあれば防げたのかもしれない事例かなと思いました。今後、今年よりも暑くなるかもしれません。町民の生命を守るためにも、町内全域のですね、通信環境の整備が必要と思います。

通信事業への事業者への要請によって、これら電波環境の改善はできないのか、お伺いいたします。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

[二宮大昌企画情報課長登壇]

○企画情報課長（二宮大昌君） 松田議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、モバイル機器等の通信環境は通信回線事業者により整備されております。松田議員がおっしゃるとおり、町内の場所によっては携帯電話などの通信機器が使用できないところや電波の弱いところがございますが、これらすべての場所で通信ができるよう整備できるかどうかは、通信回線事業者が営利企業であることを考えますと難しい部分もあるのではないかと考えております。

国の方でも携帯電話等のエリア整備について補助事業を創設していただいているものの、補助事業による整備が可能かどうかは個別に判断する必要がございます。

また、通信回線事業者の方には、電波改善装置のレンタル事業のサービスがございますので、これらのサービスを利用することで改善につながることもあるのではないかと考えております。

携帯電話などの通信機器が使用できないところや電波の弱いところについては、それぞれ条件が異なります。そのなかで、個別に必要と判断した場合につきましては、通信回線事業者等との協議や要望を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） 実は私の実家ですね、電波が入りにくいということで、企業にお願いして增幅装置みたいなものがあるかと思います。それを設置したんですが、あまりにも弱くてですね。家の実家の隅々まで回してみましたが、それが対応できなかつたというようなことがございました。

これはですね、言いたいのが、これからいろいろ高齢者の方も、たくさんこういったものを使いたいと思っても、そういう環境にない。特に中山間地などは厳しいんじゃないかなと思います。

それともう1つはですね、農作業などで。農作業だけではなくて、建設業などもあると思いますが、自分1人でいたときに気分が悪くなつて、救急車の要請ができるような体制みたいなものも必要じゃないかというふうに思います。

そういうところにですね、例えば、町の有線放送のシステムなどと企業がね、合同でそういう增幅などができるようなことができないかとか。何かですね、営利企業だから町からはいろいろ言えないとかではなくて、町と一緒にになってこう、やっていくとかですね。何かこう、あらゆる手を使ってそういうことをしていただきたい。

もう1つ思うのは、他の行政でやっていないから、まだ内子はやらないのではなくて、内子がそれに手をつけていくというようなですね、姿勢を見せていただきたいというような感じで思っております。これはいろんなものについてなんですが、異次元の対応というものをですね、町、内子が率先して、いろいろ取り組んでいただきたいという願いを込めて、質問をさせていただいております。

これからですね、内子町公式LINEとか、GIGAスクールなどもあると思います。この環境改善にはあらゆる手段を使って対応していただきたいと考えております。

また、現在の若者にですね、このスマホのつながらない環境で住み続けられるかということですね。私が小さいときには、「お前は山じやな。」というようなことで、ちょっと町の人いろいろ言われておりましたが「お前のところはスマホも繋がらんのか。」というようなことでの格差のようなものが学校内でも出てくるような気がしております。

また、内子町外からですね、中山間地への移住を進めていく場合にもですね、そういう環境が整っていないよというところでは、なかなか外からも来にくくと思います。そういうことも含めてですね、ぜひ内子町として、何らかの手を打っていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（泉浩壽君） 最後に、向井一富議員の発言を許します。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） 5番、向井一富です。

[向井一富議員登壇]

○5番（向井一富君） 9月議会に。議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） 9月議会にあたり、主に第3期内子町総合計画に基づき、新たなまちづくりの実行について質問いたします。

総合計画概要版をひと通り読ませていただきました。「はじめに」、この欄に「この将来像には先人たちが町並み保存運動に尽力され大切に守ってきた歴史的な街並み、農村地域の暮らしの中に広がる美しい村並、小田深山をはじめ、木々と暮らしながら、産業を起こしてきた、歴史の中で生まれてきた山並み、その中で、みんなが生き生きと暮らすことで、見た目の美しさだけでなく、暮らしや心の豊かさを生み続けていくという思いを込めています。」という言葉で、この冊子のオープニングメッセージが始まりました。素晴らしい文面だと感心しました。その内容どおりだと納得もいたしました。この思いでまちづくりをしていければ、日本に誇れる町ができ上がるんではないかと感じました。

しかしながら、現状は少子高齢化、産業の疲弊、人口減少と頭を抱えてしまいそうな現実を突きつけられております。なぜこうなったのでしょうか。まさに今、しっかりと検証しながら事を起こさないと未来は描けないと思います。

そこで、どこまで実効性を持って、この総合計画の実施にあたられようとしているのか、本気度を尋ねてみたいと思います。このことは行政だけに押し付けるだけではなく、我々議員、住民がともに同じ方向を目指し、邁進していかないといけないと思いますので、確認をさせていただきます。

ここまで1期、2期と計画を進められてきましたが、地方の衰退に歯止めがかからない状態は続いております。少子高齢化、人口の減少、産業の衰退と荒廃する集落、問題は年ごとに増えています。空き家もどんどん増えています。人口も10年間に約3,000人ずつ減少しておるようです。総合計画の1期、2期、内子町のキャッチコピーとして、「町に住む人も、訪れる人も、皆がその美しさや豊かさを感じられるまちを目指す」と「住んでよし、訪ねてよし、美し内子」とのキャッチフレーズが挙げられて、内外にアピールをしておられます。また、「キラリと光るエコロジータウン・内子」として、環境に配慮した持続可能なまちづくりも推進してこられました。さらに、「町並み、村並み、山並みが美しい、持続的に発展するまち」のキャッチフレーズも並んで、内子町が目指す将来像として、いろんな言葉で挙げられております。大変、素晴らしい概要の文言が並んでいます。

そこで、まずはその具体的な内容のなかで、いくつかお尋ねしてみたいと思います。

まず、産業や集落分野について問いたいと思います。本来ですと、一問一答で質問したら分かりやすいとは思うんですけども、一括で質問させていただきます。

3つの項目について、質問させていただきます。

過疎化や高齢化が進む地方において、新しい人材を受け入れ、地域力を維持・強化すること、都市部の若者の地方への定住・移住を促進し、地方創生に貢献することを目的として地域おこし協力隊制度が2009年から開始され、16年ほど経過しております。制度の最終目的は、隊員が任務退任後、そこに定住することを目標に掲げられているものだと考えます

が、内子町において、地域おこし協力隊の現状をお尋ねしたいと思います。具体的には、地域おこし協力隊を内子町で採用した今までの延べ人数と任期満了隊員の町内定住数を何人来られるか。お聞きいたします。

次に、農業を維持するのが難しい環境のなかで、行政も努力してはいただいているが、農地の荒廃も日に日に目につくようになってきました。先程、同僚委員からも質問がございました企業誘致も計画的に進めることができると、豊かな自然のなかで職場生活、余暇の分野も町内に立派に自己完結できるのではないかと考えますが、企業誘致の取り組みの現状と実績と今後の取り組みのことを問いたいと思います。

以上、まずは1つの質問とさせていただきます。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） それでは、私の方からご質問に対してご答弁を申し上げたらと思います。

まず、「地域おこし協力隊の延べ人数、それから任期満了隊員の定住数を問う」というご質問でございます。

内子町では、これまで25名の隊員を採用しております、任期終了後に町内に定住している単位は6名、定住率は40%でございます。

それから、事前通告のありました項目、まだこの他にもございますようですが、本日、向井議員からご質問がありました件につきましての答弁のみでよろしいでしょうか。

それでは、続いて、「企業誘致の取り組みについて現状と実績を問う」というご質問に対してお答えを申し上げたらと思います。

小野植町長の招集あいさつでも述べましたが、企業の誘致進出を目標に企業訪問活動を行っております。今年度は、トップセールスの一環として、企業ニーズなどを調査するため、8月21日、22日の2日間、首都圏の企業5社を訪問しました。首都圏には日本の最前線で活躍する大手有名企業が集中をしており、単なる訪問にとどまらず、実際に市場動向を聞き取りするなどリアルな情報を得ることができました。今後においても、首都圏だけでなく関西圏への企業訪問も含め、営業活動を行いたいと考えております。

これまでの企業誘致の実績ですが、令和元年に福利厚生サービスを営む企業が町並保存地区内の空き家を活用してサテライトオフィスを開設され、新たな雇用が生まれています。令和4年には、未利用材を利用した木質バイオマス発電所を営む企業が龍王公園の隣接地で営業を開始をされました。また最近では、小田の内子町森林組合原木市場隣接地に木質チップ工場が令和8年3月完成予定で新たな雇用が生まれる予定でございます。

今後も、これまで以上に、町長を先頭にトップセールスで営業活動を行い、企業誘致に取り組みたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） 質問の内容の一部、抜け取ったところ、ご指摘いただきましてありがとうございます。

再質問という形で1点だけ質問させていただきます。

今、合併して20年。150ある行政区の維持が、自治会も含めてですけども、厳しい状況にあるのではないかという声ちらほら見聞きいたします。現時点での、そういうことが考えておられるのかどうかを教えていただきたいと思います。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） ご質問の内容は、行政区の現状についてどうなのか、今後どうしていくつもりなのかという内容だというふうに理解をいたしました。

向井議員おっしゃるように、少子高齢化が急速に進行しているなかで、行政区の維持、これは山間部、市街地を問わず、厳しい状況にあるということはもう皆さんご承知のとおりというふうに考えております。非常に危機的な状況にあるっていうのは、私たちも十分、把握はしておりますが、その地域、地域で住む方々はですね、やっぱり「自分たちの地域は自分たちで守って行こうぜ。」という、そういう思い、生きがいのなかで、これまで築いてこられた地域も、可能な限り自分たちの手で継続していこうということで、様々な検討を行なながら維持に努められております。このことに対しましては、本当に敬意を表したいなというふうに思いました。

平成17年の3町合併時には、議員おっしゃるように156の行政がございました。地域の維持のため、やむを得ず統合を選択された地域もございます。現在は6行政区減の148行政区となっております。

町では、今後も行政区を維持していただきたいというふうに考えてはおりますが、維持が難しい場合は遠慮なく、どうぞご相談をいただきて、統廃合を含めた協議をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） ここで、先程抜けておりましたけれども、またもう1点だけ追加という形で、再質問という形でさせていただきます。

今ですね、空き家がたくさん入っております。先程の松田議員のなかでも、道路が危険にさらされているとか、そういうこともございましたけれども、やっぱり同じようにですね、空き家になったところにかずらがドームのようにのしかかって、地球温暖化のせいもあると思うんですけども、その状況に陥る期間がすごく短くなっているような気がします。

そういったかずらをですね、対処するのはなかなか大変でございまして、今、もう本当に車で走りよると、必ずそういうかずらドーム、家が巻き込まれていく。電線が巻き込まれているような状態がございまして、自治会、また地域でもですね、しっかりとそこらへんは除去に取り組んでおるわけなんですねけれども、なかなか土地の問題とか、いろんな問題があって綺麗に片付けるっていうことがなかなかできないんですけども、そのなかで大変苦労しているなかで、かずらを枯らす「ケイピン」とかいうそういう除草。かずら専用の除草剤みたいなものがあるんですけど、そういうものをですね、自治会とか地域にですね、何か助成して、その対策に打って出ていただくように、方向的に向かないかどうか、再質問の形でさせてもらえたたらと思います。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） 老朽化した家屋にかずらが巻いて、どうしようもないような状況になっているっていうのは、特に山間部には非常に多く見かける状況でございます。例えば、公衆用道路とかですね、生活道路に面したそういう家屋につきましては、その取り壊しに関する、ある程度一定の基準を満たしていれば取り壊しに関するその補助等も建設デザイン課の方で用意をさせていただいておりますので、まずは除去ができないかということを考えていきたいと思います。

それから、かずらに特化した、効く農薬の薬剤を配れないかということなんですねけれども、これは景観を保持していくっていうことにつきましては、かずらだけではなくて、やっぱり総合的に農村景観の維持とか、生活環境の維持っていうのを考えていかないといけないと思いますので、かずらだけに特化したようなそういう取り組みというのは、今のところは考えてございません。これも先程申しました地域コミュニティの維持、こちらをしっかりとすることで、ある程度は地域の皆さんのが頑張って維持をしていただけるものと考えておりますので、行政におきましても、いろいろな、そういう地域の方で難しい部分ですね、そういうのを一緒にになって考えながら、ご提案いただいたそのかずらの農薬ですか。そういうようなこともですね、一応、検討の材料として、十分検討していきたいというふうに考えておりますので、またご意見、ご情報をいただいたらというふうに思います。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） 次に移ります。

大きな2点目。第3期内子町総合計画概要の教育関係について問います。ふるさと教育のさらなる充実の項で「総合文化・科学部」の創設とあるが、具体的にその内容をイメージすることができませんが、少し詳しくご説明願えたらと思います。

子どもの数が極端に減り、高等学校運営も大変だろうと考えます。そんななかで、学校を何とか維持しようと関係各機関、非常に努力・工夫をしながら、教育・運営の状況を整えようと努力されていることは痛ましいほどよく分かります。そんななかでの、その1つの方策

であろうと思いますが、その求めている目的と内容についてお尋ねいたします。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 林教育長。

○教育長（林純司君） 向井議員のご質問にお答えいたします。

まず、「総合文化・科学部」の創設についてのご質問です。

内子町では、令和6年8月より、部活動地域移行の一環で拠点校方式を導入しており、拠点となった学校に他校からの生徒が集まり、合同で活動を行っております。ご質問の「総合文化・科学部」につきましては、拠点校方式の実施に併せ、新たに創設された部活動であり、学校教育において様々なふるさと教育の実践が行われるなかで、その内容を進化・拡充できる活動の場として、部活動を生かしながら、学んだ内容を発信していく取り組みや地域の人々とともに活動する場を設定しております。

主な活動内容といたしましては、立川神楽体験、五十崎和太鼓体験、小田川における水生生物調査及び水質調査、廃油石鹼づくりなどの科学実験等を行っております。

いずれの活動も、地域の方が指導者となり、ふるさとにおける伝統芸能や文化、自然環境等の良さから学ぶ活動が展開されております。これらの活動により、地域との関わりを深める取り組みを通して、地域の人材育成、後継者育成に貢献できるものというふうに考えております。

続きまして、教育魅力化コーディネーターについてのご質問でございますが、教育魅力化コーディネーターとは、本年度からスタートいたしました「内子高等学校本校魅力化事業」において、委託業者と学校、町の担当者で構成するワーキンググループ会議の舵取り役となり、魅力化の推進に専念する人材と考えております。現在、地域おこし協力隊として募集中でございます。

主な役割といたしましては、来年4月に内子高等学校本校内に町が設置する公営塾、（内子町学習センター）の講師と学校・地域住民や関係者をつなぎ、総合的な探求の時間の授業をより深めたり、学校や本校魅力化の情報発信、小中学校との連携など、本校独自の魅力化事業を推進することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） 今の教育魅力化コーディネーターの役割ということなんですか? も、これ担当は誰がやるのか。先生がやるのかをちょっと。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 林教育長。

○教育長（林純司君） 内子高等学校本校の魅力化につきましては、自治・学習課が現在、担当しております。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） そしたら、最後の3番目の内子町総合計画概要の観光についてお尋ねいたします。

魅力づくりの項に「観光客満足度調査」日本人24.0、外国人43.0と記載されておりますが、この数字の意味を問います。

また、5ページの囲み枠の部分に、マイナス要因に「冬季の魅力やインバウンド対応の欠如」とあるが、小田深山には西日本にも誇るスキー場があります。また、愛媛県の中村知事もすごくここを推薦していただいております。年間を通じてのさらなる積極的な有効活用をするべきと考えておりますが、何かそちらへんの手立てはありますか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） それでは、私の方からご答弁を申し上げたらと思います。

まず、観光客満足度調査の数値についてのご質問でございます。

この数値は、NPS（ネットプロモータースコア）といいまして、推奨意向。いわゆる、推奨者正味比率というものを表しておりますので、観光客の内子に対する愛着度をはかる指標ということになります。

観光客を対象とした観光客満足度調査において、内子の観光を親しい友人などに勧めたいという回答が増えるほど大きくなります。内子町では、令和11年度に日本人観光客のNPSを24.0、外国人観光客のNPSを43.0にするという目標を掲げております。

具体的に申しますと、「内子町を他の人に勧めますか。」という質問に対して、0点から10点までの11段階で採点をしてもらいます。その採点が0点から6点だった場合は、いわゆる批判的な方、批判者。7点から8点だった場合は、どちらとも言えないよという中立者。9点から10点だった場合は「内子町はいい町だから推薦します。」というような推薦者ということになります。というふうに区分をいたします。

NPSスコアは、推奨者の割合から批判者の割合を差し引いて得られる数値でございます。内子町の令和5年度調査で得た数値は、日本人観光客では、推奨者の割合が38.9%、批判者の割合が15.4%で、NPSスコアは23.5でした。また、外国人観光客では、推奨者の割合が57.2%、批判者の割合が14.4%で、NPSスコアは42.8%でございました。この数値はいずれも観光地としては良い結果であろうというふうに分析をしております。

今後も、この満足度調査は定期的に実施をし、町の観光の魅力アップにつなげてまいりたいというふうに考えております。

続いて、小田スキー場の通年活用についてのご質問でございます。

小田スキー場のオフシーズンの積極的な活用は、スキー場経営における重要な課題と捉えております。昨シーズンの小田スキー場の冬季営業実績は来場者約2万人、売り上げは約9,000万円で、売上額では前期シーズンの1.6倍と短期的には改善したものの、依然

として厳しい状況に置かれており、近年の地球温暖化の状況のなかで、オフシーズンでのイベント拡充、体験型サービスの提供など、年間を通じて利活用を図ることが求められています。

近年の小田スキー場を利用した取り組み事例では、林業をテーマとした体験型のアウトドアイベントとして「ワンツーツリーフォレスト」が定着をしつつあり、今年も2日間で1,200人を超える来場者で賑わいました。

そのほか、スキー場の地形を生かした「マウンテンバイクフェス」や「エンデューロバイクによるフリー走行企画」、「ネイチャーキャンプ」なども開催され、オフシーズンにおいてもスキー場の魅力を感じていただく機会が増えてございます。

スキー場施設の特徴を活かしながら、体験型アクティビティなどの提供やイベント会場としての利用価値を高めていくことは重要な取り組みのひとつであると認識をしており、今後とも、指定管理者をはじめ、地域おこし協力隊、四国カルスト関係市町とも連携・協力しながら、冬季営業と併せたスキー場のオールシーズンでの活用を図ることにより、小田深山ファンの獲得と交流人口の拡大を進め、第3期内子町総合計画の推進を図ってまいりたいと考えています。

以上、答弁いたします。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井議員。

○5番（向井一富君） ご答弁いただきました。

観光客満足度調査、日本人の24%と外国人の43%。この差について、具体的に、どうしてこういう差がついたのか。そこらへんは。外国人の方がうけが良かったっていうことだと思うんですけど。どう捉えておりますか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） 数値の結果から、もう判断するしかないんですけども、これはもう外国人の方が極めて数値が高い。内子町はより外国人に対して、満足度を与えることができる町だろうというふうに思います。

旅慣れているとか、いろいろ、日本人観光客とか、外国人観光客っていうのは、何ていうか。条件とかも全然違いますし、例えば国内と国外という、そういう違いもございますので、同じ条件で比較できるものかどうかっていうのもですね、そこはどうかなというふうに思いますけれども。この数字を見る限り、詳しい聞き取り調査とか、しているわけではございません。この回答をしていただいたもので判断をしているだけなので、まあ何とも言えませんけれども。外国人に対して、内子町はすごく魅力ある町というふうに捉えていただいているものではないかなと思います。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） そういう意味では、外国にPRするような何か方策があつたらいなとは思うんですけども、そこらへんのお考えはいかがでしょうか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） もちろん多様なツールを用いて情報発信に努めたいというふうには考えておりますけれども、外国人観光客の増加についてはですね、やっぱり口コミによる効果が非常に高いというふうにも伺っておりますので、そういうところもくすぐるような戦略が必要かなというふうに思います。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） 引き続き、そこらへんしっかり対応していただいて、やっぱり国際的にも認められる内子町になれば幸いだなと思いますので、しっかりと頑張っていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（泉浩壽君） ここで、暫時休憩をします。

午前 11時15分から再開します。

午前 11時 1分 休憩

午前 11時15分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 4 議案第81号 第63号 旧森家住宅改修2期工事（建築主体工事）に係る工事請負契約について

○議長（泉浩壽君） 「日程第4 議案第81号 第63号 旧森家住宅改修2期工事（建築主体工事）に係る工事請負契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） 「議案第81号 第63号 旧森家住宅改修2期工事（建築主体工事）に係る工事請負契約」につきましては、8月28日に入札を執行し、仮契約を締結した工事請負契約について議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願ひいたします。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 高山町並・地域振興課長。

〔高山重樹町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 「議案第81号 第63号 旧森家住宅改修2期工事（建築主体工事）に係る工事請負契約について」ご説明申し上げます。

議案書1-3の1ページをお開きください。

契約の目的でございますが、第63号 旧森家住宅改修2期工事（建築主体工事）に係る工事請負でございまして、契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約金額は1億9,800万円で、契約の相手方は、喜多郡内子町城廻472番地、株式会社山本建設代表取締役、長岡健次でございます。

落札率につきましては、98.1%。

工期につきましては、議会の議決のあった翌日から令和8年3月24日の予定でございます。

次に、資料にて概要を説明させていただきます。

議案等説明資料10-3の1ページをご覧ください。

建築主体工事の概要についてご説明申し上げます。

対象となる建物は、右側の修景前状況写真1番上、1は客座敷で木造2階建て、延面積182.37m²。その下の写真2は米蔵で、木造2階建て、延面積136.99m²となっております。

資料中央の平面図は上が1階、下が2階部分となっております。

整備方針としまして、客座敷につきましては、交流スペース及び多目的室として利用し、上質な客室空間となっている「鞘の間」などはそのままに、施設全体としての機能を向上させるためにトイレや台所を設置したり、耐震上で必要となる格子壁を設置するなど、一部、必要な改変をしております。

米蔵につきましては、テナント及び多目的室として利用し、店舗づくりの自由度が高くなるよう、内部についてはテナント側が設計・施工を行うことを予定しておりますので、当該工事では床の仕上げはせず、砂利を敷く設計となっております。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第81号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第81号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 5 議案第82号 第64号 大瀬自治センター新築建築主体工事に係る工事請負契約について

○議長（泉浩壽君） 「日程第5 議案第82号 第64号 大瀬自治センター新築建築主体工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第82号 第64号 大瀬自治センター新築建築主体工事に係る工事請負契約」につきましては、8月28日に入札を執行し、仮契約を締結した工事請負契約について議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、自治・学習課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） 「議案第82号 第64号 大瀬自治センター新築建築主体工事に係る工事請負契約について」ご説明申し上げます。

追加議案書1-3の2ページをご覧ください。

契約の目的でございますが、「第64号 大瀬自治センター新築建築主体工事に係る工事請負」でございまして、契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約金額は、1億9,470万円で、契約の相手方は、喜多郡内子町城廻376番地1、株式会社西渕工務店代表取締役、西渕 菊寿でございます。

落札率につきましては98.6%、工期につきましては、議会の議決のあった翌日から令和8年3月19日の予定でございます。

追加議案資料10-3の2ページをご覧ください。

工事概要等についてご説明申し上げます。

左の上には、建物配置図を記載させていただいております。その下になります。施設の概要等につきましては、木造平屋建てで、延べ床面積457.99m²で、大ホール、研修室、事務室、調理室、ロビー、屋内トイレ、屋外トイレになっております。

また、右側には、平面図、立面図を記載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

なお、電気・機械設備工事につきましては、設備工事として別途発注しております。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第82号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第82号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 6 議案第83号 第66号 大瀬自治センター新築設備工事に係る工事請負契約について

○議長（泉浩壽君） 「日程第6 議案第83号 第66号 大瀬自治センター新築設備工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第83号 第66号 大瀬自治センター新築設備工事に係る工事請負契約」につきましては、8月28日に入札を執行し、仮契約を締結した工事請負契約について議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、自治・学習課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） 「議案第83号 第66号 大瀬自治センター新築設備工事に係る工事請負契約について」ご説明申し上げます。

追加議案書1-3の3ページをご覧ください。

契約の目的でございますが、「第66号 大瀬自治センター新築設備工事に係る工事請負」でございまして、契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

指名業者は内子町内に本店あるいは支店のある3業者でございます。

契約金額は、8,496万4,000円で、契約の相手方は、喜多郡内子町五十崎甲1048番地、有限会社稻月電気設備代表取締役、稻月太一でございます。

落札率につきましては96%、工期につきましては、議会の議決のあった翌日から令和8年3月19日の予定でございます。

追加議案資料10-3の3ページをご覧ください。

工事概要等についてご説明申し上げます。

右下の赤枠内、中ほどになります工事概要をご覧ください。

電気設備工事につきましては、幹線動力設備、電灯設備などとなっており、最後に記載しているとおり、太陽光発電設備を設置いたします。

また、機械設備工事につきましては、給排水衛生設備工事、空調設備工事となっております。

なお、建築主体工事につきましては、先程、「議案第82号」でご説明したとおり、別途発注しております。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第83号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第83号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日、各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、会期末、9月18日の本会議でお願いします。

次の本会議は、9月18日、午後2時に開会します。

本日は、これをもって散会とします。

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。

午前 11時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和7年9月第150回内子町議会定例会会議録（第4日）

○招集年月日 令和7年9月2日（火）
 ○開会年月日 令和7年9月18日（木）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（13名）

1番	酒井勝也君	2番	松田修君
3番	西口邦彦君	4番	城戸司君
5番	向井一富君	6番	久保美博君
7番	森永和夫君	8番	菊地幸雄君
9番	泉浩壽君	10番	大木雄君
11番	山本徹君	12番	下野安彦君
13番	山崎正史君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	上山淳一君	企画情報課長	二宮大昌君
住民課長	橋本一恵君	税務課長	久保宮賢次君
保健福祉課長	上野昌宏君	こども支援課長	亀岡秀俊君
建設デザイン課長	亀内重範君	会計課長	山本勝利君
町並・地域振興課長	高山重樹君	農林振興課長	新田栄作君
小田支所長	中嶋優治君	環境政策室長	西岡美穂君
教育長	林純司君	学校教育課長	宮久保邦博君
自治・学習課長	福見光生君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	北岡清君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高嶋由久子君	書記	本田紳太郎君
------	--------	----	--------

○議事日程（第15号）

日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 議事日程通告
 日程第 3 議認第 5号 令和6年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 4 議認第 6 号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議認第 7 号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議認第 8 号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議認第 9 号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議認第 10 号 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 69 号 令和6年度内子町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 10 議認第 11 号 令和6年度内子町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 11 議案第 70 号 令和6年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 12 議認第 12 号 令和6年度内子町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 13 議案第 71 号 内子町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 72 号 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 73 号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 74 号 内子町農村地域工業導入地区における固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 17 議案第 75 号 内子町企業誘致条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 76 号 第40号 令和7年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について
- 日程第 19 議案第 77 号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 20 議案第 78 号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 21 議案第 79 号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 22 議案第 80 号 第28号 令和7年度デスクトップパソコン等購入に係る物品購入契約について
- 日程第 23 議案第 81 号 第63号 旧森家住宅改修2期工事（建築主体工事）に係る工事請負契約について
- 日程第 24 議案第 82 号 第64号 大瀬自治センター新築建築主体工事に係る工事請負契約について
- 日程第 25 議案第 83 号 第66号 大瀬自治センター新築設備工事に係る工事請負契約について
- 日程第 26 議員派遣の件

日程第27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第28 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第28まで

午後 2時00分 開会

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（泉浩壽君） それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（泉浩壽君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、5番、向井一富議員、6番、久保美博議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（泉浩壽君） 「日程第2 議事日程通告」をします。

本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第15号）」のとおりであります。

○議長（泉浩壽君） まず、4日に行われた一般質問において、向井一富議員の質疑に対する答弁のなかで一部説明誤りがあり、訂正をしたいとの申し出がありました。これを許可し、理事者の再答弁を許します。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） 発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。

9月4日の本会議におきまして、向井一富議員からの一般質問のなかで行政区の維持に関する再質問で答弁した際に、平成17年の3町合併時の行政区の数について156と申し上げましたが、正しくは154でした。誤った答弁によりまして、大変ご迷惑をおかけしたことを心からお詫びを申し上げ、ここに訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（泉浩壽君） ただ今の答弁に対し、向井一富議員の再質問を許します。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） 再質問ではありませんけれども、きちんと調べていただいて答弁していただきました。ありがとうございました。

以上です。

○議長（泉浩壽君） これより、議事日程に従って提出議案の審議に入ります。

日程第 3	議認第 5 号	令和 6 年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	議認第 6 号	令和 6 年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	議認第 7 号	令和 6 年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	議認第 8 号	令和 6 年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	議認第 9 号	令和 6 年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	議認第 10 号	令和 6 年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第 3 議認第 5 号 令和 6 年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「日程第 8 議認第 10 号 令和 6 年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 6 件を一括議題とします。

予算決算常任委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

菊地予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（菊地幸雄君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 菊地委員長。

〔菊地幸雄予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（菊地幸雄君） 去る 9 月 2 日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました「議認第 5 号 令和 6 年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「議認第 10 号 令和 6 年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の 6 件について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議認第 5 号」から「議認第 10 号」までの 6 件は原案のとおり認定すべきものとするものです。

去る 9 月 9 日及び 10 日、11 日の 3 日間の日程で委員会を開催し、令和 6 年度各会計の決算について、歳入歳出決算書、決算資料、わが町の家計簿及び各課で作成された説明資料等に基づき、「事業執行において、どのような効果があったのか。住民の福祉の向上にどう寄与しているのか。」を基本として審査を行いました。

審査における経過及び主な質疑等についてご報告をいたします。

まず、一般会計決算からご報告いたします。

2款総務費では、メンタルヘルス相談事業に関して「現在、何名の職員が休んでおり、どのような対応をとっているのか。」との質問に対し、「現在8名の職員が休職している。総務課に常勤の保健師を配置してサポートを強化するとともに、昨年12月から復職支援プログラムを導入し、復帰支援と再発防止に取り組んでいる。」との答弁がありました。

また、地域おこし協力隊事業に関して「任期満了後の定住状況はどうか。また定住支援についてどうように考えているのか。」との質問に対し、「任期後の定住率は今年4月1日時点で約40%となっており、年々改善が見られる。地域や担当課と連携を図りながら、定住につながる取り組みをさらに強化していきたい。」との答弁がありました。

3款民生費では、障がい者地域支援活動支援センター事業に関して「指定管理制度の導入後、利用者数やサービスの質に変化はあったか。」との質問に対し、「利用者数は横ばいだが、民営化後は専門職員の配置が進み、サービスの質は向上していると考えている。」との答弁がありました。

4款衛生費では、脱炭素推進事業について「事業成果として、CO₂排出量削減などの検証は行っているのか。」との質問に対し「からり直売所への太陽光発電設備導入に伴う事業効果について、CO₂排出削減量の検証は、事業が令和6年度末事業完了のため、令和7年度実績に基づき行う。一方、電気料金については、4月以降、月約20万円程度の削減効果が確認されている。」との答弁がありました。

6款農林水産業費では、町産材利用木造住宅建築促進事業について「申請件数が減少しているが、主な要因は何か。また、対策は考えているのか。」との質問に対し、「木材をはじめとする資材費や建築費の高騰が続いていること、その結果、新築のハードルが高くなっていると考えられる。対策として、令和7年度からは町内工務店利用への補助拡充など補助要綱を見直しており、これにより申請件数の増加につなげていきたい。」との答弁がありました。

7款商工費では、デジタルサイネージ導入事業に関して「情報はその場にあった最新のものを提供するのがよいと思うが、更新は職員が行えるのか。また、利用状況の把握は可能なのか。」との質問に対し、「データの更新は職員が行うことができ、各設置場所に応じて最適な情報提供に努めている。また、活用状況は画面のタッチ回数で把握できる。」との答弁がありました。

8款土木費では、老朽危険空き家対策について「特定空き家の認定件数は。」との質問に対し、「現時点では特定空き家として認定した件数はない。危険な空き家については個別に対応している。」との答弁がありました。

10款教育費では、学力向上の取り組みについて「外国語活動事業およびGIGAスクール推進事業の成果を学力調査結果からどのように評価しているか。」との質問に対し、「内子町の児童生徒の学力は全国平均並みであるが、外国語活動及びGIGAスクールの

推進を今後も継続・強化することで、学力の一層の向上を図りたい。」との答弁がありました。

その他、一般会計について多くの質疑がなされました。

採決の結果、「議認第5号 令和6年度内子町一般会計歳入歳出決算」は、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

5つの特別会計については、それぞれ質疑はありましたが、福祉や社会生活など住民サービスに直結する事業であり、今後も健全な運営を続けていただきたいと思います。

特に、介護保険事業特別会計では、「高齢化の人口動向を踏まえて、今後の介護計画はどう考えているのか。」との質問に対し、「介護計画は3年ごとに見直しており、高齢化率や人口動態の推移などのデータ収集・分析を行い、必要な施設数や体制を改めて検討する。長期的な対応については、国・県と連携し取り組んでいく。」との答弁がありました。

以上、審査状況について報告をいたしました。

採決の結果、令和6年度における各会計決算は、予算の議決目的及び施策に基づき、執行されていると認められ、よって「議認第6号」から「議認第10号」は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

それぞれの事業において各担当課長より説明を受け、議決した予算に対し、その執行状況の適否を確認することができました。厳しい財政状況ではありますが、今後においても健全な財政運営をお願いするものであります。

なお、今回の審査において各委員から出された意見、要望等については十分、検討のうえ、今後の町政運営と来年度の予算編成に反映させていただきたいことを申し添え、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略します。菊地委員長、席にお戻りください。

「議認第5号」から「議認第10号」までの6件は、一括して討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし。」の声あり]

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議認第5号」から「議認第10号」までの6件は一括して、討論、採決を行うことに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（泉浩壽君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。「議認第5号」から「議認第10号」に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（泉浩壽君）　起立全員です。

よって、「議認第5号」から「議認第10号」までの決算認定6件は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第 9 議案第69号 令和6年度内子町水道事業会計剰余金の処分について

日程第 10 議認第11号 令和6年度内子町水道事業会計決算の認定について

○議長（泉浩壽君）　「日程第9　議案第69号　令和6年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」、「日程第10　議認第11号　令和6年度内子町水道事業会計決算の認定について」以上2件を一括議題とします。

予算決算常任委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

菊地予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（菊地幸雄君）　議長。

○議長（泉浩壽君）　菊地委員長。

〔菊地幸雄予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（菊地幸雄君）　去る9月2日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました「議案第69号　令和6年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第11号　令和6年度内子町水道事業会計決算の認定について」の2議案の審査結果をご報告いたします。

審査結果については、「議案第69号」及び「議認第11号」は原案のとおり可決及び認定すべきものとするものです。

議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告いたします。

「議案第69号　令和6年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」は、条例に基づき、剰余金の処分については、議会の議決を得るものとされています。

水道事業で生じた利益剰余金は、3,011万7,724円です。減債積立金に2,011万7,724円を積立し、企業債の償還に備えるものです。

また、残りの1,000万円を将来の必要な工事をするための積立として、建設改良積立金に積み立てるものであります。

いずれも、法に基づいた適切な処分であると判断いたしました。

採決の結果、「議案第69号」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、「議認第11号　令和6年度水道事業会計決算」については、委員から「夏の水温上昇や南海トラフ巨大地震に備え、町内全域で安定した水の供給にどのように取り組んでいるのか。」との質問に対し、「重要供給施設の耐震工事を優先するとともに、水温の改善や施設の老朽化対策も含め、町内全域で安定した給水を確保できるよう努めていきたい。」との答弁がありました。

採決の結果、「議認第11号」は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

今後、よりいっそうの企業努力を期待して、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略します。

菊地委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず「議案第69号 令和6年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「省略。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第69号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第69号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議認第11号 令和6年度内子町水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） これにて討論を終結します。

「議認第11号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議認第11号」は委員長報告のとおり認定されました。

日程第 11 議案第70号 令和6年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について

日程第 12 議認第12号 令和6年度内子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第11 議案第70号 令和6年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」、「日程第12 議認第12号 令和6年度内子町下水道事業会計決算の認定について」以上2件を一括議題とします。

予算決算常任委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

菊地予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（菊地幸雄君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 菊地委員長。

[菊地幸雄予算決算常任委員長登壇]

○予算決算常任委員長（菊地幸雄君） 去る9月2日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました「議案第70号 令和6年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第12号 令和6年度内子町下水道事業会計決算の認定について」の2議案の審査結果をご報告いたします。

審査結果については、「議案第70号」及び「議認第12号」は原案のとおり可決及び認定すべきものとするものです。

議案ごとに、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

「議案第70号 令和6年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」は、条例に基づき、剰余金の処分については議会の議決を得るものとされています。

下水道事業で生じた利益剰余金は54万4,516円です。減債積立金に54万4,516円を積立し、企業債の償還に備えるものです。

いずれも、法に基づいた適切な処分であると判断いたしました。

採決の結果、「議案第70号」は、全会一致で「原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、「議認第12号 令和6年度下水道事業会計決算」については、委員から「下水道管の耐用年数と状況は。」との質問に対し、「下水道管の標準耐用年数は50年で、現在、30年以上経過している管は全体の約2.6%程度である。」との答弁がありました。

採決の結果、「議認第12号」は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

今後、よりいっそうの企業努力を期待して、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略します。

菊地委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第70号 令和6年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（泉浩壽君） これにて討論を終結します。

「議案第70号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第70号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議認第12号 令和6年度内子町下水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（泉浩壽君） これにて討論を終結します。

「議認第12号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議認第12号」は委員長報告のとおり認定されました。

日程第 13 議案第71号 内子町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例 について

○議長（泉浩壽君） 「日程第13 議案第71号 内子町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

向井総務文教委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

[向井一富総務文教常任委員長登壇]

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る9月2日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第71号」について、審査の結果をご報告します。

審査経緯等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第71号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、投票管理者等の報酬額を国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める基準額に準じた額とするため、条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「投票立会人について、毎回同じ方が務めているように見えるが、立会人の選任に苦慮しているのではないか。現在どのように確保しているのか。」との質疑に対し、「立会人の募集は広報誌で行っているが、応募者が集まらないため、選挙管理委員会が個別にお願いしているケースが多いのが現状である。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第71号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第71号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第71号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、「議案第71号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14 議案第72号 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第14 議案第72号 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る9月2日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第72号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであります。審査結果については「議案第72号」は原案のとおり決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第72号」は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第72号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第72号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第72号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15 議案第73号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第15 議案第73号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

城戸産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸産業建設厚生常任委員長。

〔城戸司産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 去る9月2日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第73号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第73号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、町営住宅使用料が未納のまま退去している入居者の敷金を未納金額に充てるため、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「敷金の額は所得に応じて変わらぬのか、それとも一定なぬか。」との質疑に対し、「敷金は原則として家賃の3ヶ月分となっており、町営住宅の家賃は所得に応じて決まるため個別に異なる。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第73号」は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

城戸委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第73号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第73号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第73号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16 議案第74号 内子町農村地域工業導入地区における固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例について

日程第 17 議案第75号 内子町企業誘致条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第16 議案第74号 内子町農村地域工業導入地区における固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例について」及び「日程第17 議案第75号 内子町企業誘致条例の一部を改正する条例について」以上2件を一括議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

城戸産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸委員長。

[城戸司産業建設厚生常任委員長登壇]

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 去る9月2日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第74号」、「議案第75号」の2議案について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第74号」、「議案第75号」の2議案は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本2議案は、農村地域工業等導入促進法の一部改正により同法第10条が削除されたことに伴い、条例の廃止及び条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「廃止された条例の該当実績について、どの程度実施されていたのか。」との質疑に対し、「内子町には旧町ごとに1事業者ずつの計3事業者が対象となっていたが、指定時期が昭和時代で、すでに廃棄処分されているため、現時点での状況把握は難しい。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第74号」、「議案第75号」の2議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

城戸委員長、席にお戻りください。

討論と採決は議案ごとに行います。

まず「議案第74号 内子町農村地域工業導入地区における固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第74号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第74号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって「議案第74号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第75号 内子町企業誘致条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第75号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第75号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第75号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18 議案第76号 第40号 令和7年度内子町クリーンセンター補修工事に
係る工事請負契約について

○議長（泉浩壽君） 「日程第18 議案第76号 第40号 令和7年度内子町クリー
ンセンター補修工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

城戸産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸委員長。

〔城戸司産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 去る9月2日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第76号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果につ
いては、「議案第76号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、7月28日付けで工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「随意契約の見積もりや単価の審査はどのように行っているのか。」との質疑に対し、「部品や作業ごとの見積もりと労務単価等を基に設計を作成し、建設デザイン課のチェックを受けた後、入札担当部署が入札形式に沿って見積もりを徴収している。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第76号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし。」の声あり]

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

城戸委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第76号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第76号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第76号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 19 議案第77号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第3号）について

日程第 20 議案第78号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 21 議案第79号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（泉浩壽君） 「日程第19 議案第77号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第3号）について」から「日程第21 議案第79号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について」までの3件を一括議題とします。

審査結果について委員長の報告を求めます。

菊地予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（菊地幸雄君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 菊地委員長。

[菊地幸雄予算決算常任委員長登壇]

○予算決算常任委員長（菊地幸雄君） ご報告申し上げます。

去る9月2日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました「議案第77号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第3号）」から「議案第79号 令和7年度内子町水道事業会計（第1号）」の3件の補正予算について、9月12日に全委員13名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑を行い、慎重な審査を行いました。

審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、全3議案、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

「議案第77号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,318万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億6,896万6,000円とするものです。前年同期と比較して5.8%の増額となっております。

「一般会計補正予算（第3号）」に充当する財源は、国県支出金1,876万5,000円の増額、その他特定財源9,450万3,000円の増額、一般財源は、5,991万6,000円の増額となっています。

今回の補正予算は、「魅力ある風景や生活基盤の整備」、「教育への支援」、「防災・安全安心づくり」、そして「移住者への受け入れ」などの予算化が主な内容となっております。

主な歳出予算ですが、2款総務費では、外部人材を活用し、地域課題の解決と活性化を図るため、新たに地域おこし協力隊を受け入れる経費として397万円を計上しており、委員から、「隊員の引っ越し費用の補助は、着任時のみ支給されるのか。」との質問に対し、「引っ越し費用については、着任時の1回に限り支給される。」との答弁がありました。

4款衛生費においては、大洲喜多地区の救急医療などを含む医療体制維持の検討を行うための委託事業負担金507万9,000円を計上しており、委員から「検討会はどのような構成か。」との質問に対し、「検討会は、大洲喜多地区の市長・町長、救急を担う病院の院長、喜多医師会の会長などで構成されている。」との答弁がありました。

6款農林水産業費においては、道の駅内子フレッシュパークからりの設備等修繕費として、305万3,000円を計上しており、委員から「吊り橋の現状の危険性と修繕計画は。」との質問に対し、「床板接合部にあるボルト周辺が腐食してきており、現在、応急措置として補強を行っているため安全性に問題はない。今後は安全確保のため、早期に対応していかたい。」との答弁がありました。

7款商工費においては、道の駅小田の郷せせらぎに係る設計委託料として、1,010万9,000円を計上しており、委員から「せせらぎの売り場スペースが拡張しているが、どのような利用を考えているのか。」との質問に対し、「地域住民の買い物需要を重視しており、拡張スペースには生活必需品等をそろえ、地元住民が普段使いできる道の駅としての運営を検討している。」との答弁がありました。

8款土木費では、岡団地解体工事費178万2,000円を計上しており、委員から「解体後の利用については決まっているのか。」との質問に対し、「解体後は整地し、利用については、今後検討していきたい。」との答弁がありました。

9款消防費では、東沖区消火栓取替工事費72万6,000円を計上しており、委員から「消火栓の設置に関する今後の方針は。」との質問に対し、「水道管の布設替えに合わせて、地下式の消火栓へ順次取替を行っていく。」との答弁がありました。

その他、補正予算について多くの質疑がなされました。

採決の結果、「議案第77号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計1件についてですが、「議案第78号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,548万8,000円を追加し、総額を29億7,816万5,000円とするものです。委員から「徘徊高齢者位置情報サービス利用費補助は、どの範囲に適用されるのか。」との質問に対し、「徘徊対策として通信機器の初期導入費用や補助を対象とし、1万5,000円を限度とし支給するもの。」と答弁がありました。

採決の結果、「議案第78号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、企業会計1件についてですが、「議案第79号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、有価証券の購入費として1億100万円を計上し、資本的支出の総額を4億8,170万5,000円とするものです。

特に質疑はなく、採決の結果、「議案第79号」は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） 委員長報告に対する質疑を省略します。

菊地委員長、席にお戻りください。

討論と採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第77号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第3号）について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第77号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第77号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第78号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第78号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第78号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第79号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第79号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第79号」は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

午後3時5分から再開します。

午後 2時54分 休憩

午後 3時 5分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 22 議案第80号 第28号 令和7年度デスクトップパソコン等購入に係る
物品購入契約について

○議長（泉浩壽君） 「日程第22 議案第80号 第28号 令和7年度デスクトップ
パソコン等購入に係る物品購入契約について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君）　去る9月2日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第80号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第80号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は8月26日に入札を執行し、決定した落札業者と物品購入仮契約を締結いたしましたので議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「現在使用中のパソコンに関してWindowsサポート終了に対する対応と、更新後の機器の処分方法をどのように行うのか。」との質疑に対し、「Windowsは順次、最新の状態に更新を行い、更新した機器の処分についてはハードディスクを破壊して安全に廃棄するものと、その記録を残している。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第80号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君）　これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君）　ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君）　ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第80号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第80号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君）　起立全員です。

よって、「議案第80号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 23 議案第81号 第63号 旧森家住宅改修2期工事（建築主体工事）に係る工事請負契約について

○議長（泉浩壽君）　「日程第23 議案第81号 第63号 旧森家住宅改修2期工事（建築主体工事）に係る工事請負契約について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

城戸産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君）　議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸委員長。

〔城戸司産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 去る9月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第81号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第81号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、8月28日に入札を執行し、決定した落札業者と工事請負仮契約を締結いたしましたので議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「最近の局地的な豪雨を踏まえ、雨どいなど排水容量は十分確保されているのか。」との質疑に対し、「昨今の降雨事情を踏まえ、雨どいなどは、やや大きめのものを採用している。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第81号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

城戸委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第81号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第81号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、「議案第81号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 24 議案第82号 第64号 大瀬自治センター新築建築主体工事に係る工事請負契約について

○議長（泉浩壽君） 「日程第24 議案第82号 第64号 大瀬自治センター新築建築主体工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る9月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第82号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第82号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は8月28日に入札を執行し、決定した落札業者と工事請負仮契約を締結いたしましたので議会の議決を求めるものです。

委員の質疑において、「今回使用予定の石州瓦の特徴と、なぜ採用したのか。」との質疑に対し、「石州瓦は耐久性に優れる一方、重量が重いという特徴がある。今回建築予定の大瀬成屋地区は景観重点区域に指定されており、構造設計上問題がないため景観を配慮し石州瓦を採用した。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第82号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第82号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第82号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、「議案第82号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 25 議案第83号 第66号 大瀬自治センター新築設備工事に係る工事請負契約について

○議長（泉浩壽君） 「日程第25 議案第83号 第66号 大瀬自治センター新築設備工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

向井総務文教常任委員長、登壇願います。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君）　去る9月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第83号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第83号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は8月28日に入札を執行し、決定した落札業者と工事請負仮契約を締結したので議会の議決を求めるものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第83号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君）　これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君）　ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」「省略。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君）　ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第83号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第83号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君）　起立全員です。

よって、「議案第83号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 26 議員派遣の件

○議長（泉浩壽君）　「日程第26　議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君）　ご異議なしと認めます。

従って、議員派遣の件については、お手元に配布したとおり派遣することに決定しました。

日程第 27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（泉浩壽君）　「日程第27　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

従って、議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 28 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（泉浩壽君）「日程第28 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

従って、各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

ここで小野植町長、ご挨拶をお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。

まずは、提案いたしました議案について、慎重審議のうえ、全議案をお認めいただき、誠にありがとうございました。それぞれの審議のなかでいただきましたご意見等を踏まえ、業務の趣旨、目的に沿って適切に執行してまいります。

さて、公益財団法人内子町国際交流協会は、昨年、設立30周年を迎えました。地域の皆さんに出资いただいて設立され、これまで青少年海外派遣事業やドイツ・ローテンブルク市との姉妹都市交流など、世界と内子町をつなぐ架け橋として様々な事業に取り組んでまいりました。

この度、それを記念し、9月28日に「Uchiko World Festival～内子で世界の文化体験～」を開催いたします。日本の着物や茶道などの体験はもとより、海外の民族衣装やゲーム、アート、音楽、料理などの文化を体験し、相互理解を図るものとなっております。これまでの交流のあゆみを振り返るとともに、世界に目を向けることで、自分たちの住む町や国に対して新たな発見や気付きを得る機会になるよう期待しております。

また、10月18日からは、愛媛県と東京芸術大学主催の「アートベンチャーエヒメフェス2025」が開催され、小田地区が会場のひとつとなっております。長年、内子町を活動や実習のフィールドとして調査、研究されている愛媛大学の井口梓教授が、今回はアーティストとして参加し、これまで小田地区で行ってきた活動をもとに作品を制作し、歴史の重なりや人々のつながりを表現されます。

また地域の方々も関連事業に参加、協力いただき、現在準備の真っただ中と聞いております。アートを介して地域の歴史や文化に触れ、地域を知り、さらに絆を深めていく機会になろうかと存じます。

いずれの催しも貴重な機会でございますので、多くの方にご参加いただければ幸いと存じます。

これから少しずつ、朝晩に秋の始まりを感じる季節をを迎えます。議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、町政発展のため、引き続き、町行政に対しましてご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、町長としてのあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（泉浩壽君） 以上をもちまして、令和7年9月第150回内子町議会定例会を閉会します。

本日はこれをもって散会いたします。

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。

午後 3時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第150回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 町長提出議案

番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決結果
報告 8	株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について	R7.9.2	R7.9.2	受理
報告 9	小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について	R7.9.2	R7.9.2	受理
報告 10	公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について	R7.9.2	R7.9.2	受理
報告 11	健全化判断比率の報告について	R7.9.2	R7.9.2	受理
報告 12	資金不足比率の報告について	R7.9.2	R7.9.2	受理
報告 13	内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について	R7.9.2	R7.9.2	受理
議認 5	令和6年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について	R7.9.2	R7.9.18	認定
議認 6	令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について	R7.9.2	R7.9.18	認定
議認 7	令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	R7.9.2	R7.9.18	認定
議認 8	令和6年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	R7.9.2	R7.9.18	認定
議認 9	令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	R7.9.2	R7.9.18	認定
議認 10	令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	R7.9.2	R7.9.18	認定
議案 69	令和6年度内子町水道事業会計剰余金の処分について	R7.9.2	R7.9.18	原案可決

議認 1 1	令和6年度内子町水道事業会計決算の認定について	R7. 9. 2	R7. 9. 18	認定
議案 7 0	令和6年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について	R7. 9. 2	R7. 9. 18	原案可決
議認 1 2	令和6年度内子町下水道事業会計決算の認定について	R7. 9. 2	R7. 9. 18	認定
議案 7 1	内子町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例について	R7. 9. 2	R7. 9. 18	原案可決
議案 7 2	内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	R7. 9. 2	R7. 9. 18	原案可決
議案 7 3	内子町営住宅条例の一部を改正する条例について	R7. 9. 2	R7. 9. 18	原案可決
議案 7 4	内子町農村地域工業導入地区における固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例について	R7. 9. 2	R7. 9. 18	原案可決
議案 7 5	内子町企業誘致条例の一部を改正する条例について	R7. 9. 2	R7. 9. 18	原案可決
議案 7 6	第40号 令和7年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について	R7. 9. 2	R7. 9. 18	原案可決
議案 7 7	令和7年度内子町一般会計補正予算（第3号）について	R7. 9. 2	R7. 9. 18	原案可決
議案 7 8	令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	R7. 9. 2	R7. 9. 18	原案可決
議案 7 9	令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について	R7. 9. 2	R7. 9. 18	原案可決
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	R7. 9. 2	R7. 9. 2	原案可決
諮問 2	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	R7. 9. 2	R7. 9. 2	原案可決
諮問 3	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	R7. 9. 2	R7. 9. 2	原案可決

議案 8 0	第 28 号 令和7年度 デスクトップパソコン等購入 に係る物品購入契約について	R7. 9. 2	R7. 9. 18	原案可決
議案 8 1	第 63 号 旧森家住宅改修2期工事（建築主体工事） に係る工事請負契約について	R7. 9. 4	R7. 9. 18	原案可決
議案 8 2	第 64 号 大瀬自治センター新築建築主体工事に係る 工事請負契約について	R7. 9. 4	R7. 9. 18	原案可決
議案 8 3	第 66 号 大瀬自治センター新築設備工事に係る工事 請負契約について	R7. 9. 4	R7. 9. 18	原案可決